環境事業概要

No.26

平成17年版

明石市環境部

明石市環境方針

明石市は、地球環境と調和した人と自然との共生を確保し、循環を基調とする持続可能な社会の実現のため、次に掲げる方針にもとづいて環境の取り組みに率先して行動します。

- 1 市民、NPO、事業者とのパートナーシップにより、明石市環境基本計画に基づく 環境施策を推進します。
- 2 環境マネジメントシステムの推進により、行政経営の改善を目指します。
- 3 環境目的及び環境目標を定め、定期的な見直しを行いながら、汚染の予防に努め、 環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
- 4 省エネルギー・省資源、グリーン購入などエコオフィス活動に取り組みます。
- 5 公共事業については、積極的に環境に配慮します。
- 6 事務事業の推進や施設管理にあたっては、環境関連法令等を遵守します。
- 7 市職員は、環境方針を理解し、環境への認識を深め、環境保全活動を継続的に進めます。
- 8 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を広く公表します。

平成16(2004)年7月1日

明石市長 北口寬 人

市勢の概要

2. 人口及び世帯数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
環境部の機構と予算等	
1. 環境部の機構と所管事務事項及び人員配置 ・・・・	•• 3
(1) 機 構	3
(2) 所管事務事項 ······	3
環境政策課	
環境第1課	
ごみ対策課	
環境第2課	
明石クリーンセンター	
(3) 人員配置	8
(4) 環境部各課(かい)施設配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 予算及び決算	••• 10
(1) 環境部の予算等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 平成 16 年度一般会計決算 ······	•• 14
計画等	
1. 概 要	•• 15
2. 明石市環境基本計画	•• 15
1 環境基本計画の基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 15
2 環境基本計画書の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
3 環境基本計画に基づく施策の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
3. ISO14001の認証取得	•• 17
1 ISO14001とは ······	•• 17
2 ISO14001の認証取得について ・・・・・・・・	•• 17
3 認証取得の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•• 17
3 認証取得の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	•• 17
4. 明石市地球温暖化対策実行計画 ·······	· 17 · 18

2 ごみ及び資源物の排出計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1) ごみの収集(排出)量 ・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2) 資源物の収集(排出)量	20
3 ごみの処理主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 収集運搬 ······	20
(2) 中間処理 ······	20
(3) 最終処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(4) 搬入チェック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4 ごみ処理実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 排出抑制・再資源化計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(2) 収集運搬計画 ······	22
(3) 中間処理計画 ······	23
(4) 最終処分計画 ······	24
(5) 中間処理・最終処分量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
5 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6 生活排水処理計画 ·····	25
(1) 処理の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2) し尿収集運搬計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(3) 浄化槽汚泥収集運搬計画 ·····	27
(4) 中間処理計画(し尿、浄化槽汚泥) ・・・・・・・・	27
(5) 最終処分計画 ······	27
(6) 処 理 量	27
7. 平成 16 年度 廃棄物収集・処理実績 ・・・・・・・	28
1 ごみ及び資源物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1) 人 口	28
(2) ごみの搬入量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(3) 資源物の収集量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(4) ごみの処理量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(5) 最終処分場の埋立状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
2 し 尿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(1) 収集人口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(2) 収集量	30
(3) 中間処理量 ·····	30
(4) 最終処分量 ······	30
理接关化。数供	
環境美化・整備	
1 . 概 要 ······	31
2	31

(1)	環境月間行事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(2)	環境美化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(3)	保健衛生推進協議会との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
3. 璟	環境整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(1)	空き地の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(2)	不法投棄の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(3)	ポイ捨て・ふん害の防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(4)	駅前歩道等の清掃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(5)	屋外一斉清掃 ·····	36
(6)	薬剤散布 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(7)	犬・ねこ等の死体処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(8)	ねこの引き取り ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(9)	墓地・納骨堂等の経営等の許可等 ・・・・・・・・・・・・	37
	環境保全対策	
	极况从主对求	
1.	概 要	39
2.	環境啓発関連事業	39
3.	公害防止対策事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
(1)	公害防止対策の総合的施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(2)	公害防止対策の連絡調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3)	公害監視測定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(4)		43
(5)	公害防止施設設置資金融資の調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4 .	公害発生源の規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(1)	法律・条令による規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(2)	公害防止協定(環境保全協定) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	公害関係法令に基づく特定施設等の届出 ・・・・・・・・・	45
	公害に関する苦情処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
7.	環境の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	し尿処理	
	概 要	47
2.	し尿収集運搬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
٠,	概 要	48
	収集実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	し尿収集実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
(1)	し尿月別収集量の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

(2)	1 車当たり平均作業量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
4. Ц	双集経費	52
(1)	収集経費 ·····	52
(2)	1kl当たりの収集単価と経費割合 ·····・・・・・・・	52
(3)	年間収集経費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
5. Ц	双集運搬業務の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(1)	汲取戸数と収集量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(2)	収集運搬委託料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
6. 蒼	P化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)	54
(1)	浄化槽設置状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(2)	浄化槽の清掃等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
7. l	レ尿処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(1)	魚住清掃工場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(2)	し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(3)	工場各種測定項目及び規制値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(4)	魚住清掃工場測定結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(5)	処分経費 ·····	60
(6)	1kl当たりの処分単価と経費割合 ・・・・・・・・・	60
(7)	年間処分経費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	- 1 ごみの減量化・資源化	
1. 椎	V - WW	61
	V - WW	61 61
2. 耋	爱	•
2. 耋	既 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
2. \$\frac{1}{2}\$	既 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61
2. \$\frac{1}{2}\$	既 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 61
2 . ½ 3 . (1) (2)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 61 63
2. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 61 63 64
2. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 61 63 64 67
2. \$\frac{1}{2}\$ 3. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\frac{1}{2}\$	無 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68
2. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\begin{array}{c} (1) (2) \end{array}\$	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68 68
2. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\begin{array}{c} (1) (2) \end{array}\$	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 61 63 64 67 68 68 69
2. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\begin{array}{c} (1) (2) (5) . \end{array}\$	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68 68 69 69
2. \$\frac{1}{2}\$ 3. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2) 5. \$\frac{1}{2}\$ (1) (2)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68 68 69 69
2. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (5. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (3)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68 68 69 69 69
2. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (3) (4) 4. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (5. \$\frac{1}{3}\$ (1) (2) (3)	照 要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 61 63 64 67 68 68 69 69 69 70

(1) 「あかし環境フェア」の開催 ・・・・・・・・・・・・・	71
(2) 「スリムリサイクル宣言店」 ・・・・・・・・・・・・	72
(3) 啓発パンフレット等の作成 ・・・・・・・・・・・・・・	72
(4) 環境情報誌「ぷらざ通信」の発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
(5) 環境ビデオ・ライブラリー ・・・・・・・・・・・・・・	72
- 2 ごみ処理(収集・運搬)	
1. 概 要	73
(1) 展 望	73
(2) 事業の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
2. 収集及び運搬 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
(1) 概 要 ······	75
(2) 収集実施状況 ······	76
(3) 収集方法及び収集回数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
3. ごみ収集実績(計画収集分)	78
(1) 年度別収集量 ······	78
(2) 月別収集量 ······	78
(3) 搬入者別収集量 ······	79
4. 分別収集(資源ごみの収集) ・・・・・・・・・・・・・・・	80
(1) 概 要	80
(2) 資源ごみ分別収集実績量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
5. 粗大ごみ戸別有料収集	80
(1) 概 要	80
(2) 有料化前後における粗大ごみ量の変化 ・・・・・・・・・	80
6. 広報・広聴活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
7. 収集経費	82
(1) 収集経費 ·····	82
(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合 ······	82
(3) 年間収集経費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
- 3 ごみ処理(中間処理・最終処分)	
1. 概 要	83
2. 明石クリーンセンターの施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(1) 焼却施設	84
(2) 破砕選別施設	84
(3) 最終処分場	87
3. ごみ処理の実績等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
(1) 明石市におけるごみ排出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
(2) 平成 16 年度ごみの搬入量と処理実績フロー・・・・・	89
(3) 過去 5 年間の焼却に関する実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90

(4)	焼却施設発電状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
(5)	可燃ごみ組成分析結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
(6)	過去5年間の埋立に関する実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
(7)	不燃ごみの組成分析表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
(8)	資源ごみ処理状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	91
(9)	クリーンセンター総合排水分析結果表 ・・・・・	92
(10)	フロン回収 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
(11)	ダイオキシン類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
(12)	ごみ処分経費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
(13)	年間処分経費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
(14)	廃棄物処理手数料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	資料	
	R 77	
1. 日	月石市地球温暖化対策実行計画の概要 ・・・・・・・	97
1 計	一画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
2 計	一画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
3 計	一画の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
4 明	石市の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
5 肖	減目標の設定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	98
6 温	室効果ガス総排出量に関する目標 ・・・・・・・・・	99
2. B	月石市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の概要	100
1 計	画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
2 計	一画の目標年度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
3 5	お処理基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
3 4	お処理基本施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
3. £	環境行政関係条例等 ·····	103
4. 1	保有車両一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	137
	環境政策課	
	環境第1課	
	ごみ対策課	
	環境第2課	
	明石クリーンセンター	
5.	委託・許可業者一覧表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
(1)	し尿収集運搬委託業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
(2)	ごみ収集・運搬委託業者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
(3)	净化槽清掃業許可業者 ·····	140
(4)	一般廃棄物処理業許可業者 ·····	141
6 4	= 実	1/12

市勢の概要



明石市立天文科学館

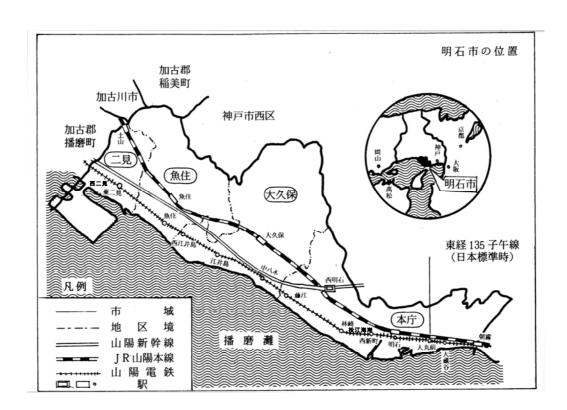
市勢の概要

1. 市域の概要

本市は、兵庫県の瀬戸内海側のほぼ中央に位置し、東と北は神戸市に、西は播磨町、稲美町、加 古川市に接し、南は明石海峡をへだてて淡路島と相対しています。また、市の東部を東経 135 度子 午線が通っており、「日本標準時のまち」としても知られています。

市域の面積は49.24 km²で、ゆるやかな丘陵を背にして東西約16 kmの海岸線に沿った帯状の市域を形成しています。内陸部への広がりは比較的少なく、南北の最長距離は9.4 kmです。

地形的には、市域の大部分が平坦で起伏が少なく、最も高い地点は大久保町松陰の 94.6m です。



こうした地形のため、市内を流れる河川もほとんどが小規模河川です。このうち最も大きなものが明石川で、その東方に朝霧川、西方に谷八木川、赤根川、瀬戸川等の小河川が市域を南北に流れ、明石海峡から播磨灘にそそいでいます。

気候は、瀬戸内海に面しているため気温の年較差が少なく温暖です。

また、本市は東西に山陽新幹線をはじめJR、山陽電気鉄道、国道2号、明姫幹線等の鉄道・道路軸が整備されており、交通の利便の良さからベットタウン化が進む一方で、平成10(1998)年春開通の明石海峡大橋により、淡路、四国方面とのアクセスが大きく向上したことに伴い、その交流拠点としての新たなまちづくりが推進されています。

2. 人口及び世帯数

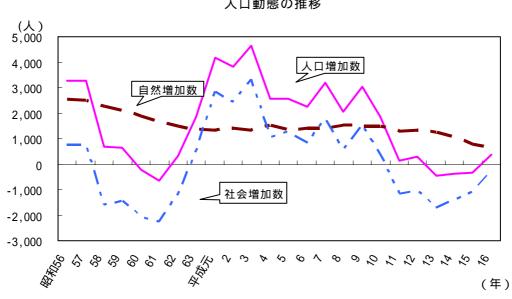
(平成 17年4月1日現在)

		人口	世帯数				
総	数	男	女		1 世帯平均人員		
	人	人	人	世帯	人		
2 9 1	, 687	141,897	149,790	112,176	2.6		

平成 12 年国勢調査人口による推計より

平成 16 年中 (1~12月)の人口増加数は、355人でした。

内訳は自然増加数(出生数-死亡数)632人、社会増加数(転入-転出) 277人です。



人口動態の推移

人口動態の推移をみると昭和 58、59 年には転出数が転入数を上回り社会減となっていますが、自 然増が社会減を上回り総人口は増加していました。ところが昭和60、61年は社会減が2,000人余り となったため自然増でカバーしきれず、2年連続して総人口は減少しました。

しかし、昭和62年には転出数の減少により社会減が縮小したため再び自然増が社会減を上回り、 総人口は増加となりました。昭和63年以降平成10年までは転入超過が続きましたが、平成11年か らは6年連続で転出超過となりました。平成13年以後は社会減の減少幅が自然増を上回ったため、3 年連続して総人口は減少していましたが、平成16年中は4年ぶりに増加に転じました。

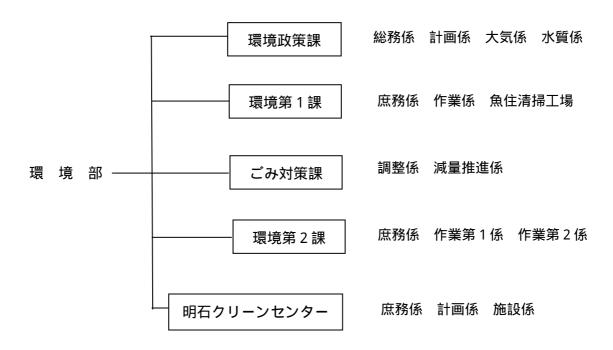
環境部の機構と予算等



環境部の機構と予算等

1.環境部の機構と所管事務事項及び人員配置

(1) 機 構 (平成 17 年 4 月 1 日現在)



環境部は、上記のとおり構成されており、環境衛生、環境保全、公害対策、ごみの減量・資源化、 ごみ及びし尿処理等の業務を担当しています。

(2) 所管事務事項 (平成17年4月1日現在)

○環境政策課

総務係

- (1) 部内事務の企画及び調整に関すること。
- (2) 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和 46 年条例第 57 号)第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規許可に関すること。
- (4) 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例(平成 11 年条例第 22 号。以下「環境基本条例」という。)第5章第6節に規定する空き地の適正管理に関すること。
- (5) 明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例(平成 11 年条例第 23 号)の 実施に関すること。
- (6) 環境美化意識の普及啓発及び環境美化団体との連絡調整に関すること。

- (7) 道路清掃車による道路の清掃に関すること。
- (8) 明石市保健衛生推進協議会との連絡調整に関すること。
- (9) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく墓地、納骨堂及び火 葬場の許可等に関すること。
- (10) 環境部事業場安全衛生委員会の庶務に関すること。
- (11) 部及び課の庶務に関すること。
- (12) その他部内他課係の所管に属さない事項に関すること。

計 画 係

- (1) 地球温暖化の防止その他の地球環境問題に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 環境基本計画等の策定及びその推進に関すること。
- (3) 環境基本条例等の実施に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (4) 明石市環境マネジメントシステムの運用及び環境管理責任者の補佐に関すること。
- (5) 新エネルギー及び省エネルギーに関する施策の企画及び推進に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 環境基本条例第4章第2節に規定する自然保護地区及び生物保護地区に関すること。

大 気 係

- (1) 大気環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)の規制及び指導並びに関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 大気汚染等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 騒音、振動及び悪臭に係る規制地域の指定及び規制基準の設定に関すること。
- (5) 大気汚染及び騒音の常時監視に関すること。
- (6) 大気汚染等に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) 大気汚染等に係る測定機器の維持管理に関すること。
- (8) その他大気汚染等に関すること。

水 質 係

- (1) 水環境の保全に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 水質汚濁及び土壌汚染(以下「水質汚濁等」という。)の規制、指導、関係法令に基づく届出に関すること。
- (3) 水質汚濁等の防止技術の調査、研究及び指導並びに測定に関すること。
- (4) 生活排水に係る施策の推進に関すること。
- (5) 水質汚濁等の常時監視に関すること。
- (6) 水質汚濁等に係る苦情処理及び紛争のあっせんに関すること。
- (7) 環境政策課分室の維持管理に関すること。(大気係の項第7号に係るものを除く。)
- (8) その他水質汚濁等に関すること。
- (9) 産業廃棄物の調査及び研究に関すること。
- (10) 公害防止計画及び環境保全協定等に関すること。

○環境第1課

庶 務 係

- (1) し尿処理の企画及び調整に関すること。
- (2) し尿に係る統計に関すること。
- (3) し尿の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (4) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業 (浄化槽汚泥に限る。) の許可の更新に関すること。
- (5) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業 (浄化槽汚泥に限る。) の許可業者の指導監督に関すること。
- (6) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)に基づく浄化槽設置等の届出及び浄化槽の管理 に係る報告に関すること。
- (7) 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検又は清掃に係る指導、勧告及び改善命令等に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

作 業 係

- (1) し尿の収集及び運搬に関すること。
- (2) 委託業者の指導監督に関すること。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料に関すること。
- (4) し尿収集車及び器具器材の管理に関すること。

魚住清掃工場

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること。
- (2) し尿及び浄化槽汚泥に係る検査及び実験に関すること。
- (3) 工場施設の維持管理に関すること。
- (4) その他工場に関すること。

○ごみ対策課

調整係

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下同じ。)の発生抑制、再利用及び再生利用(以下「減量化及び再資源化」という。)の推進に係る計画及び分別収集計画の策定に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の進捗管理及びその調整に関すること。
- (3) 減量化及び再資源化並びに適正処理に係る調整に関すること。

減量推進係

- (1) 家庭系一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化及び資源化の普及啓発に関すること。
- (4) ごみ減量推進員に係る事務に関すること。
- (5) リサイクルプラザの管理運営に関すること。

○環境第2課

庶 務 係

- (1) 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下第4号までにおいて同じ。)処理の企画及び調査に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理に係る統計に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託契約に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。)の許可の更新に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

作業第1係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (2) 委託業者及び一般廃棄物処理業の許可業者の指導監督に関すること。
- (3) 車両及び器具機材の管理に関すること。
- (4) 一般廃棄物の分別及び排出の指導並びに市民意識の啓発に関すること。

作業第2係

- (1) 粗大ごみの受付並びに収集及び運搬に関すること。
- (2) 屋外一斉清掃に伴う土砂等の収集運搬に関すること。
- (3) 不法投棄の監視及び不法投棄に係る廃棄物処理に関すること。
- (4) 犬、猫等小動物の死体処理に関すること。
- (5) ねずみ、衛生害虫等の相談に関すること。
- (6) 防疫器具機材及び薬剤の管理に関すること。

○明石クリーンセンター

庶 務 係

- (1) 廃棄物(し尿を除く。以下第4号までにおいて同じ。)の搬入及び処分に関すること。
- (2) 廃棄物の処分費用に関すること。
- (3) 入札及び契約事務に関すること。
- (4) 資源化物の処分に関すること。
- (5) センターの庶務に関すること。

計 画 係

- (1) 廃棄物処分の企画、調査及び統計に関すること。
- (2) 焼却施設(発電設備を含む。) 破砕・選別施設及び最終処分場(以下「施設」という。)の運転及び保全に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 施設の整備計画及び保全計画に関すること。
- (4) 施設整備に係る設計及び施工に関すること。
- (5) 環境マネジメントシステムの運用に関すること。
- (6) センターの事務改善に関すること。

施設係

(1) 施設及び設備の保全に関すること。

- (2) 環境保全に係る廃棄物の検査及び分析に関すること。
- (3) 破砕・選別施設の業務管理受託者の指導監督に関すること。
- (4) 焼却施設の運転に関すること。
- (5) 焼却施設の業務管理受託者の指導監督に関すること。

(3) 人員配置

環境部における各課 (かい)の人員配置は次表のとおりです。

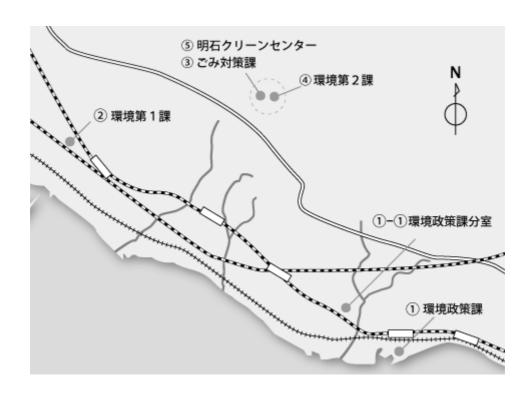
平成 17 年 4 月 1 日現在

			部	次	課	所	担	副	副	主	副	係	担	エ	専	主	主	技	書	技	事	作	運主 任	クレー	自動	作	小	臨	臨時	合
細ないな	職	名					当課	課	所		主		当係	場	門						務	業	転レ・	ーン運転士	自動車運転手	業	±1	時嘱託	事	-1
課(かい)係名	<u> </u>		長	長	長	長	長	長	長	幹	幹	長	長	長	員	查	事	師	記	手	員	長	ェ ナン	転士	転	員	計	託	員	計
	総務	係	1	1	(1)						1	(1)			1		2								1		7 (2)	1	1	
環境政策課	計画	ī 係									1	(1)			1			1	1								4 (1)		1	22
场况以 从	大 気	、係					1					(1)			1			2									4 (1)			(5)
	水質	係								1		(1)			2			1									4 (1)			
	庶務	係			1					1		(1)			1	1										1	5 (1)		1	
環境第1課	作業	係								1		(1)			1	1						2			6	5	16 (1)			35 (3)
	魚住清排	帚工場								1				(1)	4							1			4	3	13 (1)			
ごみ対策課	調整	经			1						1	(1)					1										3 (1)			13
この対象部	減量推	進係								1		(1)			1		1		1							1	5 (1)	3	2	(2)
	庶 務	係		1	1			1		1		(1)				1			1								6 (1)		1	
環境第2課	作業第	1係										1					2		1			7			60	13	84			102
	作業第	2係										1			1		1					2			4	2	11			, ,
	庶務	係				1				1		(1)				2	1		1		1	3			6	3	19 (1)	2	1	
明石クリー ンセンター	計画	ī 係								1	1	(1)						4									6 (1)		1	45 (3)
	施設	係								1		(1)	1		2	2		4					1	4			15 (1)		1	(-)
計			1	2	3 (1)	1	1	1	0	9	4	2 (12)	1	(1)	15	7	8	12	5	0	1	15	1	4	81	28	202 (14)	6	9	217 (14)

()は兼務

 ∞

(4) 環境部各課(かい)施設配置



図番号	課(かい)の名称	所在地	₹	電話番号	最寄駅
	環境政策課	明石市相生町 2 丁目 5-15	673 -0882	(078)918 - 5029 " 5030	JR 明石駅南 1 km
-	環境政策課分室	" 王子2丁目12-6	673 -0022	(078)927 - 5678	山陽電鉄西新町駅 北西 1 km
	環境第1課	" 魚住町西岡 2119-9	674 -0084	(078)918 - 5740 (魚住清掃工場 918 - 5742	JR 魚住駅西 2 km
	ごみ対策課	" 大久保町松陰 1131	674 -0053	(078)918 - 5794	JR 大久保駅北 4 km
	環境第2課	" 大久保町松陰 1138	674 -0053	(078)918 - 5780	"
	明石クリーンセンター	" 大久保町松陰 1131	674 -0053	(078)918 - 5790	"

2. 予算及び決算

(1) 環境部の予算等

平成16年度決算状況

歳 入 (単位;千円)

款	項	目	決算額	決算の説明			
				動物死体処理手数料	2,030		
				し尿汲取手数料	24,043		
 使用料及び	手数料	怎 什	387,406	浄化槽汚泥投入手数料	9,351		
手数料	士安义不计	衛生手数料	387,406	清掃業者許可申請手数料	20		
				ごみ処理手数料	347,357		
				粗大ごみ収集手数料	4,605		
				水質汚濁防止対策事業費補助金	1,611		
国庫支出金				大気汚染防止対策事業費補助金	1,467		
	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	6,240	低公害自動車普及事業費補助金	1,092		
				大気汚染監視等事業補助金	1,831		
				水質汚濁物質等監視補助金	239		
		衛生費	2,088	環境行政費市町交付金	788		
	県補助金	県補助金	2,000	県自治振興事業費補助金 (財政課歳入)	1,300		
	未開め並	商工費	14,396	緊急地域雇用対策特別事業費補助金	14,396		
 県支出金		県補助金	14,000	(商工観光課歳入)	11,000		
· 宋文田亚				ねこの引き取り事務委託金	2		
	県委託金	衛生費	490	環境衛生改善指導県移譲事務交付金	49		
	7/ X 10 3K	委託金	430	大気汚染常時監視網管理運営委託金	30		
				一般廃棄物対策県移譲事務交付金	409		
				余剰電力売却収入	147,313		
				金属類売却収入	76,919		
				紙類・布類分別収集業務収益金	17		
諸収入	雑 入	雑 入	230,178	自動車排出ガス測定局移転補償費	4,826		
				自動販売機電気代他	505		
				建物損害共済災害共済金(管財課歳入)	38		
				自動車損害共済災害共済金(管財課歳入)	560		
市債	市債	衛生費	96,300	清掃車両購入事業債	50,300		
-12 154	או יוי	附上具	30,000	ごみ処理施設整備事業債	46,000		
_	般 財	源	1,478,539				
合		計	2,215,637				

(他課予算等への財源充当)

款	項	目	決算額	決算の説明
諸収入	雑入	雑入	54	電柱占有料等(一般財源へ充当) 54

歳 出 (単位;千円)

			財	———— 源		訳	· ·	12 / 113 /
 款項		決算額	国県				説	月
			支出金	市債	その他	一般	·	
総務費	— 般	560			560		交通事故損害賠償金	560
総務管理費	管理費							
衛生費	保健衛生	1,715				1,715	保健衛生推進協議会運営事業	1,529
保健衛生費	総務費						環境部事業場安全衛生委員会事務事業	186
	環境	130,208	15,745			114,463	環境対策一般事務事業	3,157
	衛生費						環境美化推進事業	26,540
							環境美化推進(緊急雇用創出)事業	14,396
							再生資源集団回収助成事業	68,607
							ごみ減量化啓発事業	5,384
							環境共生啓発事業	4,739
							リサイクルプラザ運営事業	1,895
							環境基本計画等推進事業	1,916
							ISO14001運用事業	3,574
	公 害	47,429	5,966		4,826	36,637	環境政策課分室維持管理事業	3,617
	対策費						大気保全・悪臭対策事業	32,374
							水質保全対策事業	10,534
							騒音・振動対策事業	904
衛生費	清 掃	47,711	409		498	46,804	環境第1課総務関係経費	958
清掃費	総務費						環境第2課総務関係経費	1,403
							明石クリーンセンター総務関係経費	18,420
							都市清掃会議事務事業	788
							環境第1課事務棟維持管理事業	9,016
							環境第2課事務棟維持管理事業	17,126
	ご み	1,822,340	1,094	93,700	578,241	1,149,305	ごみ収集運搬事業	45,700
	処理費						ごみ収集運搬委託事業	333,303
							ごみ収集車両購入事業	48,928
							粗大ごみ収集運搬事業	26,472
							分別収集細分化事業	1,231
							廃棄物処理事業	65,556
							焼却施設運営事業	1,033,910
							廃棄物広域処理事業	18,577
							破砕選別施設運営事業	247,718
							第 3 次埋立処分施設整備事業	945
	し尿	165,674		2,600	33,459	129,615	し尿収集運搬事業	8,602
	処理費						し尿収集運搬委託事業	33,991
							魚住清掃工場管理運営事業ほか	67,423
							魚住清掃工場施設整備事業	55,658
合	計	2,215,637	23,214	96,300	617,584	1,478,539		

平成 17年度当初予算

歳 入 (単位;千円)

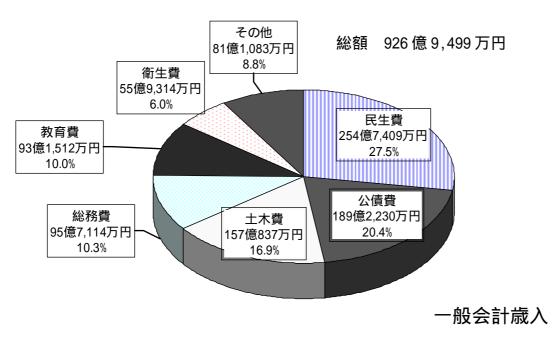
款	項	目	予算額	予算の説明	
				動物死体処理手数料	1,920
				清掃業者許可申請手数料	540
 使用料及び	手数料	衛生手数料	207 000	し尿汲取手数料	23,000
手 数 料			387,660	浄化槽汚泥投入手数料	10,200
				ごみ処理手数料	340,000
				粗大ごみ収集手数料	12,000
国庫支出金	国庫補助金	衛生費 国庫補助金	0		
	県補助金	衛生費 県補助金	800	環境行政費市町交付金	800
 県支出金				ねこの引き取り事務委託金	2
, 宋文山亚 	県委託金	衛生費	486	環境衛生改善指導県移譲事務交付金	3
		委託金	400	大気汚染常時監視網管理運営事務委託金	30
				一般廃棄物対策県移譲事務交付金	451
				余剰電力売却収入	139,000
				金属類売却収入	70,000
諸収入	雑入	雑入	209,637	行政財産目的外使用料他	637
市債	市債	衛生債	54,600	清掃車両購入事業債	54,600
合		計	653,183		

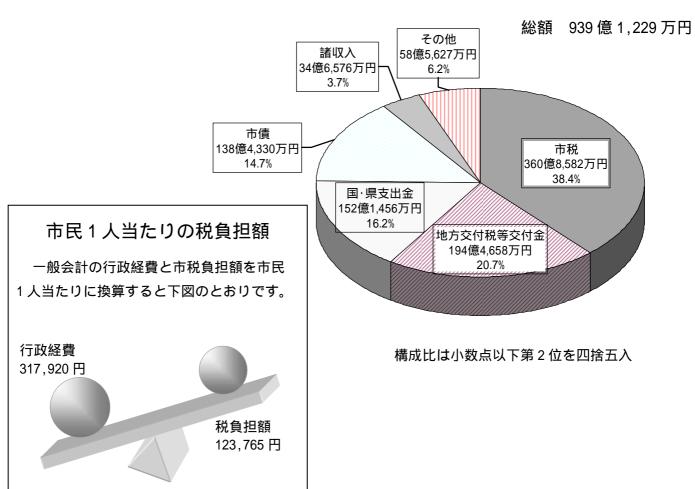
歳 出 (単位;千円)

			財		内	訳		(十四,113)
款項	目	予算額	国県	市債	その他		説	明
			支出金					
衛生費	 保 健 衛 生	1,712				1,712	保健衛生推進協議会運営事業	
保健衛生費	総務費						環境部事業場安全衛生委員会事務	
	環 衛生費	127,188	3			127,185	環境対策一般事務事業	4,327
	附工具						環境美化推進事業	31,754
							再生資源集団回収助成事業	68,265
							ごみ減量化推進事業	10,617
							環境共生啓発事業	4,422
							環境基本計画等推進事業	2,843
							ISO14001運用事業	3,633
							リサイクルプラザ運営事業	1,327
	公 害	42,418	830			41,588	環境政策課分室維持管理事業	3,790
	対策費						大気保全・悪臭対策事業	26,641
							水質保全対策事業	11,337
							騒音・振動対策事業	650
衛生費	清 掃	60,512	451		1,144	58,917	環境第1課総務関係経費	1,080
清掃費	総務費						環境第1課事務棟維持管理事	業 18,738
							ごみ対策課総務関係経費	230
							環境第2課総務関係経費	1,620
							環境第2課事務棟維持管理事	業 18,402
							明石クリーンセンター総務関係経費	19,597
							都市清掃会議事務事業	845
	ごみ	1,536,854	2	54,600	562,920	919,332	ごみ収集運搬事業	57,071
	処理費						ごみ収集運搬委託事業	383,230
							ごみ収集車両購入事業	54,720
							粗大ごみ収集運搬事業	20,100
							分別収集細分化事業	3,910
							廃棄物処理事業	66,215
							焼却施設運営事業	711,739
							廃棄物広域処理事業	15,077
							破砕選別施設運営事業	224,792
	し 尿	158,490			33,233	125,257	し尿収集運搬事業	11,545
	処理費						し尿収集運搬委託事業	37,300
							魚住清掃工場管理運営事業	89,645
							魚住清掃工場施設整備事業	20,000
合	計	1,927,174	1,286	54,600	597,297	1,273,991		

(2) 平成 16 年度一般会計決算:

一般会計歳出





計画等



オニバス (大久保町西島 西島大池)

計 画 等

1.概要

平成 12(2000)年 2 月に「明石市環境基本計画」を策定しましたが、この環境基本計画を先行的に取り組む施策(リーディング・プロジェクト)として、環境マネジメントシステムの導入及びエコオフィスの推進等を取り上げています。

そこで、平成 13(2001)年 3 月 14 日に県下の市町の中では 3 番目に環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 を認証取得しました。

そして、地球温暖化対策を推進するため、明石市の全ての事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を目指した「明石市地球温暖化対策実行計画」を平成 13(2001)年 3 月に策定しました。これからは、省エネ・省資源、廃棄物の削減・リサイクルの推進など地球温暖化をはじめとする地球環境問題への取り組みが急務であり、そのためには、行政、市民、事業者のパートナーシップによる取り組みを展開していく必要があるといえます。

また、一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)については、環境審議会に諮問し、市民意見の募集を経て、最新の実績データを追加した生活排水編を加えて、平成15(2003)年2月に新たな「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。ごみ編では、「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を構築するため、ごみの発生抑制から最終処分まで含めたごみ処理の基本方針を定め、これに基づいてごみ減量化の施策を盛り込んだ長期的かつ総合的な計画です。

なお、上記の「明石市環境基本計画」、「明石市地球温暖化対策実行計画」、「明石市一般廃棄物処理基本計画」については、環境政策課のホームページ「ECOIST」(URL:http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html)からPDFファイルをダウンロードすることができます。(その他環境基本条例等もダウンロードできます。)

2 . 明石市環境基本計画

~海峡交流都市・明石のエコ・ゆほびか創造プラン~

環境基本計画は、環境基本条例に掲げられた基本理念に基づいて、明石市というまちの特性を考えた中で、本市の環境の保全と創造の実現に向けた取り組みを示したもので、平成 12(2000)年 2 月に策定しました。

なお、策定にあたっては、環境審議会の公開や市民参画によるワークショップ、二度にわたる 市民等からの意見の募集を行いました。

1 環境基本計画の基本理念

みんなで考え、行動する

市民、事業者及び行政が、それぞれの役割を果たしながら、環境問題の解決に向け取り組むとともに、三者の相互の協働の取り組みが重要です。

その意味から、市民自らが明石市の環境を保全・創造していくための取り組みに主体的に 参加・参画し、事業者、行政とともに考え、積極的に行動することが必要であると考えます。 環境に適合した生活と文化を将来世代まで伝える

自然環境と歴史、文化に囲まれた豊かな生活環境との共生を実現し、限りある地球の環境を人間や他の生きものの将来世代まで継承していくことは、そのような環境を将来世代から「借りている」私たちの責務といえます。

このような責務を自覚し、明石市及び地球の環境に適合した生活と文化を育み、将来世代にまで伝えていくことが重要です。

「明石らしさ」を創造し、生かす

温暖な気候と海に面した明石市は、「ゆほびか」なるところであると同時に「交流」の要衝といった地勢的良さを特徴としてあわせもっています。このような特徴を環境への取り組みに生かしていくことは、市民の明石市の環境に対する愛着や親しみを育み、身近な環境問題への関心を高めていく上で必要であると考えます。

さらに、21 世紀の明石において「めざすべき環境像」を三者の自主的な活動の積み重ねと 協働によってつくっていくことが必要です。

それは新しい「明石らしさ」の創造にもつながっていきます。

2 環境基本計画書の内容

明石市の環境の現況

明石市のめざすべき環境像

- (a) 環境に関する知識・情報を市民みんなで分かち、積極的な環境行動につなげていくまち ~ 市民の高い環境意識・行動 ~
- (b) 環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち
 - ~循環型社会の転換~
- (c) 多様な自然環境等を保全・回復し、ゆとりとうるおい のある生活環境を創造するまち
 - ~ 豊かな自然環境の保全・創造~

施策内容

各主体が実践すべき環境行動

環境情報の提供

計画の推進に向けて

環境行動指針

3 環境基本計画に基づく施策の実施状況

環境基本計画に基づく施策の実施状況については、

豊富な情報を掲載した「年次報告書」(CD-ROM

版、Web版:環境政策課のホームページのPDFファイル)と分かりやすさを重視した「環境レポート」(印刷物、Web版)によって公表しています。



3. ISO14001の認証取得

1 ISO14001とは

ISO(本部スイスのジュネーブ)は、国際標準化機構の略称で、さまざまな分野における 世界共通の規格・基準を制定する国際機関です。

ISO14001とは、ISOが定めた環境マネジメントシステムの国際規格のことです。 環境マネジメントシステムとは、業務が環境に与える影響を継続的に改善していくための仕 組みのことを言います。その仕組みとは、環境を改善するための目標を定め、それを達成する ための計画を作って実行し、達成状況や取り組みの内容を点検するとともに、不適切な点につ いては見直すということを継続的に行うというものです。

2 ISO14001の認証取得について

明石市が構築した環境マネジメントシステムが、ISO14001が要求する規格に適合しているか否かを、第三者(審査登録機関)が審査を行い、適合していれば認定機関に登録するとともに登録証を発行し、公表することで認証の取得となります。さらに、登録した1年後・2年後にサーベイランス(システムの実施状況の監視及び検証)3年後には更新審査が必要となり、一度取得したら終わってしまうものではありません。

明石市では、平成 13(2001)年 3 月 14 日に県下の市町では 3 番目に I S O 1 4 0 0 1 の認証 登録を取得しました。また、平成 16(2004)年 2 月に更新審査を受審し、認証登録(平成 19(2007) 年 3 月 13 日)を更新しました。

3 認証取得の範囲

認証取得の適用範囲は、本庁舎、3市民センター、保健センター、明石クリーンセンター(管理棟・焼却棟) 中崎分署棟(中崎分署を除く) 市立市民会館、環境第 1課(事務棟) 環境第2課、消防庁舎、大久保駅前区 画整理事務所です。



4. 明石市地球温暖化対策実行計画

明石市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条に基づき、「地球温暖化対策に関する基本方針」に即して、明石市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(明石市地球温暖化対策実行計画)を策定しました。

平成 17(2005)年度における市の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量を平成 11(1999)年度と比較して 3%削減(京都議定書で定められた 1990年度比 6%削減に相当)に努める数値目標を掲げています。

詳しくは、末尾「 資料」をご覧下さい。

5.明石市一般廃棄物処理基本計画

明石市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づく一般廃棄物処理計画として、 「明石市一般廃棄物処理基本計画」と「明石市一般廃棄物処理実施計画」を策定しています。

生活排水編については、平成 10 年度に策定されていましたが、最新の実績データを追加し、ごみ編については、平成 14 年 2 月に環境審議会に諮問し、同年 11 月に答申を受けて素案を公表した後、市民意見の募集を経て、平成 15 年 2 月に新たな一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

ごみ編では、「環境負荷が小さく持続可能なまち・あかし」を構築するため、最終目標年度を平成27(2015)年度とし、その中間目標年度である平成17(2005)年度と平成22(2010)年度において、ごみ発生量、リサイクル率、焼却量、最終処分量それぞれの指標を持ち、推進していくことにしています。ごみ編(概要)については、末尾「資料」をご覧下さい。

減量化目標値の設定

		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
		(実績)	(第1次目標)	(第2次目標)	(目標)
ごみ発	生量 (指数)	156千t (100)	150千t (96)	148千t (95)	147 千 t (94)
	家庭系ごみ	90 千 t	85 千 t	84 千 t	83 千 t
	事業系ごみ	66 千 t	65 千 t	64 千 t	64 千 t
IJţ	ナイクル量 ¹	13 千 t	30 千 t	35 千 t	35 千 t
IJ+	ナイクル率 ²	8.3%	20%	24%	24%
焼 却	量(指数)	129千t (100)	123千t (95)	110千t (85)	110千t (85)
最終処	分量 (指数)	36千t (100)	23千t (65)	18千t (50)	18千t (50)

減量化目標の推移

区分	平成 1 2 年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	重量(t)	指数	重量(t)	指数	重量(t)	指数	重量(t)	指数	重量(t)	指数
ごみ発生量	155,540	100	157,546	101	146,230	94	149,756	96	147,741 ³	95
焼却量	128,880	100	133,367	103	125,513	97	127,082	99	125,050	97
最終処分量	35,758	100	35,583	100	23,947	67	22,804	64	21,778	61
リサイクル量	12,678	100	12,834	101	15,506	122	19,628	155	21,285 4	168
リサイクル率	(8.2%)	(8.1%)	(10.6%	%)	(13.1%	(₀)	(14.4%	o)

- 1 リサイクル量・・・市民や事業者による排出抑制量と排出後資源化量の合計
- 2 リサイクル率・・・リサイクル量 / ごみ発生量
- 3、4 事業系廃棄物のリサイクル量が未確定であるため推計値です。

6. 平成17年度明石市一般廃棄物処理実施計画(H17.4.1 現在)

1 計画の基本方針

本年度は、ごみについては、昨年度導入した紙類・布類の分別収集や粗大ごみの戸別収集制度の安定化を目指します。また、減量化や再資源化を促進するために、教育委員会や学校と連携し、環境学習の推進を行うとともに、ごみ減量推進員・協力員や市民の活動の支援を行うなどパートナーシップのしくみづくりに取り組みます。さらに、第3次最終処分場について、平成19年度の供用開始に向けて建設工事を進めます。

一方、し尿及び生活雑排水についても適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆 衛生の向上を図ります。

<ごみ及び資源物編>

2 ごみ及び資源物の排出計画

(1) ごみの収集(排出)量

区分		ご み の 種 類	収集(排出)量(t)
	直	燃やせるごみ	3 6 , 4 0 0
	묘	燃やせないごみ	2,900
		資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	1,800
家	224	粗大ごみ	2 4 0
3	詗	計	41,340
庭		燃やせるごみ	28,200
	委	燃やせないごみ	1,500
系	託	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	1,350
		計	3 1,050
	プラ.	スチック製容器包装	2 5
		計	7 2 , 4 1 5
		燃やせるごみ	3 9 , 1 0 0
事業系	許	燃やせないごみ	1,000
系	可	資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	5 0
		計	40,150
直		燃やせるごみ	4,600
直 接 搬 入 計		燃やせないごみ	2,300
		計	6,900
動物の	死体		2,400 体
	合	計	119,465

(2) 資源物の収集(排出)量

紙類、布類(新聞紙・ちらし、雑誌、段ボール、紙パック、古布の5品目)の年間収集量(排 出)は、3,600tとする。

- 3 ごみの処理主体
 - (1) 収集運搬

家庭系ごみ

ア 燃やせるごみ

直営及び委託とする。委託業者は、阪神連合清掃㈱、侑毎日 燃やせないごみ 清掃及び倒東播清掃の3業者とする。

資源ごみ

イ 紙類・布類

委託とする。

(資源物)

ウ 粗大ごみ

直営とする。戸別有料収集とする。(家電4品目等を除く。)

エ 一時多量ごみ

排出者(直接搬入)又は許可業者とする。

事業系ごみ

排出者(直接搬入)又は許可業者とする。

許可業者は、木村工業㈱、魚住産業㈱、角明和興業、角明宝 商会、何明石清掃、何西神清掃、何明進清掃、田路興産何、何 住野商店、三和美研(旬)、金澤産業(株)、杉野興業及び(株)猪名川動 物霊園(感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限 る。) の 13 業者とする。明石クリーンセンターに直接搬入する 業者は、市内に営業所を有することとする。

動物の死体

委託とする。

(2) 中間処理

ごみの焼却及び破砕選別の中間処理は、それぞれごみ焼却施 設及び破砕選別施設において直営及び委託で実施する。動物の 死体については、市外の焼却施設において委託で実施する。

(3) 最終処分

不燃物の一部、破砕選別後の残さ及び焼却灰の処分は、本市 最終処分場において直営で実施する。

なお、一部の焼却灰の処分は、大阪湾広域臨海環境整備セン ター神戸沖埋立処分場(フェニックス計画)において委託によ り実施する。

(4) 搬入チェック

ごみの適正処理の観点から、中間処理、最終処分場に搬入され るごみについて搬入チェックを行う。

4 ごみ処理実施計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

分別収集の徹底

ごみの出し方のマナーを指導するとともに、資源ごみ(かん・ びん・ペットボトル)及び紙類・布類の分別収集の徹底を図る。

紙類・布類の資源化

資源化可能な紙類・布類の分別収集を継続実施し、リサイク ル率の向上を図る。

収集予定量 3,600 t

集団回収の推進 各地域の子ども会自治会等の実施する集団回収活動を積極的

に支援する。

ア 助成金交付 回収した資源物 1 kgにつき 5 円を活動団体へ助成する。

回収予定量 10,000t

イ 協力金交付 回収した古紙 1 kgにつき 2 円以内を回収業者へ交付する。

回収予定量 9,300t

ウ 活動用具交付 集団回収に必要な活動用具(消耗品等)を活動団体へ交付す

る。

エ びん・かん回収助成 カレットびん・スチール缶の回収業者に 1 kgにつき 15 円以内

の助成を行う。

回収予定量 カレットびん 100t スチール缶 30t

生ごみ処理機等の普及 コンポスト容器、ボカシあえ容器及び機械式等の処理機の購

入助成をする。

1基につき価格の 1/2 上限 20,000円

予定基数 175基

リサイクル率の向上 リサイクル率(リサイクル量÷ごみ発生量)17.0%を目指す。

 $(24,000 t \div 141,200 t 17.0\%)$

ごみ発生量 = ごみ排出量 + 排出抑制量(リサイクル量 - 排

出段階の資源化量) 発生予定量 141,200 t

ごみ減量推進員制度 ごみ減量推進員及びごみ減量推進協力員と協働し、ごみの減

量化・資源化の促進などについて、地域との連携を保ちつつ推

進する。

広報・啓発活動 学習副読本、ガイドブック、マニュアル、資料等の作成、配

布や講座、イベント等の開催を行うとともに、リサイクルプラ

ザの充実やホームページのリニューアルを行う。

プラ製容器包装廃棄物 大蔵谷清水自治会においてプラスチック製容器包装分別収集

(モデル地区)の収集 モデル事業を継続する。

パソコンの再資源化 家庭で不要になったパソコンについて、リサイクルルートの

あるものについては、市での収集及び明石クリーンセンターへ

の直接搬入は行わない。

事業所ごみ減量化 大規模事業所(床面積1,000㎡超の量販店、あるいは3,000

m以上の事業用建築物所有者)に対して行っている減量化計画 書の提出、一般廃棄物管理責任者の選任等の指導業務を拡大し、

大規模事業所以外の排出事業者に対しても減量化・適正排出指

導を実施する。

.計 画 等

(2) 収集運搬計画

収集人口 293,500 人

収集区域 市内全域

ア 直営収集区域 委託収集以外の区域

町

イ 委託収集区域

a 阪神連合清掃㈱

名

松が丘1~5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺1~4丁目、太寺大野町、太寺天王町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵八幡町、大蔵天神町、上ノ丸1~3丁目、山下町、天文町1~2丁目、人丸町、東人丸町(一部) 東仲ノ町、桜町、大明石町1~2丁目、樽屋町、材木町、港町、日富美町、岬町、大観町、相生町1~2丁目、鍛冶屋町、中崎1~2丁目、本町1~2丁目

b (有)毎日清掃

町

大蔵谷字(狩口を除く) 大蔵谷奥、松が丘北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧北町、東山町、朝霧町1~3丁目、北朝霧丘1~2丁目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部) 鷹匠町、茶園場町、和坂1~3丁目、西明石町1~5丁目、新明町、林崎町1~3丁目、南貴崎町、林1~3丁目、松江(一部) 旭が丘、鳥羽(一部) 野々上1~3丁目

c 旬東播清掃

町 名

大道町1~2丁目、和坂、松の内1~2丁目、花園町、鳥羽(一部) 沢野1~2丁目、 明南町1~3丁目、小久保1~2丁目、小久保、西明石北町1~3丁目、北王子町、王 子1~2丁目、西新町1~3丁目、硯町1~3丁目、田町1~2丁目、船上町、立石1 ~2丁目、和坂稲荷町、宮の上、南王子町、藤江(一部) 大久保町森田(一部)

ウ 許可収集区域 市内全域

収集回数、方法

	収 集 区 分	回 数	収 集 方 法
	燃やせるごみ	週 2 回	ステーション方式
	燃やせないごみ	月 2 回	ステーション方式
紙類・布勢	類 (新聞紙・ちらし、雑誌、 段ボール、紙パック、古布)	月 1 回	ステーション方式
資源ごみ	(かん、びん、ペットボトル)	月2~3回	ステーション方式
	粗大ごみ	随 時 (日曜日を除く	戸別収集
	動物の死体	随 時 (日曜日を除く	戸別収集
	燃やせるごみ		
事業系	燃やせないごみ	 随 時	原則個別収集
ごみ	資源ごみ	אל איל	が、気温が水木
	(かん、びん、ペットボトル)		

粗大ごみの受付方法

粗大ごみ受付センターにおいて、電話による個別の申し込みを受け付け、収集日と収集場所を調整する。

ア 粗大ごみ受付センター

委託により運営する。

受付日時は、年末年始を除き毎週月曜日から金曜日、午前9時から午後7時とし、1回の収集につき受け付けできる点数は5点までとする。

イ 粗大ごみ処理券

有料化に伴う粗大ごみ処理券の取扱いについては、ふれあい課行政情報センター、環境政策課、環境第2課、各市民センター(大久保・魚住・二見) 各サービスセンター(明舞、明石駅、西明石、江井島、高丘)ほか別に告示する粗大ごみ処理券取扱店にて行うものとする。

(3) 中間処理計画 燃やせるごみ

下記の焼却施設により焼却処分する。

〔焼却施設の概要〕

施 設 名 明石クリーンセンター焼却施設

所 在 地 明石市大久保町松陰 1131

型 式 全連続燃焼式焼却炉

焼却能力 480t/24h(160t×3系列)

燃やせないごみ 下記の破砕選別施設により破砕し、可燃物、不燃物、資源化物に選 粗大ごみ 別する。

〔破砕選別施設の概要〕

施 設 名 明石クリーンセンター破砕選別施設

所 在 地 明石市大久保町松陰 1131

処理方法 横型2軸せん断式破砕及び衝撃せん断併用

回転式破砕

処理能力 破砕系統 60t/5h

資源化系統 32t/5h

資源ごみ 上記の破砕選別施設により資源化物ごとに選別し、再生処理業者に 委託し資源化する。

動物の死体市外において、委託で焼却処分する。

適正処理が困難 明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項第9号の規 なごみ 定に基づき、ごみの処理に際して排出又は搬入してはならないごみ については、下記のとおり例示する。

- ・引っ越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するもの
- ・消火器
- ・金庫(耐火性を有するものに限る。)
- ・タイヤ、バッテリー、バイク
- ・ホイール・バンパー・シート(自動車用に限る。)
- ・ピアノ
- ・農機具、漁具
- ・仏壇、仏具
- ・一定規模以上のダンベル(金属製のもの)・洗面台・電子ピアノ・流し台・あんま機(いす型のもの)・すべり台・卓球台・ブランコ・ 浴槽・草刈機(エンジン付)

(4) 最終処分計画

不燃物の一部及び中間処理施設からでる残さを下記の最終処分場において埋立処分する。なお、焼却残さの一部は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場へ搬出する。

〔施設の概要〕

施 設 名 明石市一般廃棄物最終処分場

所 在 地 明石市大久保町松陰石ヶ谷 1128 (明石クリーンセンター内)

埋立面積72,000m²全体容量1,192,000m³残存容量70,000m³

(5) 中間処理・最終処分量(産業廃棄物を含む。)

区分別処理量

処	理区	分		:	処 理	量 ((t)
焼		却			1 1	7,20	0 0
埋		立				2,60	0 0
			び	Ь		1 5 0	
資	源	化	か	Ь		7 4 0	2,000
具	<i>川</i> 示	16	ペット	ボトル		2 1 0	2,000
			その	の他		900	
合		計			1 2	1,80	0 0

埋立の内訳及び量

区分	量(t)	容 量(m³)
直接埋立	2,400	
破砕選別残さ	2 0 0	18,100
焼 却 残 さ	16,100	
覆土用土砂		1,400
合 計	18,700	19,500

< し尿及び浄化槽汚泥編 >

5 し尿及び浄化槽汚泥の排出計画

X		分	収集(排出)量(kℓ)
b		尿	8 , 7 9 0
净	化槽が	汚 泥	14,880
合		計	23,670

6 生活排水処理計画

(1)処理の目標

生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道の整備を基盤とした生活排水処理対策を推進す る。

計画処理人口	293,500人		
水洗化人口	258,284 人	(公共下水道人口	251,510人)
		(合併浄化槽人口	6,774人)
非水洗化人口	35,216人	(単独浄化槽人口	26,836人)
		(し尿収集人口	8,380人)

88.0%

(2) し尿収集運搬計画

 収集人口
 8,380人

 収集区域
 市内全域

ア 直営収集区域 委託収集以外の区域

イ 委託収集区域

a 阪神連合清掃(株)

収 集 区 域	町	名
明石川以東(朝霧川 以東でJR山陽本線 以北及び東人丸町を 除く)の区域	松が丘北町の一部、東山町、朝霧朝霧町1~2丁目及び3丁目の一朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、荷 大寺天王町、太寺1~4丁目、人 丁目、明石公園、鷹匠町、茶園場 蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、 ~2丁目、中崎1~2丁目、鍛冶 石町1~2丁目、本町1~2丁目 大観町、港町、岬町、大蔵海岸通	部、北朝霧丘1~2丁目、東山町、東野町、太寺大野町、 九町、山下町、上ノ丸1~3 町、大蔵八幡町、大蔵町、大 天文町1~2丁目、相生町1 屋町、桜町、東仲ノ町、大明 、材木町、樽屋町、日富美町、
明石川以西、JR山 陽本線及びJR新幹 線以南、谷八木川以 東(西明石西町1丁 目を除く)の区域	西新町2~3丁目、南王子町、硯目、新明町、船上町、和坂稲荷町 貴崎1~5丁目、南貴崎町、林崎松江、川崎町、西明石南町1~3 丁目、藤が丘1~2丁目、藤江の	、宮の上、立石1~2丁目、 町1~3丁目、林1~3丁目、 丁目、別所町、東藤江1~2

b (有)平野興業

収 集 区 域	町	名
朝霧川以東でJR山 陽本線以北の区域	松が丘1~5丁目、松が丘北町(東山西山) 大蔵谷奥、朝霧町3	
東人丸町の区域	東人丸町	
明石川以西、JR山 陽本線以北、鳥羽新 田又池以南、松陰屋 形池及び藤江雲楽池 以東の区域	西新町1丁目、北王子町、王子和坂1~3丁目、西明石町1~ 花園町、松の内1~2丁目、野のでは、西明石町1~1 花園町、松の内1~2丁目、野のでは、一番の一番では、一番の一番では、1~2丁目、小久保の一番ができます。	5 丁目、和坂(西明石北駅前) 々上1~3丁目、小久保1~2 鳥羽、旭が丘、明南町1~3丁
JR山陽本線以南で 明姫幹線、JR新幹 線、旧藤江川に囲ま れた区域	西明石西町 1 丁目	
JR山陽本線以南で JR新幹線、市道 23 号線に囲まれた区域	西明石西町2丁目	

収集回数等 原則として月1回(25日~30日間隔)収集とする。

(3) 浄化槽汚泥収集運搬計画

収集人口 32,260 人

収集区域 公共下水道処理区域の一部とその他の市内全域

清掃等 市内の浄化槽設置者と許可業者 7 社との個別の契約により、定期的に許可業者が清掃及び収集運搬する。

(4) 中間処理計画(し尿、浄化槽汚泥)

下記の施設により処理し、処理後発生した汚泥を脱水する。なお、平成18年1月中旬から、

一次処理後公共下水道による処理を併用する。

〔施設の概要〕

施 設 名 明石市魚住清掃工場

所 在 地 明石市魚住町西岡 2119-9

形 式 好気性処理方式

公称能力 145 ke/日

脱水汚泥は、前述した明石クリーンセンターで焼却する。

(5) 最終処分計画

最終処分は、前述した明石市一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。

(6) 処理量

	X		分		処 理 量(kl)
U				尿	8 , 7 9 0
浄	化	槽	汚	泥	14,880
	合		計		23,670

7. 平成 16 年度 廃棄物収集・処理実績

- 1 ごみ及び資源物
 - (1) 人 口 291,687人
 - (2) ごみの搬入量

	区分		ご み の 種 類	平成 16 年度 (t)	前年度比(%)
			可燃ごみ	37,769	3.5
		直	不燃ごみ	2,179	30.2
			資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	2,084	2.6
		営	粗大ごみ	5,041	60.4
_			A 小計	47,073	1.0
			可燃ごみ	27,278	5.9
	家	委	不燃ごみ	1,523	0.0
			資源ごみ (かん・びん・ペットボトル)	1,449	2.4
фД	庭	託	一斉清掃ごみ(土砂・草など) 1	1,031	-
般			в 小計	31,281	2.2
	系	С	資源ごみ (集団回収びん)	7 5	7.1
		可炒	然ごみ	65,047	4 . 5
		不然	然ごみ	3,702	20.3
廃		資源	京ごみ	3,608	2.4
		粗ス	大ごみ	5,041	60.4
		一}	斉清掃ごみ (土砂・草など)	1,031	-
		D=A+B+0	計	78,429	1 . 5
-	事	許	可燃ごみ	41,517	1 . 6
棄	事業	可可	不燃ごみ	1,488	35.6
	系		E 計	43,005	2.5
	直接		可燃ごみ	4,047	14.2
	搬		不燃ごみ	2,349	11.0
物	入		F 計	6,396	6 . 4
		미	「燃ごみ	110,611	2.7
			「燃ごみ(破砕・埋立)	7,539	4 . 1
		資	【源ごみ	3,608	2.4
			l大ごみ	5,041	60.4
		_	-斉清掃ごみ(土砂・草など)	1,031	-
	G=D+E+F 言十		計	127,830	0.4
産業廃棄物	直の燃ごみ			2,820	30.7
廃棄	接 搬		不燃ごみ(破砕・埋立)	8 8	23.9
物	入		н 計	2,908	29.8
G+H		1	計	130,738	1 . 4

プラスチック製容器包装(モデル事業分)は除く。平成 16 年(2004)年 11 月より、東

部地域である大蔵谷清水自治会において、「プラスチック製容器包装」分別収集モデル事業を実施しました。11t の収集をし、宍粟市山崎町のリ・テック㈱山崎工場に搬入しました。
1 一斉清掃ごみは平成16年度から委託になりました。

(3) 資源物の収集量

	種類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類	合計
ЦУ	₹集(t)	983	3 5 5	1 4 9	3	7 5	1,565

搬入及び処理については、市と契約した古紙直納問屋が、自社の管理するストックヤードに直接搬入し処理しています。

(4) ご み の 処 理 量

処	理	X	分	処理量(t)	前年度比(%)
焼		却	1	125,050	1 . 6
埋		立	2	4,178	22.1
資	源	物	3	2,706	12.6
台	ì		計	131,934	2.2

- 1 前年度分残量 1,196 t を含む。
- 2 焼却灰埋立 17,600 t を除く。
- 3 金属類(破砕鉄・缶等) びん、ペットボトルを指す。

(5) 最終処分場の埋立状況

- ・平成 16 年度当初残余容量 113,791m³
- ・搬入量及び埋立容量

X	分	搬入量(t)	容量(m³)
直接埋立(不燃	ごみ)	1,887.	
破砕選別残さ	(不燃・不適物)	2,291	20,702
焼却灰(フェニ	ックス分を除く)	17,600	
覆土			1,500
合	計	21,778	22,202

・平成 16 年度末残余容量 91,589m3

.計 画 等

2 し 尿

(1) 収集人口 8,808人

(2) 収集量

	収 集 区	分	収集量(kℓ)	前年度比(%)
し	直	宫	6,118	15.1
尿	委	託	3,004	18.1
	浄 化 槽	汚 泥	15,581	1 1 . 4
	計		24,703	1 3 . 2

(3) 中間処理量

	X		分		中間処理量(k0)	前年度比(%)
U				尿	9,122	16.1
浄	化	槽	汚	泥	15,581	1 1 . 4
		計			24,703	1 3 . 2

(4) 最終処分量

区分			最終処分量(t)	前年度比(%)
焼却処分	脱水	ケーキ	7 9 0 . 7	2 . 1
が、ためいだ。	U	渣	1 4 . 6	3 0 . 1
埋立処分	沈	渣	1 0 . 9	1 4 . 2
計			8 1 6 . 2	1.0

環 境 美 化・整 備



クリーンキャンペーン

環境美化・整備

1.概要

清潔な生活環境は、健康で文化的な市民生活を営むうえにおいての基本条件のひとつです。

しかし、近年における都市化の進展、消費生活の向上及び価値観の多様化は、生活環境に変化を 与え、ごみ等の不法投棄や放置等により、道路、水路等の機能及び美観を損い、衛生害虫の発生等 を助長しています。

これらの環境の改善は、市民、事業者及び行政が一体となり環境美化活動を進めることによって、 その成果をあげることができるでしょう。

市民の自主的な環境美化・衛生推進活動が活発化しつつあるなか、さらに環境美化・衛生意識の 高揚、啓発を図り、市民の快適な生活環境の確保に努めています。

2. 環境美化推進事業

(1) 環境月間行事

明石市では、"美しく住みがいのあるまち"の実現に向けた啓発として、毎年5月12日から6月11日を「"クリーンアップ明石"春の環境月間」、10月1日から31日を「"アイ・ラブ・あかし"秋の環境月間」として設定し、啓発看板の掲示や駅前街頭キャンペーンの実施などのほか、多くの市民・事業者の参加を得て、市内一円での屋外一斉清掃、駅周辺の清掃等を展開しています。

(2) 環境美化の推進

特定地域の環境美化を推進する活動団体として、昭和 57(1982)年に港・海岸を美しくする市民 組織 6 団体、昭和 60 年に河川を美しくする市民組織 1 団体、平成 7 年に同じく河川を美しくす る市民組織 1 団体が結成されました。平成 16(2004)年度では、のべ 4,864 人が参加して清掃活動 等を実施し、約 16t のごみを回収しました。

(3) 保健衛生推進協議会との連携

本市では、健康で、明るく、住みやすいまちづくりを目標に、市民が自主的に活動を行う地区 組織団体から選任された理事 28 人により、保健衛生推進協議会が結成されています。

同協議会は当初、ハエ・カ等害虫駆除などの公衆衛生や、健康診断受診促進などの保健衛生の 向上を目的に生まれましたが、社会や生活様式の変化に伴い、近年では屋外清掃、ごみ分別、資 源リサイクルといった環境活動を重点に、毎年各地域において様々な活動を展開しています。

主な事業としては、次のものがあります。

環境美化・衛生の推進と福祉向上のための地区組織の育成

研究会・講習会・その他必要な研修会等の開催

地区衛生組織活動功労者及び優秀団体の表彰

環境衛生事業の推進

その他目的達成に必要な事業

今後も、同協議会と連携しながら環境美化・衛生推進を行っていきます。

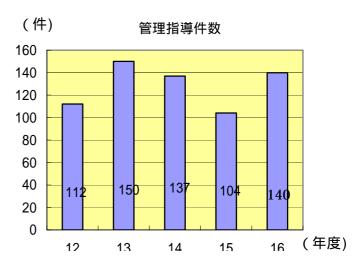
3.環境整備事業

(1) 空き地の管理

本市では、宅地開発後放置された空き地や管理不良の土地が多く見られ、雑草の繁茂等により、 夏期は害虫の発生、冬期は枯草による火災発生の危険性、また防犯上の問題もあり、空き地の管理徹底を図る必要があります。

空き地の管理については、「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」により、所有者の責務とされ、管理不良の空き地については、所有者に指導し、不良状態の解消を図っています。

今後とも関係自治会の協力を得ながら、 所有者の理解や管理意識の高揚を促し、指 導及び啓発活動を通じて条例趣旨の徹底を 図っていきます。



(2) 不法投棄の処理

市民の意識は高まりつつありますが、依然として不法投棄はあとを絶ちません。それに対応するため、ポスターやリーフレット等による啓発活動を行うとともに、明石警察署との連携はもちるん関係各課との相互の連携を図りながら、平成 16(2004)年度も引き続きパトロールを強化するとともに、全市域において積極的に収集処理しました。

不法投棄処理の状況(平成16年度)

苦情件数	処理量(kg)	警告板設置
150	10,194	34

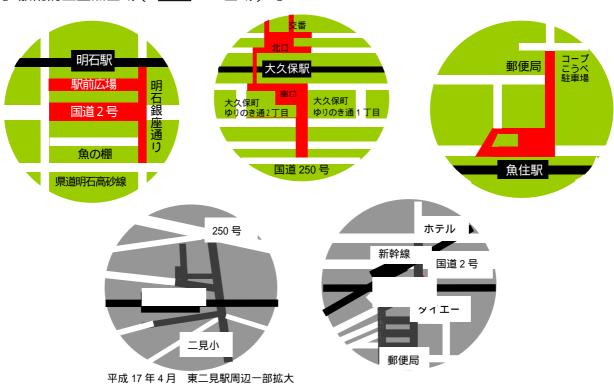
上記以外に新幹線高架下等で 10,430kg の不法投棄物の収集をしました。

(3) ポイ捨て・ふん害の防止

明石市では、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を制定し、平成 11(1999) 年 10 月 1 日施行しました。同時にJR明石、大久保、魚住、山陽電鉄東二見の各駅周辺の 4 か 所を、平成 14(2002)年 7 月 1 日にJR西明石駅周辺を散乱防止重点区域に指定しました。

条例では、散乱防止重点区域内での空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て、また、市内での 飼い犬のふん放置に対して罰則を設けています。また、散乱防止重点区域内で、自動販売機によ り飲食料を販売する事業者には、届出とともに、空き缶・空きびん等の回収容器の設置及び管理 義務を定めています。 「空き缶等のポイ捨て」や「犬のふんの放置」は、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、これらの行為が「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情から、改めてそれらの行為を一人ひとりが見直し、気付いていくための規範とし、あわせて市域の良好な環境美化を確保するため制定された条例です。

【 散乱防止重点区域(■■の5区域) 】



平成 16 年度は条例施行 5 周年にあたり、ポイ捨て・ふん害防止強化年と位置づけて、下記のとおり様々な施策を展開しました。

○ ポイ捨て・ふん害防止強化キャンペーンの実施

平成 16 年 10 月 1 日にJR明石駅、アスピア、魚の棚の各周辺、10 月 9 日にマイカル明石、10 月 15 日に山陽電鉄東二見・JR西明石・魚住の各駅前で保健衛生推進協議会や女性団体協議会、自治会等の地元ボランティアの協力のもと、実際に清掃を行い、同時に啓発資材を配布するなど、市民への啓発活動を実施しました。

- 市内全域でのポイ捨て・ふん害調査及び啓発パトロール
- 公用車のラッピングシートによる啓発
- ポイ捨て・ふん放置防止リーフレットの作成及び配布
- ふん害防止夜間パトロールの実施(犬の散歩者への啓発)



犬のふん放置防止リーフレット

- 自治会へのポスター掲示、啓発ビラの回覧依頼など各種啓発活動
- 飼い主のマナー向上を目的とした「犬のしつけ方教室」を開催
- 防止看板の配布 (原則自治会単位)

看板配布枚数

種類 年度	ふん害防止	ポイ捨て防止					
1 2	685枚	5 2 枚					
1 3	356枚	2 9 枚					
1 4	3 6 1枚	1 1 枚					
1 5	426枚	28枚					
1 6	423枚	107枚					





ふん害防止看板

ポイ捨て防止看板

「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の施行に伴い、平成 11(1999) 年 10 月から(JR 西明石駅周辺については平成 14(2002)年7月から)散乱防止重点区域として指定した5区域の清掃及びパトロールを実施しています。5区域をひと月間に2日、調査した散乱ごみの状況は、次表のとおりです。本事業は、兵庫県の「緊急雇用創出事業」にかかる補助金を受け、委託により実施しています。

ごみ量調査結果表(平成16年度)

項目	空き缶	空きびん	ペット ボトル	たばこの 吸い殻	たばこの 空き箱	プラスチック製容器	紙製容器
4	96	44	31	3,410	70	37	30
5	151	57	72	4,344	90	64	55
6	102	29	55	3,484	84	59	61
7	177	67	76	3,434	124	86	82
8	152	85	104	3,325	119	95	138
9	109	43	73	2,996	117	69	81
10	107	40	60	3,403	114	28	73
11	88	27	30	3,528	92	26	41
12	120	29	42	2,851	91	31	33
1	109	26	45	2,984	76	21	31
2	104	20	49	3,042	78	24	27
3	70	26	31	3,234	74	24	31
合計	1,385	493	668	40,035	1,129	564	683

自動販売機の届出状況は次表のとおりでした。

自動販売機設置届出状況

年度	区域 種類	明石	大久保	魚住	二見	西明石	計
	新規	6	2	2	0	-	1 0
1 2	廃止	2	1	1	1	-	5
	変 更	1	0	0	0	-	1
	新規	2	0	0	0	ı	2
1 3	廃止	0	0	0	0	ı	0
	変 更	0	0	0	0	-	0
	新規	0	0	0	0	2 8	2 8
1 4	廃止	0	0	0	0	2	2
	変 更	0	0	0	0	0	0
	新規	2	0	0	0	0	2
1 5	廃止	0	0	0	7	1	8
	変 更	0	0	0	0	1	1
	新規	0	0	0	0	1	1
1 6	廃止	0	0	0	0	0	0
	変 更	0	0	0	0	0	0
	新規	1 0	2	2	0	2 9	4 3
計	廃止	2	1	1	8	3	1 5
	変 更	1	0	0	0	1	2

(4) 駅前歩道等の清掃

本市の玄関ともいうべき J R 明石・西明石・朝霧の各駅前周辺歩道等の清掃を、昭和 54(1979) 年 5 月から民間委託により定期的に実施しています。実施状況は、次表のとおりです。なお、 J R 西明石駅前については、平成 14(2002)年 7 月に同駅周辺が散乱防止重点区域に指定されたことに伴い、平成 14(2002)年 7 月から「緊急雇用創出事業」による清掃に変更しました。

JR駅前歩道等清掃実施状況(平成 16 年度)

場所	清 掃 日
J R 明石駅前周辺歩道等	月 ~ 土
" 朝霧 "	月・水・金

(5) 屋外一斉清掃

自治会(町内会) 各事業所及び各種ボランティア団体に対し、美しく住みがいのあるまちづくりを目指して、自らの居住地やその周辺等の屋外一斉清掃を積極的に実施するよう啓発するとともに、屋外一斉清掃で出された土砂・ヘドロ・雑草・空き缶・空きびん・木の枝・落ち葉等の収集処理を行いました。

近年、定期的に清掃を実施する地域が増加していますが、特に、春と秋の環境月間(5月~6月、10月)に集中する傾向にあり、清掃時期の分散への協力を呼びかけています。

また、公共下水道の整備に伴い、水路や道路側溝からの土砂やヘドロの排出量が減少傾向にあります。

屋外一斉清掃による土砂等の収集処理状況(収集体制:委託)

	収集件数	収集量(t)
平成16年度	1 , 2 1 0	1,031

(6) 薬剤散布

ハエ・カ等の衛生害虫の防除は、快適な生活環境を保全するとともに、伝染病予防の観点から も欠くことのできないものです。

明石市では過去に薬剤散布を市内全域で行っていましたが、薬剤は希釈して使用しても水や土 壌の汚染を永年に渡って引き継ぐこととなり、将来を担う子供たちの身体に少なからず影響が出 ると思われます。

今後は、屋外一斉清掃(衛生害虫の発生源の一つである水路・道路側溝等の土砂やヘドロの清掃及び草むらの除草)をより積極的に推進し、薬剤を使用せずに防除努力をすることが環境にやさしい行政を進める上からも重要です。

(7) 犬・ねこ等の死体処理

犬・ねこ等小動物の死体については、飼い犬・飼いねこ等の場合は一体 2,000 円、飼い主不明 の場合は無料で引き取りしています。

犬・ねこ等死体処理の状況(平成16年度) (単位:匹)

7	犬	ねこ		その他		計		合計	
有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料		
575	42	303	1,159	137	251	1,015	1,452	2,467	

(8) ねこの引き取り

昭和57(1982)年度より、飼えなくなったねこの引き取りを兵庫県動物愛護センター動物管理事 務所の巡回収集に応じて、窓口を開設しています。

ねこの引き取り件数(平成16年度) (単位:匹)

	飼いねこ		拾得ねこ				合計		
件数	成ねこ	子ねこ	件数	件数 成ねこ 子ねこ			成ねこ	子ねこ	口削
4	2	4	1 5	4	4 5	1 9	6	4 9	5 5

(9) 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂等について、経営許可あるいは変更、廃 止許可の業務を行っています。

本業務は、市町での取り扱いがふさわしい事務であるとして、平成10(1998)年度より、兵庫 県から移譲されました。

. 環境美化整備

環境保全対策



夏休みこども環境探偵団「水生生物調査」(明石川)

環境保全対策

1.概要

わが国においては、高度経済成長の過程で環境汚染と生活環境の悪化が加速度的に進行したため、 公害の防止を求める強い社会的要請が起き、それを受けて、全国的に環境保全対策が強力に推進されてきました。

その結果、環境汚染は一時の危機的状況を脱するとともに、経済が安定成長へ移行する中で省資源・省エネルギーも進み、全般的には改善の傾向を示すこととなりました。

しかし、ベッドタウン化・大型マンション化の進行等により、市民意識のなかにより快適な生活環境を求める動きが強くなっており、公害の防止に加えて、快適かつ良好な生活環境の実現が求められています。

このような状況にあって、今後、長期的な展望にたって公害防止の諸施策を推進すると同時に、 市民一人ひとりの理解と協力のもとに、海峡交流都市として恵まれた自然環境の保全と新しい活力 づくりのための開発との調整を図りながら、うるおいとやすらぎのある生活環境の創出に向けた総 合的な取り組みが必要となってきています。

加えて、現在、地球温暖化をはじめとして、さまざまな地球的規模の環境問題(酸性雨、オゾン層の破壊、砂漠化の進行)が深刻になっており、グローバルかつ具体的な対策が喫緊の課題として浮かび上がっています。

こうした現実を踏まえて、市民一人ひとりが環境の問題について、広くは地球環境の保全という 視点に立ちつつ、身近なところから見つめ直していくとともに、環境全般に関する意識をより高め ていくことが重要となっています。

2.環境啓発関連事業

現在、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等さまざまな地球的規模の環境悪化が問題になってきています。

明石市では、このような環境問題に対する意識を高めるために、「環境学習支援制度」を設けています。これは、環境問題に関心のあるグループに対し、環境学習などの活動を支援するため 職員を講師として派遣したり、ビデオや騒音計などの学習資材の貸出を行う制度です。

環境学習支援制度は大きく以下のように分けられます。

講 演

「地球温暖化問題」「酸性雨問題」「オゾン層の破壊」「生活排水対策について」「生活 騒音問題について」等

調査と実験

「水生生物調査」「アメニティマップ」「空気の汚れを調べてみよう」「水の汚れを調べてみよう」「地球温暖化チェックシート」等

環境ゲーム

「無人島ゲーム」「パッケージってなに」「気になる木」「サイクル・リサイクル」等 環境ビデオ

「地球の秘密」「自然と遊ぼうネイチャーゲーム」等約 70 本のビデオを用意 測定機器の貸出

フィルターバッジ(窒素酸化物の測定)、パックテスト(CODの簡易測定)、騒音計等の貸出 これらの支援制度のもとで、小学校での特別授業、コミセンなどの集会、女性サークルの活動 などの場で地球温暖化問題等の講演会や環境ゲーム、環境測定などを行っています。

また、さまざまな環境啓発事業を行っており、星空を観察し、大気の澄み具合を調べる全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)や、環境問題に対する関心を深めてもらうため水生生物の調査を行う「夏休みこども環境探偵団」、子供たちに環境問題を考えてもらう「かんきょうポスターコンクール」を継続的に行っています。さらに、「こどもエコクラブ事業」の会員の募集も行っています。

平成 10 年度からは、市民参加型のモニター事業として、酸性雨や二酸化窒素調査、平成 11 年度には紫外線調査を加え、身近な環境を測定していただき、環境問題の一角を市民と協働で調査を行いました。また平成 12 年度からは、年間を通じて環境家計簿や施設見学、ワークショップなどの活動をすることで環境問題について学ぶ環境市民講座「環境実践モニター」を実施しました。

その他、6月の「環境月間」「自動車公害防止月間」、12月の「大気汚染防止推進月間」「地球温暖化防止推進月間」等で啓発用ティッシュの配布を行っています。

なお、本市は「環境家計簿」等環境問題についての実践用冊子の配布やパンフレットによる啓 発も積極的に行っています。

3. 公害防止対策事業

(1) 公害防止対策の総合的施策

本市では、現在はもとより将来にわたって良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づき、市民、事業者及び市の相互協力による総合的な施策の展開を図っています。

具体的な公害防止対策として、公害関係法令の強化と遵守、兵庫地域公害防止計画の策定及び総合公害防止協定の締結による固定発生源への規制強化と行政指導の徹底などを実施しており、総合的な環境保全行政の推進に努めているところです。

また、本市は阪神・播磨両工業地帯の東西交通の要衡に位置し、細長い帯状の市域を国道2号・ 国道250号・県道明石高砂線及び山陽新幹線等が通過しているため、交通量の増加や車両の大型 化等により沿線住民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、環境基準の維持・達成のためには さらに一層の努力が必要となってきているといえます。

(2) 公害防止対策の連絡調整

住民の健康で文化的な生活を確保し、環境の保全を推進するうえで、公害の防止対策はきわめ

て重要です。しかし、人の健康や自然環境を保護し、生活環境を保全するためには、単に一地方公共団体のみでできるものではありません。そのため、より広域的な見地から総合的に環境保全の推進を図るため、協議会・連絡会が設置されており、これら機関の諸施策に参画し、相互の連携と調整を密にしています。

ア 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会は、瀬戸内海環境保全特別措置法の制定を契機に、景勝と 貴重な漁業資源の宝庫としての瀬戸内海の環境保全に万全を期し、組織的に環境保全の推進 と思想の普及、意識の高揚を図る目的で、昭和54(1979)年3月に設立された連絡会です。

平成 16(2004)年度は5月に定期総会を開催し、会員相互の積極的な強調のもとに瀬戸内海の環境保全の一層の充実を図るとともに、瀬戸内海環境保全普及活動の一環として6月を瀬戸内海環境保全月間とし、クリーン兵庫運動をはじめとした各種の環境保全推進運動を展開し、啓蒙活動及び研修会等の実施により保全対策の積極的な推進を図りました。

- イ 大阪湾環境保全協議会は、大阪湾沿岸 1 府 2 県 16 市 6 町の地方自治団体が相互に連携し、 大阪湾の浄化を図るため、昭和 47(1972)年 11 月に設立された協議会です。平成 16(2004)年 6 月の総会において、具体的な推進施策を検討し、 汚濁負荷量の削減対策の推進、 新たな 環境保全・創造施策の推進、 生活排水対策の推進、 赤潮防止対策の推進、 水質監視・ 測定体制の拡充強化、 有害化学物質対策の推進、 大規模油流出事故に対する環境面での 対策の推進、 大阪湾の環境保全に係る財政上の特別措置についての 8 項目を要望決議し、7 月に、平成 17(2005)年度の重要施策並びに予算化に向けて国の関係機関に提出しました。さ らに平成 16(2004)年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで大阪湾クリーン作戦を展開し、廃棄物の不法 投棄防止及び回収キャンペーンを実施しました。
- ウ 兵庫県大気環境保全連絡協議会は、平成 4(1992)年に兵庫県、各市町、事業者及び県民が、 地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境保全及び窒素酸化物などの地 域の大気環境保全を図るため設立された協議会です。

平成 16(2004)年度は5月に定期総会を開催し、会員が相互に協力し行動することで、行政、 事業者、県民の一体化、環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図り、未来にわたって 快適な県民生活を確保するため活動しています。

エ 神戸・明石都市行政協議会は、明石市及び神戸市の相互発展を図るため、両市の共通問題 について相互調整のもと、総合的に諸施策を策定及び推進する協議会です。

近年、西神戸地区の大規模開発による人口増加に対応し、水質汚濁防止施設の設置及び維持管理が行われていますが、特に本市上水源である明石川水系の水質を保全するため、水質 監視並びに汚濁源の監視始動等について、連携の強化を図りました。

その他、公害防止施策を広域的に推進するため、各種行政協議会において環境保全協定・ 公害防止協定の履行状況及び公害防止の諸施策について、関係市町機関と連絡調整を図りま した。

(3) 公害監視測定状況

公害の発生を未然に防止し、環境を汚染から守るために各種汚染物質の常時監視及び定期的な 測定を実施しています。

大気の汚染については、平成 16(2004)年 12 月に大気監視システムを更新し、市内の大気汚染状況を把握しています。測定は固定局 5 ヵ所で行っており、平成 16(2004)年度は概ね環境基準を達成していました。

なお、光化学スモッグシーズン(4 月末~10 月)中は常時監視体制をとっており、平成16(2004)年度は、光化学スモッグ予報・注意報ともに発令されませんでした。

また、酸性雨調査を2ヵ所で行っています。

水質の汚濁については、その汚濁源はきわめて多岐にわたっていますが、おおむね生活排水、 工場排水、農業等排水、その他の排水に分類できます。

市内主要河川である明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川については県測定計画に基づく通年 調査を実施しているほか、平成 16(2004)年度は瀬戸川上流部及び朝霧川について、市独自の河 川調査を実施しました。

健康項目については全地点で環境基準を達成していました。生活環境項目に係る類型が指定されている明石川・谷八木川については、有機汚濁の代表的指標であるBODを含む全項目の環境基準を達成しました。各河川の水質汚濁は経年的には変動があるものの、やや良化の傾向となっています。

また、平成 16(2004)年度は松江海水浴場と江井島海水浴場で遊泳期間前と期間中において水質などの調査を実施しました。

2 海水浴場とも、良好な水質を維持しています。

参考

環境基準

行政上の目標であり、環境行政を 進めていく上での指針となるも ので、水質汚濁に係るものとして 次の項目が定められています。

- ・生活環境項目
 - 生活環境を保全するために定められたもの
- ・健康項目

人の健康を保護するために定められたもの

B O D (生物化学的酸素要求量)

水の汚れ(有機物)が、微生物の働きで分解されるときに消費される酸素の量です。

川の汚れを 表します



騒音、振動については、自動車道路及び新幹線の騒音・振動調査を実施しています。

大気や水質と同じく自動車騒音の常時監視も、騒音規制法の改正によって都道府県及び騒音 規制法政令市の事務とされ、明石市においても、平成 14(2002)年度に「自動車騒音評価システ ム」を導入して実施しており、市内主要幹線道路沿道について、「騒音に係る環境基準」の達成 状況等の把握に努めています。

新幹線の騒音、振動については、市内5地点で測定した結果、騒音は全ての地点において環境基準は未達成でしたが暫定基準は達成していました。振動は全地点において環境庁勧告指針値を下回っていました。この調査を基に、JR西日本㈱及び環境省などに対して、より一層の発生源対策により、環境基準が早期に達成されるよう強く要望しています。

また、住環境の静けさを把握するため都市環境騒音の測定も行っています。

悪臭については、その原因物質として悪臭防止法によりアンモニア等 22 物質が規制を受けています。

周辺環境測定として市内を代表する 6 地点において機器測定を実施しており、平成 16 年度はすべての物質が検出されませんでした。

(4) 生活排水対策

近年においては、河川や海などの水質を汚濁している原因に生活排水があげられ、とくに閉鎖性水域である瀬戸内海では、生活排水が50%を超えています。

そのため、生活排水対策の推進を図る規定を盛り込んだ水質汚濁防止法の改正が、平成 2(1990) 年 6 月に行われ、同年 9 月に施行されました。

行政の責務はもちろんのこと、国民の責務も明確にし、理解と協力を求めるものとなりました。 生活排水処理については、公共下水道の整備を基本として、毎年多額の費用を投入して普及、 促進に努めていますが、当面整備の遅れている地区では、し尿と併せて生活排水を処理できる合 併処理浄化槽の整備が有効です。本市においては、平成3(1991)年度に「明石市生活排水処理計 画」を策定し、早期に生活排水処理率100%を達成することを目指しています。

また、汚濁負荷量の削減を図るために、生活排水対策用啓発パンフレットを配布するなどPRに務めています。

(5) 公害防止施設設置資金融資の調整

工場等が、その事業活動に伴って生ずる産業公害を防止することは、自らに与えられた責務です。しかし、信用力、担保力などの弱い中小企業にとって公害防止資金を確保することは、非常に困難な状況です。そこで事業活動に伴って生ずる公害を防止するために必要な資金を長期かつ低利で融資し、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図り、もって住民福祉の充実に寄与することを目的として、兵庫県公害除去施設資金融資制度及び明石市中小企業公害防止施設設置資金融資制度があり、公害を防止するために必要な施設の設置及び移転等について、公害防止に対する効果、必要性等を勘案し、意見書及び認定書の発行業務を行っています。

明石市中小企業公害防止施設設置資金融資制度は、昭和 45(1970)年度に設けましたが、平成 5(1993)年度以降融資実績はなく、平成 16(2004)年度末で廃止しました。

4.公害発生源の規制

(1) 法律・条令による規制

公害対策の基本的な事項は、広域的な視野に立って行わなければなりませんが、反面、公害は 地域に密着した問題でもあるので法律の規制はほとんどが地方公共団体の自治事務とされてい ます。そこで地域の実情に即した公害防止を適切に行い、地域の環境保全をより推進するため多 くの地方公共団体は条例を制定しています。本市においては、兵庫県・環境の保全と創造に関す る条例により、市民の良好な生活環境の確保を図っています。

公害関係法令等による規制及び許可の権限

X	分	兵庫県	明石市
1 - 3 - 3 - 7 - 1 3	工場	0	
大気汚染防止法	事 業 場		0
水 質 汚 濁	防 止 法		0
瀬戸内海環境保全	特別措置法	0	
騒 音 規	制 法		0
振 動 規	制法		0
悪 臭 防	止 法		0
特定工場におけ組織の整備に関	る公害防止 引する法律	0	ー 部 水質または騒音・振動に係る特定工場の場合のみで、大気・粉じんに係る特定工場に該当する場合にはすべて権限は兵庫県となる。
兵庫県・環境創造に関す	の保全とる条例		0

(2) 公害防止協定(環境保全協定)

市域の環境保全を一層促進させるため、本市では公害防止協定を積極的に締結しています。 公害防止協定は、市内に立地する主要企業を中心に昭和 45(1970)年 12 月から締結しており、 諸情勢の変化をふまえた改正又は新規に締結するなどの過程を経て、現在、総合公害防止協定は 22 事業所と締結しています。また、昭和 56(1981)年度中に二見臨海工業団地で操業又は建設工 事開発予定であった 45 事業所と昭和 56(1981)年 3 月 25 日に公害防止協定を締結しましたが、さ らに事業所の進出状況を勘案し、以後数次にわたって協定を締結しています。二見臨海工業団地 に係る公害防止協定締結事業所は 113 事業所、環境保全協定締結事業所は 33 事業所です(平成 17(2005)年 3 月 31 日現在)。

なお、協定の実効性を確保するため、事業所に対して公害防止協定事項について測定の実施及び報告書の提出を義務づけ、立入調査により事業所が使用する原燃料並びに排出水の分析と関係 書類の調査等を実施し、規制及び指導にあたっています。

5.公害関係法令に基づく特定施設等の届出

特定施設等の届出は、公害発生源の規制にとって最も重要なものであり、その届出により実態を把握し、規制及び指導にあたっています。

大気汚染防止法に係る届出については、工場関係の場合は、兵庫県東播磨県民局環境課で受理された後、副本が本市に送付されますが、事業場関係の場合は、本市で受理しています。

水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法に係る届出については、すべて本市で受理しています。

兵庫県・環境の保全と創造に関する条例に係る届出についても、本市で受理しています。

瀬戸内海環境保全特別措置法に係る許可申請等の受付、許可等の事務については、兵庫県健康生活部環境局水質課で受理された後、副本が本市に送付されます。

6.公害に関する苦情処理状況

公害苦情は、産業公害と生活公害(近隣公害)に大別することができます。産業公害とは、工場や建設作業などの生産活動にともない発生するものをいい、生活公害とは、日常生活や営業行為等により、一般家庭や飲食店、事務所、交通機関などで発生するさまざまなものをいいます。

本市では、環境関連法及び兵庫県・環境の保全と創造に関する条例等により市民から申し出の

あった公害苦情に対して環境政策課担当職員で苦情処理にあたっています。公害苦情は迅速かつ適正な処理が望まれるものであり、被害の未然防止のため発生源への行政指導の徹底と関係機関へのあっせん等によって適切な処理に努めています。

近年のベッドタウン化・大型マンション化の結果として、農業や商工業地域と住宅地の接近が進み、生活排水による水質汚濁・近隣騒音・悪臭などさまざまな生活公害が発生しています。これらの苦情を解消するためには、住工混在の解消をめざした抜本的な都市政策や都市生活基盤としての公共下水道の普及および近隣騒音等に対する意識の高



揚と啓発の推進を行うとともに、市民一人ひとりにおいても近隣に迷惑をかけない姿勢が強く求められています。

公害を種類別にみると、大気汚染については、ごみ等の焼却に伴う煙・すす・臭いの苦情が多く、ほかには建設工事等による粉じんの苦情があります。工場からのものについては施設の改善や日常の維持管理方法等の指導、建設工事からのものについては廃棄物処分場への搬入の指示や、粉じん飛散防止のため散水等の指導を行うことにより解決をしています。

水質汚濁については、油膜などの見た目の不快感によるものと臭いによるものとが多く、油膜については、不法投棄または工場等の事故や不注意による流出などが考えられます。しかし、油膜の出現は一過性のことが多いため原因究明が困難な場合が少なくありません。工場などに対しては汚水処理施設等の改善及び維持管理の徹底を指導しています。

騒音については、工場からの作業音、建設工事音、交通騒音が多くを占めており、その他では 事務所等の室外機音、飲食店のカラオケ音、家庭電化製品等の日常生活に伴う近隣騒音などがあ ります。工場からの作業音、建設工事音については騒音対策の実施や騒音発生施設の移動等の指導により解決していますが、飲食店のカラオケ音や日常生活からのものについては発生源者のモラルに依存する面が多いため、生活騒音に関するパンフレットの配布等により市民啓発に努めています。

振動については、工場、建設現場等において、騒音に付随しておこる場合がほとんどですが、 路面修復や工程改善等の指導により解決を図っています。

悪臭については、工場・池・水路・側溝・畜産もしくは家庭生活の臭気といったように、その 発生源は多種多様です。これらの苦情は法の規制にかからないものが多く、住民間の感情的な問 題に発展する場合もあり、解決や再発防止等が非常に困難な状況にあります。

公害苦情発生の推移 (草	単位:件))
--------------	-------	---

年 度	大 気	水 質	騒 音	振動	悪臭	その他	計
12	23	10	13	2	10	5	63
13	22	5	12	5	11	0	55
14	17	5	15	1	5	2	45
15	19	11	12	3	8	2	55
16	18	0	13	6	4	1	42

7.環境の監視

環境政策課では、環境にかかる常時監視及び定期的な測定を実施しています。平成 6(1994)年 9 月に導入した大気監視システムによる大気汚染の常時監視や酸性雨の調査、公共用水域 (河川・地下水)の監視や事業所排水の水質分析の他、悪臭・騒音・振動について、さまざまな機器を使って環境測定し、複雑多様化する環境汚染物質の監視の強化に努めています。

平成 16(2004)年 12 月には大気監視システムを更新し、市内の大気汚染の状況が把握できるほか、 データが兵庫県環境情報センターにも送信されています。

さらに、平成 13(2001)年度から、国の広域情報システム「そらまめ君」にもデータを送信し、 全国的にデータを活用できるようにしています。

また、環境調査市民モニターなど、環境啓発及び環境情報の提供にも力を注いでいます。



し 尿 処 理



し 尿 処 理

1.概要

本市のし尿収集運搬は、昭和 31(1956)年 4 月に市営住宅 300 戸を対象として、収集車両 1 台により開始しました。その後、人口の急激な増加に伴う業務量の拡大に合わせ、施設や車両、機材の整備並びに組織の拡充を図っていく一方、昭和 41(1966)年 4 月から業務の一部を民間に委託し、昭和 44(1969)年 7 月には更に 1 業者を加えた直営と委託による収集体制が確立し、現在に至っています。 なお、収集区域は本庁地区を委託業者 2 社に、大久保・魚住・二見地区を直営としています。

現在、し尿収集は概ね 25 日から 30 日間隔で定期的に実施し、事業所及びイベント会場や工事現場の仮設トイレなどの収集は、その都度実施しています。また、浄化槽は保守点検や許可業者による清掃を行い、汚泥を魚住清掃工場に搬入しています。なお、浄化槽を正常に機能させるために、浄化槽管理者(使用者)に対し適正な維持管理を行うようパンフレット等を作成し、配布するなどの啓発を行っています。

し尿や浄化槽汚泥を処理する施設は、現在の魚住清掃工場において昭和 39(1964)年 1 月から運転を開始しました。その後、人口や浄化槽設置の増加に合わせて、昭和 41(1966)年 12 月に第 2 施設を、昭和 51(1976)年 3 月に第 3 施設を建設し、総処理能力 280 kl/日としました。現在は、下水道の普及により処理量が減少してきており、1 日あたり 145 klの処理能力まで規模を縮小し、処理効率の改善を図るとともに、施設の維持についても逐次整備を実施することで、水質の改善及び大気汚染の防止等、環境保全に万全を期しています。

今後のし尿収集運搬及びし尿並びに浄化槽汚泥の処理については、平成8(1996)年4月の大久保浄化センター稼働による下水道処理区域の拡大が進み、し尿の収集量や処理量が年々減少しています。このため、し尿収集量に応じた収集体制の見直しを行っているところです。また、魚住清掃工場については、下水道整備の進展に沿った効率的な規模及び処理方法等の検討を重ねており、平成17(2005)年度には、一次処理水を下水道放流するための工事を予定しています。

し 尿 処 理 区 分 別 状 況 (平成17年3月31日現在)

	<u>×</u> 5	}	戸 数	割合(%)
浄	化	槽	18,891	14.7
汲		取	3,444	2.7
下	水	道	106,359	82.6
	合 if	†	128,694	100.0

注)住民基本台帳、外国人登録、事業所等を合計した戸数

2. し尿収集運搬

(1) 概 要

一般家庭及び事業所並びに工事現場等の仮設トイレなどから発生するし尿の収集に対処するため、直営と委託業者(2社)とでそれぞれ分担しています。直営地域では、毎年班の編成替えを行っています。1班を2名で組んでおり、平成17(2005)年度は5班体制としています。また、委託地域は阪神連合清掃1班、平野興業2班の計3班で編成しています。

(2) 収集実施状況

						`		
		全			市			3,444(戸)
	直		営		地		X	2,716
内	委	阪	神	連	合	清	掃	325
訳	委託地区	平		野	興	Į	業	403
	X	小					計	728

注)住民基本台帳、外国人登録、事業所等を合計した戸数

直営収集区域

(平成17年4月5日編成替え後)

班別	町 名
1	藤江の一部、松陰新田、森田・松陰・大久保町・大窪・山手台・高丘・西脇・谷八 木・わかばの一部
2	松陰・大久保町・大窪・高丘の一部
3	藤江の一部、八木、ゆりのき通、福田、大久保町・大窪・西脇・谷八木・江井島・ 西島・わかばの一部、金ケ崎の一部
4	江井島・西島の一部、錦が丘、鴨池、中尾、住吉、西岡、金ケ崎・長坂寺・清水の 一部、福里、東二見、西二見、南二見
5	緑が丘、山手台・西脇の一部、金ケ崎・長坂寺・清水の一部

委託収集区域

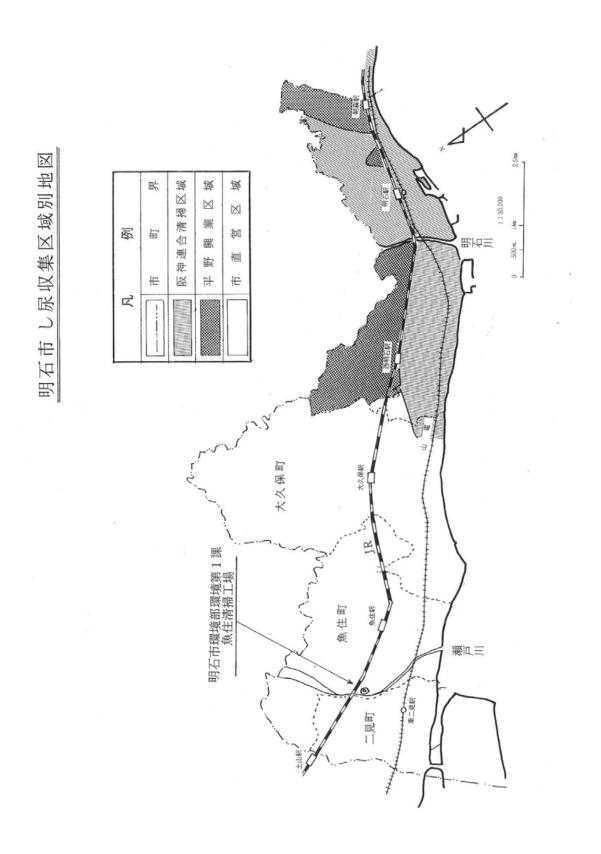
(平成17年度)

(阪神連合清掃)

収集区域	町名
明石川以東(朝霧川	松が丘北町の一部、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町
以東でJR山陽本	1~2丁目及び3丁目の一部、北朝霧丘1~2丁目、東朝霧丘、中朝
線以北及び東人丸	霧丘、西朝霧丘、荷山町、東野町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1
町を除く)の区域	~ 4 丁目、人丸町、山下町、上ノ丸 1 ~ 3 丁目、明石公園、鷹匠町、
	茶園場町、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、
	天文町1~2丁目、相生町1~2丁目、中崎1~2丁目、鍛冶屋町、
	桜町、東仲ノ町、大明石町1~2丁目、本町1~2丁目、材木町、樽
	屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、大蔵海岸通1~2丁目
明石川以西、JR山	西新町2~3丁目、南王子町、硯町1~3丁目、田町1~2丁目、新
陽本線及びJR新	明町、船上町、和坂稲荷町、宮の上、立石1~2丁目、貴崎1~5丁
幹線以南、谷八木川	目、南貴崎町、林崎町1~3丁目、林1~3丁目、松江、川崎町、西
以東 (西明石西町 1	明石南町1~3丁目、別所町、東藤江1~2丁目、藤が丘1~2丁目、
丁目を除く)の区域	藤江の一部、谷八木の一部

(平野興業)

収集区域	町名
朝霧川以東でJR	松が丘1~5丁目、松が丘北町の一部、大蔵谷(狩口、清水、東山西
山陽本線以北の区	山) 大蔵谷奥、朝霧町3丁目の一部
域	
東人丸町の区域	東人丸町
明石川以西、JR山	西新町1丁目、北王子町、王子1~2丁目、大道町1~2丁目、和坂
陽本線以北、鳥羽新	1~3丁目、西明石町1~5丁目、和坂(西明石北駅前) 花園町、
田又池以南、松陰屋	松の内1~2丁目、野々上1~3丁目、小久保1~2丁目、西明石北
形池及び藤江雲楽	町1~3丁目、鳥羽、旭が丘、明南町1~3丁目、沢野1~2丁目、
池以東の区域	小久保、藤江の一部、森田の一部
J R 山陽本線以南	西明石西町 1 丁目
で明姫幹線、JR新	
幹線、旧藤江川に囲	
まれた区域	
J R 山陽本線以南	西明石西町 2 丁目
でJR新幹線、市道	
23 号線に囲まれた	
区域	



3. し尿収集実績

(1) し尿月別収集量の実績(平成16年度実績)

(単位:kl)

月別	市直営	業者委託	計
נית כי	11 E E	未日女儿	П
4	544.7	290.0	834.7
5	532.8	266.0	798.8
6	533.5	306.7	840.2
7	500.3	294.3	794.6
8	477.7	286.1	763.8
9	497.3	247.6	744.9
10	604.4	242.0	846.4
11	542.7	224.4	767.1
12	572.5	228.6	801.1
1	426.3	194.3	620.6
2	410.3	207.7	618.0
3	475.5	216.7	692.2
計	6,118.0	3,004.4	9,122.4
割合	67.1%	32.9%	100.0%

(2) 1車当たり平均作業量(直営分)

1 車当たり 乗員数 ・・・・・・・・・・・ 2 名(運転手1名、作業員1名)

受持戸数 ・・・・・・・・・ 475 戸

a. 1日平均汲取件数 17件

b. 1日平均し尿収集量 4,076

c. 1日平均工場搬入回数 3回

d . 1 日 平 均 走 行 距 離 35 km

e. 月平均稼働日数 21日

4. 収集経費

(1) 収集経費(平成16年度実績)

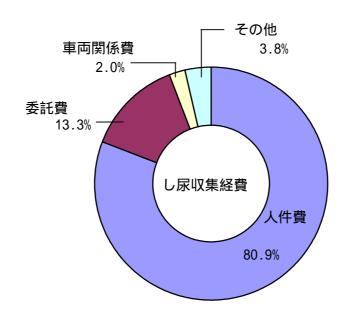
(単位:千円)

項目	X	分	金額	摘 要		
人	件	費	206,109	職員 18 名分他		
	燃料	費	2,248	ガソリン 16,950.6、軽油 404.2 、 CNG2,673.79N m³		
車	車検修理	理代	1,126	車検及び修理代		
車両関係費	関 部品購入他 893		893	パキューム車用ホース、脱臭剤、オイル等		
修費	係 費 保険重量税 862		862	パキューム車 11 台、ライトパン1 台、牽引車 1 台、軽乗用 1 台		
	小 計 5,129		5,129			
委	委 託 費 33,991		33,991	し尿収集運搬業務委託料(2業者分)		
そ	そ の 他 9,514		9,514	事務用品、通信費、収納事務委託手数料等		
	計		254,743			

人件費は、職員 18 名分の他に課長、庶務係職員(4名)分の 18/31(平成 16年4月1日現在職員数)の額を含みます。施設・車両関係の減価償却費は除きます。

(2) 1kl当たりの収集単価と経費割合

平成 1 6 年度収集経費 2 5 4 , 7 4 3 千円 = 2 7 , 9 2 6 円 平成 1 6 年度収集量 9 , 1 2 2 kℓ



(3) 年間収集経費の推移

年 度	金額 (千円)	収集量(kℓ)
1 2	3 9 1 , 4 6 6	15,785
1 3	382,577	14,155
1 4	3 3 5 , 0 5 5	12,623
1 5	3 1 2 , 4 2 7	10,868
1 6	254,743	9,122

5. 収集運搬業務の推移

(1) 汲取戸数と収集量

年度区分		12	13	14	15	16	
汲	直	宫	4,080	3,760	3,255	2,982	2,716
取戸	委	託	1,354	1,137	1,003	870	728
数	110	+	5,434	4,897	4,258	3,852	3,444
収集量	直	営	10,806	9,829	8,561	7,202	6,118
量 (委	託	4,979	4,326	4,062	3,666	3,004
kℓ ∵	計		15,785	14,155	12,623	10,868	9,122

汲取戸数は各年度の3月31日現在の住民基本台帳、外国人登録、事業所等の合計戸数とします。 収集量は年度合計とします。

(2) 収集運搬委託料

年度 委託料内訳		12	13	14	15	16
委託契約	収集量1 当たり	10 円 42 銭				
単価	収集 1 件当たり	406 円				
1 当たり平均単価 (委託料実績による)		11 円 45 銭	11 円 41 銭	11 円 36 銭	11 円 32 銭	11 円 32 銭
前年度	前年度に対する上昇率		0.3%	0.4%	0.4%	

6. 浄化槽の日常管理及び維持管理(保守点検・清掃)

公共下水道の普及していない地域において、便所を水洗化する場合に必要な施設として浄化槽が 設置されています。

浄化槽は便所や台所等の汚水を微生物の働きで浄化して放流するもので、その便利さ・快適さの 反面、設置工事、維持管理の状況によっては、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなるため、設置者 (使用者)を含めてその責任を明確化し、責任ある施工及び適切な維持管理を実施するよう指導し、 生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置状況等

平成 17(2005)年3月末現在の総設置数は6,448基であり、公共下水道への切り替え等による減少と新設による増加を差引すると昨年より大幅に減少しています。なお、新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽であることとされています。

届出状況・地区別設置状況

届出状況

年度	合併処理浄化槽(件)	単独処理浄化槽(件)	合計(件)
1 2	1 4 3	2 1	1 6 4
1 3	6 5	0	6 5
1 4	5 8	0	5 8
1 5	3 6	0	3 6
1 6	3 5	0	3 5

(注)変則合併については、合併処理浄化槽に含まれています。

単独処理浄化槽(便所の汚水のみを処理するもの)

合併処理浄化槽(便所の汚水と共に生活雑排水(台所や風呂等の排水)を処理するもの)

地 区 別 設 置 状 況 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

	地区		基数	割合(%)
本		庁	2,821	43.8
大	久	保	2,580	40.0
魚		住	903	1 4 . 0
_		見	1 4 4	2.2
合		計	6,448	100.0

機種別:人槽別設置状況

機種別・人槽別設置状況 (平成17年3月31日現在)

種別	人槽	5 ~ 20	21 ~ 50	51 ~200	201 ~500	501 ~	合計
単独処理	ばっ気型	4,895	474	90	3	1	5,463
処理	腐 敗 型	146	114	63	7	1	331
合	併 処 理	528	18	83	18	7	654
合	計	5,569	606	236	28	9	6,448

人槽別にみると 20 人槽以下が 86%、機種別でみると、ばっ気方式が 85%を占めています。また、合併処理浄化槽が 10.1%となっています。

維持管理指導

浄化槽の日常管理と併せて維持管理(保守点検・清掃)の目的は、浄化槽の機能を十分に発揮できる状態にすることです。しかし、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあり、水質汚濁、悪臭等の発生原因にもなっています。この様な状況を改善するため、広報によるPR、パンフレットの配布等により、点検・清掃の必要性を理解していただく活動を行っています。また、法定基準の維持管理を実施していない浄化槽管理者に対しては、保守点検・清掃の専門業者と委託契約を結び、適正な維持管理を行うように指導をしています。

浄化槽の保守点検・清掃業者に対しては、法に定める基準に適合した保守点検作業、清掃作業を行うよう、適正な業務の実施を指導しています。

(2) 浄化槽の清掃等

浄化槽汚泥年度別処理状況・清掃件数

区分 年度	収集・運搬・処理量 (k0)	清 掃 件 数 (件)
1 2	24,056	8,927
1 3	22,919	8,489
1 4	19,361	7,244
1 5	17,585	6,286
1 6	15,581	5,938

浄化槽汚泥は、全量を魚住清掃工場で処理しています。

7 . し尿処理

(1) 魚住清掃工場 <施設概要>

施設名称	明石市 魚住清掃工場			
所 在 地	〒674-0084 明石市魚住町西岡 2119-9			
敷 地 面 積	11,877m²			
施設面積	総面積 3,754m² (建物 1,508m²、工作物 2,246m²)			
運転開始年月 昭和39年1月				
処 理 能 力	145 k@/日			
処 理 方 式	水 処 理 1 次処理 好気性消化処理方式 2 次処理 活性汚泥法処理方式 汚泥処理 消化汚泥 脱水 余剰汚泥 濃縮 脱水 脱臭処理 高濃度臭気 薬液洗浄(酸+アルカリ+次亜) 低濃度臭気 低濃度臭気			
希釈水の種類	地下水			
放 流 先	2級河川 瀬戸川			
し渣・汚泥の処 分 方 法	ごみ焼却施設へ搬出し、ごみと混合焼却後、焼却灰を埋立処分			
届 出 排 出 量 2,900m ³ /日(MAX:3,100m ³ /日)				

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(単位:kℓ(%))

年度 区分	12	13	14	15	16
し尿	15,785 (39.6)	14,155 (38.2)	12,623 (39.5)	10,868 (38.2)	9,122 (36.9)
浄化槽汚泥	24,056 (60.4)	22,919 (61.8)	19,361 (60.5)	17,585 (61.8)	15,581 (63.1)
総処理量	39,841	37,074	31,984	28,453	24,703

(3) 工場各種測定項目及び規制値(平成 16 年度)

	測定項目及び規制値	測 定 回 数				
水質関係	生物化学的酸素要求量 日間平均值	30(40)mg/				
	化学的酸素要求量 日間平均值	60(70)mg/				
	浮 遊 物 質 量 日間平均値	70(90)mg/	3回/日×1回/月×12ヶ月			
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	25 mg/	3			
13,	大 腸 菌 群 数 日間平均値	3,000個/cm³				
県条	水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6				
例	塩素イオン濃度					
	全 窒 素	60 mg/	3回/日×4回/年			
	全リン	6 mg/	0 II A 1 II 7 1			
	アンモニア	5ppm				
	メチルメルカプタン	0.01ppm	4 回/年			
	硫 化 水 素	0.2ppm				
悪臭	硫 化 メ チ ル	0.2ppm				
物	トリメチルアミン	0.07ppm				
質(二硫化メチル	0.1ppm				
順応地域	アセトアルデヒド	0.5ppm				
	スチレン	2ppm				
\smile	プロピオン酸	0.2ppm	2 回/年			
	ノルマル酪酸	0.006ppm				
	ノルマル吉草酸	0.004ppm				
	イ ソ 吉 草 酸	0.01ppm				

(4) 魚住清掃工場測定結果(平成 16 年度) < 水流水質>

(一般項目)

項目	p H 規 制 値 5.8~8.6	生物化学的 酸素要求量 規 制 値 30 mg/ (40)	化学的酸素 要 求 量 規 制 値 60 mg/ (70)	浮 遊物 質量規制 值70 mg/ (90)	ノ ルキ出有 規 制 規 値 25 mg/	大 腸 菌 群 数 規 制 値 3,000 個/m	塩 素 イオン Mg/
4月13日	7.1	2.4	7	6	0.5 未満	1 未満	170
5月11日	7.1	1.5	6	4	0.5 未満	1 未満	200
6月8日	7.1	3.1	11	6	0.5 未満	1 未満	190
7月13日	6.9	1.6	5	1	0.5 未満	1 未満	230
8月10日	7.1	1.5	8	5	0.5 未満	1 未満	220
9月14日	6.8	1.5	7	12	0.5 未満	1 未満	220
10月12日	7.2	1 未満	4	4	0.5 未満	1 未満	170
11 月 9 日	6.9	1.3	7	4	0.5 未満	1 未満	170
12月14日	6.9	2.2	7	7	0.5 未満	1 未満	200
1月11日	6.9	1.1	5	11	0.5 未満	1 未満	140
2月8日	6.8	2.4	7	5	0.5 未満	1 未満	190
3 月 8 日	6.7	2.3	7	12	0.5 未満	1 未満	200

(健康項目)

	項		目		単位	規制値	11月9日
カ	۲	Ш	ウ	۵	mg/	0.05 以下	0.005 未満
シ	ア	ン (l	′ 合	物	mg /	0.7 以下	0.1 未満
		鉛			mg /	0.7 以下	0.01 未満
六	価	ク	П	ム	mg /	0.35 以下	0.02 未満
۲				素	mg /	0.35 以下	0.01 未満
Р		С		В	mg /	0.003 以下	0.0005 未満
有	機	ž č	IJ	ン	mg /	0.7 以下	0.1 未満
総		水		銀	mg /	0.005 以下	0.0005 未満

<窒素・リン> (3ヶ月毎)

月日項目	4月13日	7月13日	10月12日	1月11日
全窒素 mg/	14.0	12.0	9.0	7.9
全リン mg/	1.10	0.79	0.39	0.35

<悪臭物質>

〈芯夹彻貝〉				
月日項目	5月18日	8月3日	11月4日	2月17日
ア ン モ ニ ア (規制値 5 ppm)	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
メチルメルカプタン (規制値 0.01ppm)	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
硫 化 水 素 (規制値 0.2ppm)	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
硫 化 メ チ ル (規制値 0.2ppm)	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
トリメチルアミン (規制値 0.07ppm)		0.0005 未満		0.0005 未満
二 硫 化 メ チ ル (規制値 0.1ppm)	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満
アセトアルデヒド (規制値 0.5ppm)		0.005 未満		0.005 未満
ス チ レ ン (規制値 2 ppm)		0.04 未満		0.04 未満
プロピオン酸 (規制値 0.2ppm)		0.003 未満		0.003 未満
ノ ル マ ル 酪 酸 (規制値 0.006ppm)		0.0001 未満		0.0001 未満
ノ ル マ ル 吉 草 酸 (規制値 0.004ppm)		0.00009 未満		0.00009 未満
イ ソ 吉 草 酸 (規制値 0.01ppm)		0.0001 未満		0.0001 未満

(5) 処分経費(平成16年度実績)

項目	区分	金額(千円)	摘 要
人	件費	149,971	職員 13 名分他
	苛性 ソーダ	1,572	149,540kg
薬	次亜塩素酸ソーダ	1,274	61,270kg
	ポリ塩化アルミニウム	867	52,250kg
剤	塩酸	764	37,060kg
	高 分 子 凝 集 剤	1,529	1,440kg
費	その他薬剤	2,562	微生物活性助剤 200 kg、消臭剤等
	小 計	8,568	
光燃	電気	19,920	高圧分 1,556,968kwh
熱水物	水道	6,045	20,880m³(口径50mm)
光熱水費及び 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数 関数	燃料費	54	LPガス
び費	小計	26,019	
工事費	工事請負費等	74,233	工場施設機器類補修(18,576 千円)含む
費	小 計	74,233	
委	託費	9,636	槽内清掃、水質測定、悪臭測定業務委託他
そ	の他	9,718	車両関係費 (2t ダンプ 2,646 千円他) 含む
	計	278,145	

人件費は職員 13 名分の他に課長、庶務係職員(4名)分の 13/31(平成 16年4月1日現在職員数)の額を含みます。施設(機械)関係の減価償却費は含まれていません。

(6) 1 kl 当たりの処分単価と経費割合

平成1 6年度処分経費 278,145 千円 平成1 6年度処分量 24,703 kℓ(し尿 9,122 kℓ + 浄化槽汚泥 15,581 kℓ) = 11,260 円

(7) 年間処分経費の推移

年度	金額(千円)	投入されたし尿・浄化槽汚 泥1k0 当たりの金額(円)
1 2	3 5 6 ,7 2 3	8,954
1 3	276,022	7,445
1 4	2 3 6 ,5 0 2	7,394
1 5	2 2 5 ,1 3 9	7,913
1 6	278,145	11,260



ごみの資源化と処理



紙類・布類の分別回収

- 1 . ごみの減量化・資源化

1. 概 要

現在、私たちは便利で快適な生活を過ごしていますが、反面、大量消費や使い捨ての生活が普通になり、物を大切にしない風潮が生じてきました。このような社会背景の中で、日常生活や事業活動から排出される廃棄物の量が増大してきました。

この増大する廃棄物に対応するためには、ごみの減量化、資源化への取り組みをより一層、促進するとともに、ごみの発生を抑制し、資源循環型社会への転換を図ることが必要です。それには、行政はもちろん、生産者や消費者、市民との相互理解や協働なくして実現できません。

平成 15 (2003)年2月に策定した明石市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」の実現に向けて、次の施策を柱に取り組んでいます。

参加と共生のパートナーシップ

家庭系廃棄物の減量

事業系廃棄物の減量

リサイクルプラザの運営

減量化等の普及啓発

2.参加と共生のパートナーシップ

平成 16(2004)年 4 月 1 日、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の改正に伴い、新たに、ごみ減量推進員制度が施行され、平成 16(2004)年 10 月 1 日、28 小学校区 30 連合自治会から、33 人がごみ減量推進員として委嘱を受けました。

ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行うことが期待されています。

- 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- 資源物の再生利用の推進
- ・ 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- ・ 地域の清潔の保持
- ・ その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力

また、ごみ減量推進員に協力する立場として、ごみ減量推進協力員が市の登録を受けており、全市で1,181人が、各自治会内において指導的役割を担っています。

3. 家庭系廃棄物の減量

(1) 紙類・布類の収集及び再資源化

概 要

「燃やせるごみ」に含まれていた新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、布類は分別すれば貴重な資源物となり、ごみの減量化、再資源化等に大きく寄与することから、平成 16(2004)年 11 月より、新たに「紙類・布類」として分別収集を実施しています。収集は、市と契約した 4 業者(古紙直納問屋)が「紙類・布類」を分別収集し、自社の管理するストックヤードに直接

搬入し、再資源化しています。

このことから、分別は「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源ごみ」、「紙類・布類」(新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・布類)、「粗大ごみ」の5種9分別に細分化されました。

なお、「紙類・布類」分別収集開始当初は、業者の収集漏れや業者が収集した後の排出、燃 やせるごみステーションなど指定以外の場所への排出等が見受けられましたが、徐々にそのよ うなケースは減ってきています。

収集及び再資源化実施状況

世帯数・・・・・・・・・・・112,176 世帯 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

人口 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

市契約業者(古紙直納問屋)

大本紙料㈱、㈱シンノウ、上野紙料㈱、㈱池田

収集方法及び収集回数

月1回土曜日に、紙類は品目ごとにひもで十字にしばり、布類はポリ袋に入れてもらい、普段「燃やせないごみ」「資源ごみ」を出している場所(ステーション)で収集を行います。なお、雨天時でも通常どおり収集しています。

明石川東地域	毎月1回目の土曜日
明石川西地域	毎月2回目の土曜日
大久保地域	毎月3回目の土曜日
魚住・二見地域	毎月4回目の土曜日

収集実績

ア 紙類・布類年度別収集量

平成 16 年度収集量 1,565 t (11 月~3 月合計)

イ 紙類・布類月別収集量

(単位: t)

月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
16								216	395	223	408	323

ウ 紙類・布類地域別及び品目別収集量

(単位: kg)

	品目合計	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類
明石川東地域	284,163	176,910	64,220	29,180	641	13,212
明石川西地域	460,453	292,567	102,978	43,210	818	20,880
大久保地域	438,209	280,970	96,475	41,360	644	18,760
魚住・二見地域	382,589	232,595	91,189	35,855	500	22,450
合 計	1,565,414	983,042	354,862	149,605	2,603	75,302

(2) プラスチック製容器包装の分別収集モデル事業

概 要

モデル事業として、平成 16(2004)年 11 月より大蔵谷清水自治会において、プラスチック類の容器や袋を「プラスチック製容器包装」として「燃やせるごみ」から細分化し、分別収集しています。「プラスチック製容器包装」ごみには、右のマークが付いています。



毎週水曜日に、資源ごみステーション(普段、資源ごみ・燃やせないごみを出している集積場所)に出してもらいますが、燃やせないごみ又は資源ごみの収集日と重なるため、橙色半透明の指定収集袋を無料配布して色分けし、区分けして置いてもらっています。

収集した「プラスチック製容器包装」については、宍粟市山崎町のリ・テック㈱山崎工場に搬入されます。工場において、混入されている不適性ごみが取り除かれた後、圧縮梱包され、指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)ルートでプラスチック製品や高炉、コークス炉の還元剤などにリサイクルされます。

将来の全市実施に向けた、事業の継続性と安定性、高コスト抑制等を検討していきます。

プラスチック製容 器 包 装 具 体 例

- ・プラスチック製の飲食料品や日用品のボトル・カップ・パック類
- ・プラスチック製の飲食料品や日用品の袋・外側フィルム・ネット
- ・食料品のトレイ・発泡スチロール・空気の入ったシート

プラスチック製容器包装分別収集実績量

対象世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 約 1,600 世帯

対象ステーション数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42 箇所

平成 16 年度排出量 (平成 16 年 11 月~平成 17 年 3 月末)・・・・ 11.00 トン

(3) 集団回収の推進

再生資源集団回収団体研修会

平成 16(2004)年 10月 10日、明石市立市民会館中ホールにて研修会を実施しました。

再生資源集団回収優秀団体表彰、㈱シンノウによる講演「集団回収から始まる資源リサイクル」等を行い、163 団体の参加がありました。

再生資源集団回収団体への助成金交付

ア 交付基準 紙類、布類、金属類、びん類の回収量1kg当たり5円を助成しています。

イ 交付回数 年3回

ウ 実施経過 平成 3(1991)年度から当初 1 kg当たり 3 円で実施しました。平成 10(1998) 年度には、登録団体の回収意欲を向上させるため、現行の額に改正しました。 なお、平成 17(2005)年度からは交付回数を年 2 回に改定しています。

エ 回収実績 「(表1)再生資源集団回収実績」のとおりです。

オ 登録団体の状況

	14 年度(H14.12末)	15 年度(H15.12末)	16 年度(H16.12 末)	
団体の種類 I	団体数	回収量	団体数	回収量	団体数	回収量
子ども会	212	6,269 t	207	5,947 t	201	5,844 t
自 治 会	95	1,491 t	100	1,611 t	105	1,801 t
PTA他学校関係	19	460 t	18	390 t	54	440 t
高年クラブ	24	344 t	23	399 t	27	493 t
女性の会	8	130 t	8	117 t	8	166 t
マンション管理組合	31	286 t	34	358 t	30	385 t
消費者研究会	1	2 t	1	1 t	1	1 t
そ の 他	22	210 t	25	239 t	21	269 t
計	412	9,192 t	416	9,062 t	447	9,399 t

(表1)再生資源集団回収実績

	年	度	12	13	14	15	16			
	期	別	年間	年間	年間	年間	期	期	期	年間
	登録[団体数	394	400	412	416	418	419	447	447
	活動	団体数	386	390	407	414	393	393	415	431
	全 世	帯数	107,859	108,813	109,485	110,644	111,366	111,777	112,098	112,098
	全 ,	人口	293,228	293,053	292,397	292,078	292,152	292,304	292,433	292,433
		新聞紙	6,039	6,178	5,794	5,707	1,813	1,846	2,279	5,937
可	古紙	雑 誌	1,788	1,893	1,805	1,794	586	548	678	1,812
燃	類	段ボール	950	900	865	869	286	296	347	929
系		計	8,777	8,971	8,464	8,370	2,685	2,690	3,304	8,678
t	古	布	439	420	398	380	107	143	163	413
	牛乳	乳パック	30	30	28	26	6	8	10	25
	合	計	9,246	9,421	8,890	8,776	2,798	2,841	3,477	9,116
	ア	ルミ缶	154	161	175	168	46	62	62	169
不	スラ	チール缶	25	27	21	19	7	10	8	25
燃	その	D他の金属	0	0	2	3	0	0	1	1
系	7ドー	生きびん	20	13	10	9	3	2	3	8
t		カレット	105	106	94	87	29	25	25	80
	大只	計	125	119	104	96	32	27	28	88
	合	計	304	307	302	286	85	99	99	283
	総	計(t)	9,550	9,728	9,192	9,062	2,883	2,940	3,576	9,399
	助成	龙金 円	47,751,220	48,637,510	45,961,435	45,309,500	14,412,885	14,702,110	17,877,860	46,992,855
	売却	1金円	6,553,125	6,754,835	7,348,304	7,030,633	1,963,933	2,630,077	2,655,485	7,249,495
1	回	収量kg	24,741	24,942	22,585	21,889	7,335	7,482	8,616	21,806
	助	成金円	123,708	124,712	112,927	109,443	36,674	37,410	43,079	109,032
団体平均	売	却金円	16,977	17,320	18,054	16,982	4,997	6,692	6,399	16,820
긔	総	収益円	140,685	142,032	130,981	126,425	41,671	44,102	49,478	125,852

- 注)1.「期別」の 期は1月~4月回収分、 期は5月~8月回収分、 期は9月~12月回収分を 指します。
 - 2.「活動団体数」は、その期で助成金の請求のあった団体を指します。
 - 3.「全世帯数」「全人口」は、各期末翌月 1 日現在の住基数値、年間のそれは、 期の同数値 とします。
 - 4.「1団体平均」は、各項目を「活動団体数」で除した値です。
 - 5.「年間」の数値は、年間総量を四捨五入しているため、期別に四捨五入した値の合計とは必ずしも一致しません。

再生資源集団回収団体への活動用具助成

ア 交付基準 消耗品(紙ひも、ポリ袋、軍手など8品目)は、希望する1品目を年1回交付しています。

備品(台車、物置など6品目)は、登録から2年未満の団体に希望する1品目を交付しています。

イ 実施経過 平成 4(1992)年度から実施しています。

ウ 交付実績 「(表2)活動用具の交付実績」のとおりです。

再生資源集団回収業者への協力金交付

ア 交付基準 古紙 (新聞、雑誌、段ボール)の回収量 1 kg 当たり 2 円を交付しています。

イ 交付回数 年3回

ウ 業者登録数 18 団体 (平成 17(2005)年 3 月末)

エ 実施経過 平成 10(1998)年度から古紙市況低迷による、登録団体への逆有償を防ぐため、実施しています。なお、平成 17(2005)年度より交付基準額を 2 円以下に、交付回数を年 2 回に改定しています。

才 収集実績 平成 16(2004)年実績 回収量 8,723 t

カレットびん・スチール缶回収業者への助成金交付

ア 交付基準 カレットびん、スチール缶の回収量 1 kg当たり 15 円を交付しています。

イ 交付回数 年1回

ウ 業者登録数 2団体(平成17(2005)年3月末)

工 実施経過 平成 5(1993)年度から、市場ルートに乗らない品目の資源化ルートを確保 するため実施しています。なお、平成 17(2005)年度より交付基準額を 15 円 以下に、交付回数を年 2 回に改定しています。

才 収集実績 平成 16(2004)年実績 回収量 100 t

(表2)	平成 1	6 年度活動	用具の父	竹 美 縝

品目	~ 229 世	世帯(小団体)	230 世帯	以上(大団体)	230 世帯以上(校区団体)		合	計
ш	団体	交付数量	団体	交付数量	団体	交付数量	団体	交付数量
紙ひも	10	60	17	166	1	15	28	241
防水シート	20	40	11	33	1	5	32	78
ポリ袋(大)	47	5,640	43	7,740	1	270	91	13,650
ぱり袋(中)	34	6,120	15	3,600	2	560	51	10,280
標識板	7	35	9	90	1	15	17	140
軍手	67	268	40	320	6	72	113	660
⋾ൃ₹	7	21	3	18	0	0	10	39
回収容器	17	68	10	80	3	36	30	184
~ 計	209		148		15		372	
物置	5	5	3	3	1	1	9	9
リヤカー	0	0	0	0	1	1	1	1
手押四輪車	0	0	2	2	0	0	2	2
台車(小)	2	2	1	2	0	0	3	4
台車(大)	5	5	1	2	0	0	6	7
手押一輪車	0	0	2	4	0	0	2	4
~ 計	12		9		2		23	
申請団体数				37	72			

注) 1. 小団体 = 回収対象世帯数が 229 世帯以下、大団体 = 回収対象世帯数が 230 世帯 以上をいいます。

校区団体 = 回収対象世帯数が 230 世帯以上で、小学校区単位より広い範囲で活動 している団体をいいます。(平成7年度設定)

- 2. 平成7年度から、 ~ の品目の申請を団体登録から2年未満の団体のみに限定しました。
- 3. 平成 10 年度から、 、 の品目を追加しました。

(4) 生ごみの減量化、再資源化

生ごみ堆肥化容器の購入助成

ア 交付基準 コンポスト容器(容量 100 以上)、ボカシあえ容器(容量 10 以上)について、販売価格の 1/2(限度額 3,000 円)としています。 (ともに、1 世帯 2 基まで)

イ 助成台数 ともに年間 100 基。

購入後申請してもらい、随時受け付けています。

ウ 実施経過 コンポスト容器は平成 4(1992)年度から、ボカシあえ容器は平成

8(1996)年度から実施しています。

工 交付実績

種別	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	累計
コンポスト容器	4 7 基	2 7 基	16基	2 , 3 6 1 基(H4~)
ボカシあえ容器	26基	12基	5 基	6 7 9 基(H8~)

生ごみ処理機(機械式 0.5 kg/日以上)の購入助成

ア 交付基準 20,000円を限度に販売価格の1/2を助成しています。

(1世帯1基まで)

イ 助成台数 年間 200 基。購入後申請してもらい、随時受け付けています。

ウ 実施経過 平成 12(2000)年度から実施しています。

工 交付実績

種別	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	累計
生ごみ処理機	160基	85基	134基	6 1 1 基

なお、 は平成 17 年度より交付要綱が一本化されています。交付要綱については、 末尾 . 資料「明石市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱」を参照 ください。

4.事業系廃棄物の減量

(1) 大規模事業所の減量計画の提出

対象となる事業者

下記に該当する建築物の所有者もしくは占有者。計 61 事業所(H 16.4 末現在)

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(通称「ビル管法」)に規定する 特定建築物(延床面積 3,000 m²以上)
- イ 大規模小売店舗立地法(通称「大店立地法」)に規定する大規模小売店舗 (延床面積 1,000 ㎡を超える)
- ウ その他

義務

- ア 減量及び適正処理に関する計画書の提出
- イ 廃棄物管理責任者の選任と届出

実施時期

平成 14(2002)年 6 月施行。

平成 16(2004)年度では、市内 61 事業所から平成 16 年度の計画書の提出を受けました。

実績値と計画値

	廃棄物として 排出した量	資源物として 排出した量	合 計	資 源 化率	対 象 事 業所数	提 出 事 業所数
平成 14 年度 実績値	2,318,662	1,429,280	3,747,942	38%		
平成 15 年度 実績値	5,190,554	3,684,021	8,874,576	42%	58	45
平成 16 年度 計画値	5,735,581	4,246,541	9,982,122	43%	61	61

14年度実績は平成14年10月から平成15年3月の値

(2) 市庁舎内古紙等回収資源化

平成 2(1990)年度に「庁内における再生紙利用と回収・資源化対策」をまとめ、 事業系ごみ減量化対策の一環として平成 3(1991)年度から始めました。

平成 5(1993)年度までは、資源回収業者へ売却していましたが、平成 6(1994)年度からは、古紙市況の下落により逆有償で引き取らせ、資源化を進めています。

回収実績

種 別	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	H 3 からの累計
再生紙	8 5 t	9 7 t	8 9 t	7 4 0 t
新聞雑誌等	2 2 t	1 9 t	2 3 t	2 8 6 t

5.リサイクルプラザの運営

(1) 施設見学者の案内

区分	1 4	年度	1 5 年度		1 6 年度	
	団体	人数	団体	人数	団体	人数
学校関係	30	2,484	29	2,558	29	2,698
市民団体	62	753	30	548	64	834
行政視察	10	83	7	65	5	14
計	102	3,320	66	3,171	98	3,546

(2) 環境講座等

区分	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度
	講演会	エコ粘土工作体験	エコ粘土工作体験
	エコ粘土工作体験(2回)	絵手紙	牛乳パックで小物作り
講座内容	不用本交換会		紙すき体験
	再生利用家具展示会		再生利用家具展示会
参加者	5 0 6人	5 0 人	3 1 8人

(3) 不用家具(粗大ごみ)の再利用

経年実績

区分	13年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度
展示回数	1 回	2 回	1 回	3 回
展示数	3 0 点	6 7 点	3 8 点	9 0 点
提供数	2 3 点	6 5 点	3 8 点	8 9 点

平成 16 年度実施状況

開催日時	開催行事名	展示数	参加人数
平成 16 年 5 月 23 日	再生利用家具展示会 (生ごみ処理機展示会併設)	3 0 点	250人
平成 16 年 10 月 3 日	リサイクルのすすめ (リサイクル図書配布コーナー、 フリーマーケットも同時開催)	3 0 点	900人
平成 17 年 2 月 27 日	あかし環境フェア 「6.減量化等の普及啓発」を参照	3 0 点	1,000人

(4) 不用品リサイクル情報案内システム

区分	13年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度
登録件数	122件	6 9 件	5 7 件	7 8 件
検索件数	2,026件	1,368件	898件	5 7 1 件
情報案内件数	141件	7 1 件	6 0 件	10件

- 注1)登録件数は「ゆずります。」
- 注2)検索件数は「ゆずってください。」
- 注3)情報案内件数は「コード表の情報提供件数など」

(5) ホームページの開設と運営

開始 平成 13(2001)年 10 月

内容

ア クリーンセンター施設紹介

(案内、あゆみ、施設説明、ごみ処理の流れ、他)

イ 事業紹介

(ごみの搬入、施設見学、環境学習ビデオ書籍の貸出し、他)

ウ情報館

(フリーマーケット情報、ものしりピット、ごみの出し方、他)

エ ニュース

(環境に関わる最近のニュース)

ホームページアドレス

http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/gomitai_ka/gomi/index.html

6.減量化等の普及啓発

(1)「あかし環境フェア」の開催

目 的 環境への関心を高め、ごみの減量やリサイクルの意識を高めるため、 市民が楽しみながら参加できる啓発イベントとして実施しています。

開催

年度	開催場所
9	石ケ谷公園広場
10	(雨天中止)
11	石ケ谷公園広場
12	市立産業交流センター

年度	開催場所
13	(中止)
14	市立産業交流センター
15	明石クリーンセンター
16	市立産業交流センター

内 容 「フリーマーケット」「再生利用家具展示」「ごみ学習コーナー」「リサイクル図書コーナー」「事業所コーナー」「市民わいわいコーナー」などです。



(2) ごみ減量化、再資源化推進宣言の店「スリムリサイクル宣言店」

目 的 空き缶、牛乳パック、トレイ等の資源物の回収促進、買い物袋持参運動、 再生品の使用、ごみ減量、再資源化に取り組んでいる店舗、事業所を「ご み減量化、再資源化推進宣言の店(愛称:スリムリサイクル宣言の店)と して募集、指定しています。

指定店舗数 33店

回収実績 平成 16(2004)年度合計 297,506 kg

(単位:kg)

品目	数量
アルミ缶	14,660
スチール缶	7,359
牛乳パック	34,311
ペットボトル	33,813
トレイ	21,482

品目	数量
クリーニングハンガー	5,122
ボタン・ニカド電池	15
卵パック	134
段ボール	180,000
その他(びん等)	610

(3) 啓発パンフレット等の作成

目 的	冊 子 名	配付先
一般啓発用	明石市リサイクルガイドブック	市内公共施設、講習会等
事業所啓発用	事業所ごみ減量マニュアル	市内事業所
小学生学習副読本	みんなで考えようごみの問題	市内小学校、公共施設等 に配付

(4) 環境情報誌「ぷらざ通信」の発行

発行回数 年2回発行

発行部数 約3,000部(1回あたり)

配付場所 コミセン等、市内公共施設等 約 100 箇所

(5) 環境ビデオ・ライブラリー

ごみ処理やごみ減量・資源リサイクルを中心とした環境問題についての知識と理解を深めてもらうため、学習ビデオ・関連図書の無料貸し出しを行っています。

- 2.ごみ処理(収集・運搬)

1.概 要

(1) 展 望

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、より快適な生活環境を提供することが、行政に求められています。ごみの収集・運搬についても市民のニーズにいかに応えるかを最重点課題として取り組んでいく必要があります。

また、市民に対しても啓発活動を通じて、ごみの持ち出しマナー等の指導を行い、市民と行政 が一体となって快適な環境をつくっていくよう努力していくことが肝要です。

(2) 事業の沿革

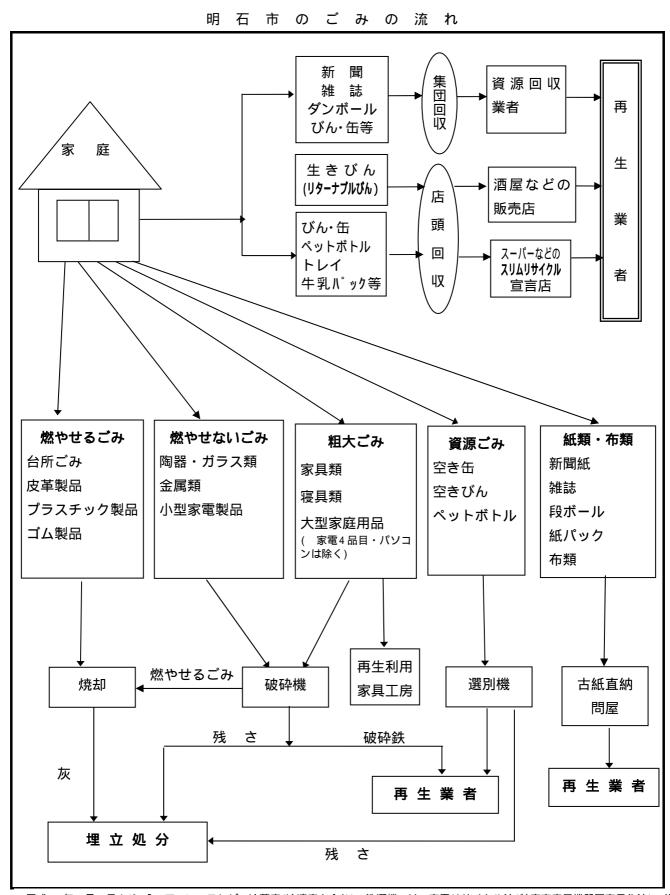
本市におけるごみ収集は、昭和 45(1970)年 5 月に一括混合収集から「燃やせるごみ」週 2 回、「燃やせないごみ」週 1 回の定期収集に移行しました。昭和 47(1972)年 4 月にはステーション方式によるビニール袋収集体制を採用し、同年 12 月、全市域にごみ集積場を設置しました。

その後、ごみの減量化・資源化を図るため、昭和 53(1978)年 6 月に一部地域において「燃やせないごみ」を空き缶・空きびん・その他の燃やせないごみに細分化し、それぞれ別々に収集・運搬を行う「燃やせないごみの分別収集」を開始し、以後順次地区の拡大を図りました。また、平成元(1989)年 8 月からは、空き缶、空きびん混合袋収集へ移行し、平成 11(1999)年 6 月にはペットボトルも品目に加え、「資源ごみ」として全市域で収集しています。

平成 16(2004)年 11 月から、新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・布類を新たに「紙類・布類」として「燃やせるごみ」から細分化し分別収集しています。

市民から要望の強い粗大ごみ収集については、昭和 53(1978)年から燃やせないごみ収集とは別途収集を開始し、自治会(町内会)等単位で、年 4 回の収集を行ってきましたが、平成 16(2004)年 11 月からは、戸別有料収集を実施しています。





平成 13 年 4 月 1 日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成 15 年 10 月 1 日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。

2. 収集及び運搬

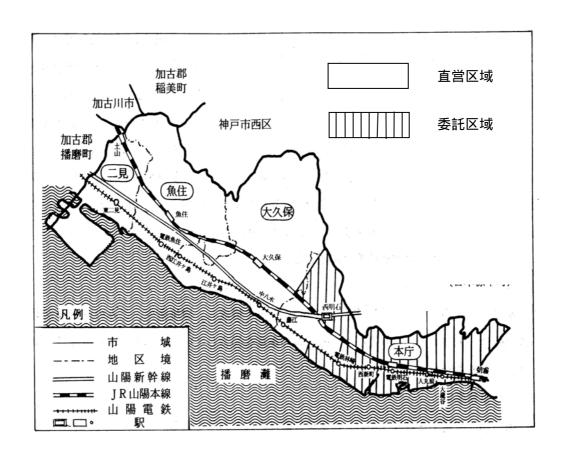
(1) 概 要

一般家庭から排出される生活ごみに対処するため、本市では下図のとおり市域をほぼ東西に分け、東部地域は委託3業者で西部地域は直営で、それぞれ分担して収集しています。

具体的には、作業長9名、自動車運転手64名、作業員15名が西部地域の燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの収集を行うほか、市内全域の粗大ごみの収集、不法投棄ごみ等の収集業務に従事しています。

なお、平成 16(2004)年 4 月より屋外一斉清掃に伴う土砂収集、犬ねこ等の小動物死体収集業務は業者委託しています。

さらに、平成 16(2004)年 11 月からは、燃やせるごみから「紙類·布類」を分別し、収集業務については、業者委託しています。



(2) 収集実施状況

世帯数・・・・・・・・・・・・・・・112,176 世帯 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

人 口 (平成 17 年 4 月 1 日現在)

直営収集区域

名

貴崎1~5丁目、松江(一部)、川崎町、西明石南町1~3丁目、西明石西町1~2丁目、別所町、東藤江1~2丁目、藤が丘1~2丁目、藤江(一部)

大久保町松陰新田、大久保町森田(一部)、大久保町松陰(一部)、大久保町大久保町(一部)、大久保町大窪、大久保町山手台1~3丁目、大久保町高丘1~7丁目、大久保町西脇、大久保町緑が丘、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町福田、大久保町江井島、大久保町西島、大久保町ゆりのき通1~3丁目、大久保町わかば

魚住町金ケ崎、魚住町長坂寺、魚住町錦が丘1~4丁目、魚住町鴨池、魚住町清水、 魚住町中尾、魚住町住吉1~4丁目、魚住町西岡

二見町福里、二見町東二見、二見町西二見

ĦΤ

町

町

委託収集区域

(阪神連合清掃(株))

名

松が丘1~5丁目、大蔵谷字狩口、荷山町、太寺大野町、太寺天王町、太寺1~4丁目、東人丸町(一部)人丸町、山下町、上ノ丸1~3丁目、明石公園、大蔵八幡町、大蔵町、大蔵中町、大蔵本町、大蔵天神町、天文町1~2丁目、相生町1~2丁目、中崎1~2丁目、鍛冶屋町、桜町、東仲ノ町、大明石町1~2丁目、本町1~2丁目材木町、樽屋町、日富美町、大観町、港町、岬町、

(예毎日清掃)

町 名

松が丘北町、大蔵谷字東山、大蔵谷字清水、大蔵谷字奥、大蔵谷字東山西山、大蔵谷 奥、東山町、朝霧北町、朝霧台、朝霧山手町、朝霧町1~3丁目、北朝霧丘1~2丁 目、東朝霧丘、中朝霧丘、西朝霧丘、東野町、東人丸町(一部)鷹匠町、茶園場町、 新明町、南貴崎町、林崎町1~3丁目、林1~3丁目、松江(一部)和坂1~3丁目、 西明石町1~5丁目、野々上1~3丁目、鳥羽(一部)旭が丘

(何)東播清掃)

名

西新町1~3丁目、北王子町、王子1~2丁目、南王子町、大道町1~2丁目、硯町1~3丁目、田町1~2丁目、船上町、和坂稲荷町、宮の上、立石1~2丁目、和坂、花園町、松の内1~2丁目、小久保1~2丁目、西明石北町1~3丁目、鳥羽(一部)明南町1~3丁目、沢野1~2丁目、小久保、藤江(一部)大久保町森田(一部)

(3) 収集方法及び収集回数

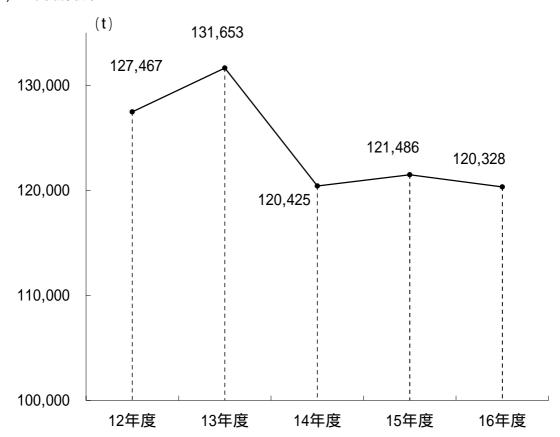
家庭から排出されるごみは、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「紙類・布類」に分け、それぞれ別々に決められた収集曜日に、決められた場所(ステーション)で収集を行っています。また「粗大ごみ」については、平成16年11月から戸別有料収集となっています。

収集の区分	ご み の 種 類	回数	ステーション数
燃やせるごみ	・台所ごみ ・プラスチック製品 ・皮革製品 ・ゴム製品	週 2 回	約3,560
燃やせないごみ	・陶器・ガラス類 ・金属類 ・小型家電製品 ・その他(筒型乾電池、体温計など)	月 2 回	約2,400
資源ごみ	・空き缶、空きびん、ペットボトル	月2~3回	約2,400
紙 類 ・ 布 類	・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・布類	月 1 回	約2,400
粗大ごみ	 ・家具、建具類 ・布団類、スプリング入りマットレス ・自転車 ・大型家庭用品 〔 エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機、パソコンは除く〕 	戸別有料収集	-

平成 13 年 4 月 1 日より、「エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機」は、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)の施行に伴い、収集対象外となりました。平成 15 年 10 月 1 日よりパソコンリサイクル制度施行に伴いパソコンは収集対象外となりました。

3.ごみ収集実績(計画収集分)

(1) 年度別収集量



集団回収分、自己搬入分は除く。

(2) 月別収集量

(単位:t)

年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
12	9,981	11,490	10,840	10,889	10,772	10,101	10,905	10,388	11,833	9,870	9,170	11,228
13	10,805	11,950	10,842	11,488	11,166	10,264	11,533	11,046	12,363	10,563	9,137	10,496
14	11,728	11,814	9,322	10,575	9,868	9,298	10,117	9,302	11,386	9,015	8,394	9,606
15	10,264	10,775	9,923	10,674	9,958	10,280	10,265	9,372	11,863	9,305	8,460	10,347
16	10,802	10,825	10,621	10,843	10,922	11,331	10,970	9,262	10,192	8,647	7,672	9,272

(3) 搬入者別収集量

(単位:t)

i.e.		-				
搬入者	年 度不燃物	12	13	14	15	16
	燃やせるごみ	38,061	38,556	38,716	39,135	37,769
 直 営	燃やせないごみ	2,773	2,871	2,934	3,122	2,179
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	2,273	2,222	2,138	2,140	2,084
	粗大ごみ	3,599	2,895	2,987	3,142	5,041
	燃やせるごみ	29,245	29,241	28,938	28,989	27,278
委託	燃やせないごみ	1,575	1,503	1,440	1,523	1,523
安武	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	1,653	1,580	1,524	1,485	1,449
	一斉清掃ごみ		1,031			
集団回収	資源ごみ(びん)	82	82	73	70	75
許可	燃やせるごみ	41,668	44,416	39,521	40,853	41,517
at PJ	燃やせないごみ	6,620	8,369	2,227	1,097	1,488
自己搬入	燃やせるごみ	8,979	8,675	9,211	8,787	6,867
	燃やせないごみ	8,747	6,639	3,478	2,188	2,437
	燃やせるごみ	117,953	120,888	116,386	117,764	113,431
	燃やせないごみ	19,715	19,382	10,079	7,930	7,627
計	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	4,008	3,884	3,735	3,695	3,608
	粗大ごみ	3,599	2,895	2,987	3,142	5,041
一斉清掃ごみ			1,031			
合	計	145,275	147,049	133,187	132,531	130,738

4.分別収集(資源ごみの収集)

(1) 概 要

当市においては、燃やせないごみとして出される空き缶・空きびんを埋立て処分せず資源として再利用するため、昭和53(1978)年6月から一部地域で「空き缶」・「空きびん」個別かご収集方式による分別収集を開始しました。その後順次拡大を図り、平成元(1989)年8月にかご方式から「缶・びん混合袋収集」に変更しました。また平成11(1999)年6月からペットボトルも品目に加え、全市域実施に至りました。

(2) 資源ごみ分別収集実績量

昭和53(1978)年に一部の地区で収集を開始した当時は、2,500世帯で収集量は「空き缶」25t・「空きびん」58tでしたが、平成16(2004)年度には110,988世帯、収集量は「空き缶・空きびん・ペットボトル」3,533tとなっています。

項目年度	実績世帯数	資源ごみ(t)
12	109,390	3,926
13	107,928	3,802
14	108,509	3,662
15	109,590	3,625
16	110,988	3,533

集団回収分を除く。

5. 粗大ごみ戸別有料収集

(1) 概 要

粗大ごみ収集は自治会(町内会)等単位で年4回の収集を行ってきましたが、平成16(2004)年11月より、戸別有料収集を実施しています。平成16年11月1日から平成17年3月31日までに3,490世帯から、6,948個の粗大ごみを収集しました。粗大ごみ処理券(1枚300円)の売上枚数は15,349枚(売上金額4,604,700円)でした。申し込みの多い品目は布団、自転車、いす、電子レンジ、ガスコンロなどでした。

(2) 有料化前後における粗大ごみ量の変化

(単位 = t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
15 年度	292	285	258	317	257	242	294	230	263	236	210	258	3,142
16 年度	432	420	421	633	782	949	1,280	18	28	21	20	33	5,037
前年比	148%	147%	163%	200%	304%	392%	435%	8%	11%	9%	10%	13%	160%

平成 16 年 4 月に粗大ごみ収集量が前年同月比約 1.5 倍となっています。これは平成 16 年 3 月 に、11 月からの粗大ごみ収集有料化を発表したためと考えられます。その後、有料化直前の 10 月 まで粗大ごみ収集量は増え続け、有料化後の 11 月からは前年同月比約 10 分の 1 で推移しています。

6. 広報・広聴活動

ごみの減量化と資源の有効利用をめざして、新たに「紙類・布類」の分別収集と粗大ごみの戸別有料収集を平成 16(2004)年 11 月より実施するにあたり、平成 16 年 6 月より同年 10 月にかけて自治会等を中心に、全市において地元住民向け説明会を実施しました(約 220ヵ所、12,000 人の住民参加)。これにより、新たな制度やごみの現状と課題について理解と協力を求めるとともに、市民からの意見や要望を聞くなど制度の円滑な導入に努めました。

あわせて、住民向けにわかりやすく「紙類・布類」の分別と粗大ご みの戸別有料収集を解説した分別収集変更チラシとリーフレットを 全戸配布し、いっそうの啓発に取り組みました。

また、ごみの出し方等についてわかりやすく解説している、住民向け「ごみハンドブック」を新たな分別収集の変更などに伴い全面改訂し、平成 16(2004)年 10 月に自治会などを通じて、全戸配布しました。



さらに、一年間のごみ分別カレンダーについても、「紙類・布類」の分別変更と粗大ごみ戸別有料化にともない、より市民にわかりやすいものをめざして全面改訂し、全世帯に配布し、円滑なごみ排出と収集を図っています。



7. 収集経費

(1) 収集経費

(単位:千円)

項	区分 項目		金額	摘 要
人	件	費	955,713	職員 102 名分
		購入費	48,881	2t ダンプ車3台、3.5t パッカー車1台、2t パッカー車5台
車	半門	件八貝	40,001	2t パッカー車(天然カ゚ス)2 台
両	燃料	料 費	13,546	軽油 148,436 ・ガソリン 5,468 ・天然ガス 7,700 ㎡/N
関				・灯油 249
係	車検・	修理代	13,346	車両 51 台 (タイヤ、エンジンオイル含む)
費	保険・	重量税	5,287	特殊車 41 台、ダンプ・トラック 6 台、バン 1 台 軽四貨物 2 台、薬剤散布車 1 台
	小	計	81,060	
委	託	費	365,853	ごみ収集運搬業務委託
そ	の	他	28,901	光熱水費及び消耗品等事務経費
	計		1,431,527	

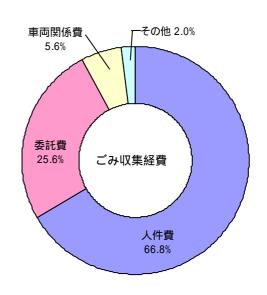
施設・車両関係の減価償却費は除く。

(2) 1t 当たりの収集単価と経費割合

平成 1 6 年度収集経費 1,4 3 1,5 2 7 千円 = 18,2 7 0 円 平成 1 6 年度収集量 7 8,3 5 4 t

(3) 年間収集経費の推移

年 度	金額 (千円)	収集量(t)
1 2	1,428,927	78,071
1 3	1,531,430	78,868
1 4	1,525,391	78,677
1 5	1,496,704	79,536
1 6	1,431,527	78,354



- 3ごみ処理(中間処理・最終処分)

1.概 要

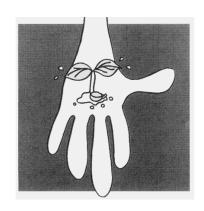
環境の保全とリサイクルの推進が近年の大きな課題となっているなかで、明石クリーンセンターは、平成11(1999)年度から廃棄物の多様化や大気汚染物質の適正処理に対応した新焼却施設と、資源化を促進する破砕選別施設を稼働させ、健全な市民生活の維持と、安全で効率的な廃棄物処理に努めています。

市内から排出された廃棄物は、明石クリーンセンターで中間処理をした後、最終処分されています。中間処理とは、廃棄物を減容化、安定化、無害化することを目的として行う手段であり、最終処分とは、埋立の方法で廃棄物を自然界に還元する処理です。

明石クリーンセンターへ搬入された可燃ごみは、焼却施設で焼却し、その後発生する焼却灰等は 同センターの埋立処分場と、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)で埋立処分してい ます。不燃ごみは、その組成に鉄くず等の再利用できるものが多く含まれているため、リサイクル や埋立処分するごみの量を減らす目的で破砕を行い、金属については再資源化し、不燃ごみに含ま れている可燃物については焼却、その他は埋立処分しています。

さらに、同施設では、資源ごみとして搬入された空きびん、空き缶、ペットボトルの再資源化を図っています。空びんは無色、茶色、その他色に分別し、ペットボトルは圧縮し、(財)日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者に引き渡しています。空き缶は鉄缶とアルミ缶に分け、直接、有価物として再資源化業者に引き渡しています。また、明石クリーンセンターでは、焼却熱を利用した発電(発電能力 8,000kW)を行っており、施設内や周辺公共施設へ電力を供給し、余剰電力は電力会社に売却しています。

なお、明石クリーンセンターは平成 13(2001)年3月14日、ISO14001の認証登録を受け、 環境適合型施設としてダイオキシン類や大気汚染物質の排出濃度の適性管理、売電事業の推進に取り組んでいます。



2.明石クリーンセンターの施設概要

(1) 燒却施設

所在地 明石市大久保町松陰 1131

焼却炉方式 全連続燃焼式焼却炉

焼却能力 480t/日(160t/24h×3炉)

排ガス処理 有害ガス除去装置 + バグフィルタ

触媒及び無触媒脱硝装置

灰処理 焼却灰:搬出埋立

飛 灰:薬剤による安定化及びセメント固化

排水処理場内で処理後、公共下水道に放流

発電能力 蒸気タービンによる発電:8,000kW

余熱利用 場内利用:給湯

建築面積約 8,070m²延床面積約 17,588m²

建物構造 69.5m×102m 高さ31m 地下5.5m

排ガス基準値 ばいじん量:0.02g/Nm3以下 硫黄酸化物:20ppm以下

塩 化 水 素:30ppm 以下 室素酸化物:50ppm 以下

着工平成8(1996)年1月竣工平成11(1999)年3月設計・施工住友重機械工業株式会社

総事業費 21,882,889 千円

(2) 破砕選別施設

所在地 明石市大久保町松陰 1131

処理能力 92t/5h(破砕系統 60t/5h、資源化系統 32t/5h) 破砕形式 横型 2 軸剪断式破砕及び衝撃剪断併用回転式破砕

選別種別 <破砕系統>

鉄類・可燃物・不燃物

<資源化系統>

鉄類・アルミ類・びん類 (無色・茶色・その他色)

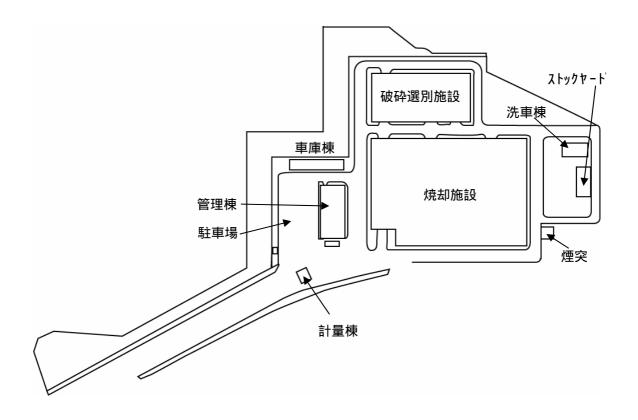
プラボトル (PET・その他)

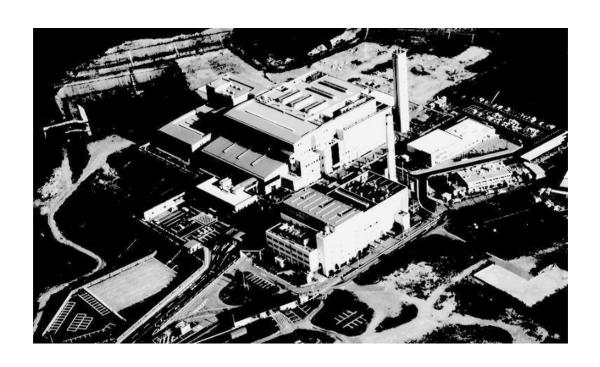
建築面積2,519.37m²延床面積6,729.91m²

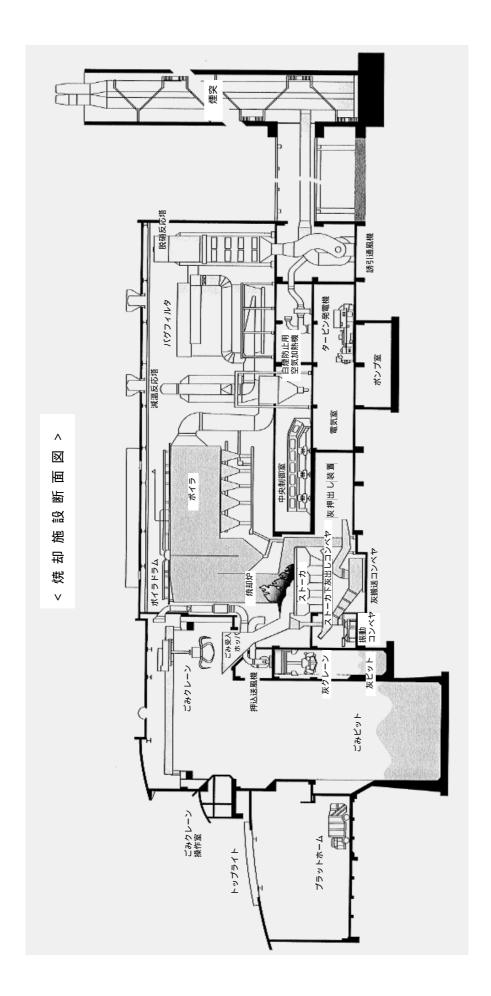
着工平成9(1997)年7月竣工平成11(1999)年3月設計・施工川崎重工業株式会社

総事業費 3,946,320 千円

施設配置図







に み か か パ に 扱 人 か た 有害物質・ばい塵 収集されたごみは、まず プラットホームから ごみピットに一時的に貯留されます。次に、 ごみクレーンで 焼却炉に運ばれ、最新技術を駆使した焼却炉で完全燃焼されます。燃焼時に発生する排ガスは、 の除去など7段階の処理を経たのち、大気中へと放出されます。 たごみは、徐々に

灰クレーンで搬出用の車両に積み、搬出されます。 タービン発電機を稼働させ、発電しています。発電能力は、8,000kmです。 灰パットに貯留され、 また、ごみ焼却熱を利用して 焼却されたごみは、灰となり、

(3) 最終処分場

施設の概要

名 称 明石市一般廃棄物最終処分場(第2次埋立処分場)

所在地明石市大久保町松陰 1128規模総面積84,400m²

埋立面積 72,000m² 埋立容量 1,192,000m³

整備経過

区分	年 度	事 業 費	埋立容量
当初工事	S57年度~58年度	11億4,380万円	5 9 2,000 m ³
嵩上工事(1次)	H 7年度~8年度	2億1,159万円	600,000m³ 増
" (2次)	H 1 1 年度	3 , 3 9 2 万円	0 0 0 , 0 0 0 III
計		13億8,931万円	1,192,000m ³

浸出汚水の処理 調整槽から公共下水道への直放

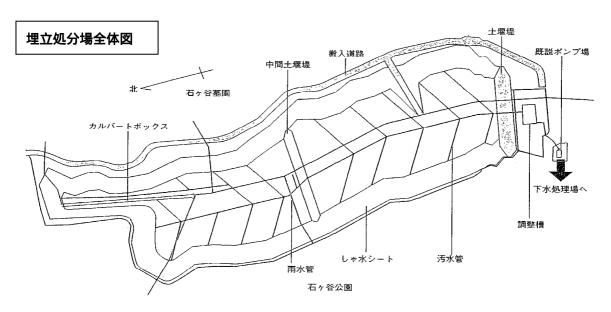
供用開始 昭和 59(1984)年 4 月 1 日~

埋立方式 サンドイッチ方式準好気性埋立

ごみ層 3m に対し、覆土は、約 50cm を標準としている。

設備の概要している。しゃ水設備、擁壁等流出防止設備、雨水等集排水設備、保有水等集排

水設備、飛散防止設備



第 2 次埋立処分場は、平成 18 年度末に埋立完了を予定しているため、平成 17 年 3 月 23 日から 第 3 次埋立処分場の工事を進めています。(平成 19 年度供用開始予定)

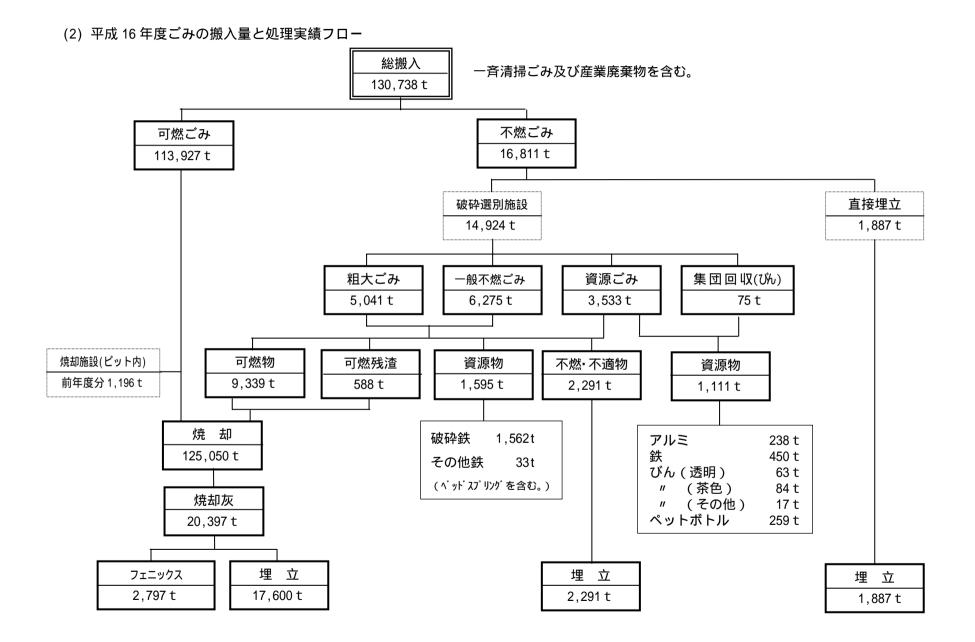
3.ごみ処理の実績等

(1) 明石市におけるごみ排出状況

(単位:t)

年度	人口(人)	可燃ごみ	不	燃 ご み	}	計
十段	ハロ(ハ)	-J Viii C 0 J	粗大ごみ	その他ごみ	資源ごみ	П
12	292,681	117,953	3,599	19,715	4,008	145,275
13	291,896	120,888	2,895	19,382	3,884	147,049
14	291,598	116,386	2,987	10,079	3,735	133,187
15	291,890	117,764	3,142	7,930	3,695	132,531
16	291,687	113,927	5,041	8,162	3,608	130,738

人口は、各年度末翌月1日現在の国勢調査による推計人口とします。



(3) 過去5年間の焼却に関する実績

(単位:t)

年度	可燃ごみ搬入量	日平均搬入量	焼 却 量	焼 却 炉 運転日数 (日)	運 転 日平均焼却量	焼 却 灰 搬 出 量 ()内は焼却残さ率
12	117,953	359	128,880	359	359	20,005 (16%)
13	120,888	391	133,367	361	369	22,660 (17%)
14	116,386	375	125,513	361	348	19,350 (15%)
15	117,764	380	127,082	360	353	20,221 (16%)
16	113,927	366	125,050	359	348	20,397 (16%)

(4) 焼却施設発電状況

(単位:kWh)

年度	発電量	受電電力量	施設内使用電力量	売却電力量	売却電力料金(円)
12	38,882,870	514,600	19,951,560	19,445,910	143,286,257
13	38,154,550	1,083,510	20,112,110	19,125,950	147,539,531
14	37,489,400	1,301,470	19,734,490	19,056,380	148,767,586
15	37,199,830	1,441,692	19,928,976	18,712,546	141,241,047
16	38,620,370	1,746,255	20,116,752	20,249,873	147,312,997

(5) 可燃ごみ組成分析結果

項目	年度	12	13	14	15	16
単位名	容積重量(kg/m³)	192	148	128	122	112
ごみ	紙・布類	51.5	53.4	57.3	62.3	50.6
組成	プラスチック類	16.8	19.5	22.1	13.8	21.9
乾 量	木・竹・ワラ類	9.1	7.7	5.7	8.4	8.0
$\overline{}$	ちゅう芥類	12.1	7.1	9.6	7.3	11.1
%)	不燃物類	3.6	5.3	2.2	3.8	2.1
	その他	6.9	7.0	3.1	4.4	6.3
成	水分	43.5	40.4	36.4	42.0	34.7
分(%	灰分	8.0	8.7	7.9	6.5	6.7
%)	可燃物	48.5	50.9	55.7	51.5	58.6
低位	発燃量(kcal/kg)	1,930	2,058	2,297	2,074	2,440

平成11年6月から、ペットボトルを除くプラスチック類が可燃ごみとなりました。

(単位:kg)

(6) 過去5年間の埋立に関する実績

年度	不燃ごみ 埋立量(t) ¹	焼却灰 埋立量(t)	容量換算 (m³)	覆土 (m³)	埋立量 (m³)	埋 立 地 進捗率(%) ²
12	17,187	18,571	33,970	3,000	36,970	83.5
13	15,696	19,887	33,824	1,800	35,624	86.5
14	7,384	16,563	22,763	1,600	24,363	88.5
15	5,363	17,441	21,676	1,500	23,176	90.5
16	4,178	17,600	20,702	1,500	22,202	92.3

¹ 不燃ごみには、資源ごみ残さ、破砕選別残さを含む。

(7) 不燃ごみの組成分析表

項目	年度				12	13	14	15	16
単 [·]	単位容積重量(kg/m³)					125	178	179	139
		フィ	ィルム	類	2.0	0.9	0	4.1	0
ĵ	プラ	ペ	ットボト	ール	1.4	2.2	0.5	1.0	0.4
	プラスチッ	۲	レイ	類	1.6	0.5	0.2	0	0
み	-	発	泡	類	0.7	0.1	1.2	0.1	0.1
	ク 類	そ	の	他	32.2	21.1	23.7	21.0	26.2
組		小		計	37.9	24.8	25.6	26.2	26.7
<u>+</u>	ガ	ラ .	スく	ず	15.7	12.1	8.9	12.4	3.6
成	セメ	ント・	陶磁器〈	(ず	3.7	7.2	11.1	6.4	1.7
	金属	アル	ミニウ	ム	0.9	1.3	1.9	0.8	1.6
(%)	属	そ	の	他	18.4	36.6	34.3	25.2	53.6
	そ(の他	不燃	物	10.8	2.5	8.0	20.5	1.5
	可	;	燃	物	12.6	15.5	10.2	8.5	11.3
水		5	3 (%))	2.3	1.7	1.7	1.5	5.4

平成11年6月から、ペットボトルは資源ごみに、その他のプラスチック類は可燃ごみとなりました。

(8) 資源ごみ処理状況

. ,	() =							
年度	缶		ガラスびん			ペット	破砕鉄等	
	アルミ	鉄	無色	茶色	その他	ボトル	一一一个工作以外	
12	246,730	528,090	27,450	21,160	39,080	137,250	1,413,190	
13	263,830	519,660	59,310	50,210	19,460	199,920	1,225,460	
14	261,810	507,980	84,150	74,710	19,510	210,710	1,304,120	
15	247,570	486,380	67,670	72,610	19,800	207,840	1,299,630	
16	238,100	450,200	63,140	83,730	17,190	259,310	1,595,050	

² 埋立容量 1,192,000m³による埋立進捗率を示す。

(9) クリーンセンター総合排水分析結果表

年度項目	単位	規制値	13	14	15	16
水素イオン濃度 (PH)		5以上9以下	7.0~8.3	7.6~8.0	7.5~8.0	7.3~7.8
浮遊物質量 (SS)	mg/	600 以下	3 ~ 41	6 ~ 73	9 ~ 80	18 ~ 160
生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/	600 以下	8.2~32.1	10 ~ 190	12 ~ 56	11 ~ 40
ノルマルヘキサン 抽 出 物 質	mg/	30 以下	< 0.5 ~ 4.9	< 0.5 ~ 2.0	< 0.3 ~ 4.9	< 0.5 ~ 6.3
フェノール類	mg/	5 以下	< 0.02	< 0.1 ~ 1.3	< 0.1	< 0.2
シアン化合物	mg/	0.3以下	< 0.01	< 0.02	< 0.03	< 0.01
ふっ素及びその化合物	mg/	8以下	< 0.1 ~ 0.28	0.1~0.8	< 0.1 ~ 0.2	< 0.2 ~ 0.4
総 水 銀	mg/	0.005 以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	mg/	0.05 以下	< 0.001 ~ 0.004	< 0.0025	< 0.005	< 0.005
銅 及 び そ の 化 合 物	mg/	3 以下	< 0.01	< 0.05	< 0.01 ~ 0.03	< 0.01 ~ 0.04
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/	5 以下	< 0.01 ~ 0.10	< 0.05 ~ 0.12	< 0.01 ~ 0.08	0.01~0.14
鉛 及 び その化合物	mg/	0.1以下	< 0.001 ~ 0.004	< 0.005	< 0.01	< 0.01 ~ 0.01
カドミウム及び そ の 化 合 物	mg/	0.03 以下	< 0.001	< 0.003	< 0.003	< 0.003
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/	10 以下	0.02~0.09	< 0.03 ~ 0.17	< 0.1 ~ 0.2	0.06~0.38
鉄 及 び その化合物(溶解性)	mg/	10 以下	0.03~0.14	< 0.05 ~ 0.21	< 0.1 ~ 0.6	0.15~0.76
ク ロ ム 及 びそ の 化 合 物	mg/	2以下	< 0.01 ~ 0.03	< 0.05	< 0.02	< 0.05
六価クロム化合物	mg/	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ョウ素消費量	mg/	220 以下	< 0.1 ~ 27.9	4.1~17.0	< 2 ~ 83	8.3~17.0
アルキル水銀	mg/	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出
有機リン化合物	mg/	0.3以下	< 0.01	< 0.01	< 0.03	< 0.03
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/	0.003以下	< 0.0005	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003

規制値は、明石市下水道条例の排除基準による。

(10) フロン回収

オゾン層を破壊して有害紫外線を増大させる原因物質がフロンです。電気冷蔵庫やエアコン にはフロンが使用されており、廃棄する際の大気への放出が問題となりました。

本市では、平成8(1996)年7月に施行された県条例のフロン放出禁止規制を受け、同月から家庭用冷蔵庫等の保管を始め、同年12月に回収機の購入と同時にフロン回収作業を始めました。 平成13(2001)年4月に特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が施行されたため、電気冷蔵庫及びエアコンの保管は終了しました。

また、平成 16(2004)年 4 月に、家庭用電気冷凍庫が同法の対象品目に加えられたことから、現在は、不法投棄された業務用冷凍庫(ショーケース等)についてのみフロン回収を行っています。

年度	回収台数		フロン 抜取量	備考
8	冷蔵庫	509 台	44.3kg	7月から保管、12月から回収を始める。
9	冷蔵庫	1,509台	121.8kg	
10	冷蔵庫 エアコン	2,169 台 610 台	247.9kg 244.6kg	エアコンのフロン回収を始める。
11	冷蔵庫 エアコン	2,712 台 690 台	118.7kg 232.3kg	
12	冷蔵庫 エアコン	2,951 台 1,829 台	187.5kg 610.4kg	
13	冷蔵庫 エアコン	2,707 台 247 台	240.5kg 103.2kg	12 年度保管分処理
14	冷凍庫	40 台	2.6kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施
15	冷凍庫	21 台	6.0kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施
16	冷凍庫	11 台	5.0 kg	家電リサイクル法対象外品目により抜取りを実施 (不法投棄された業務用冷凍庫のみ)

(11) ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンと塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称で、その有害性が確認されています。

国では、平成9(1997)年8月に廃棄物処理法に基づく政省令を改正し(同年12月施行)排 ガス中のダイオキシン類濃度の基準を示しました。

明石クリーンセンターは、その基準では、既設炉で、かつ焼却室の処理能力が1時間あたり4t以上の区分に該当しており、次の基準に該当しています。

基準値	H14.11.30 まで	H14.12.1 以降
本 年 他 	80ng-TEQ/m ³ N	1ng-TEQ/m³N

- (注1) 1ng は、10 億分の 1g です。
- (注2) <u>明石クリーンセンターでは、</u>この国の基準の前、平成9年1月に示された「ガイドライン」の方が厳しい基準であったため、「ガイドライン」で示された 0.5ng-TEQ/m³Nを自主基準値としています。
- (注3) 平成11(1999)年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法により、コプラナーPCBも、ダイオキシン類に含まれました。

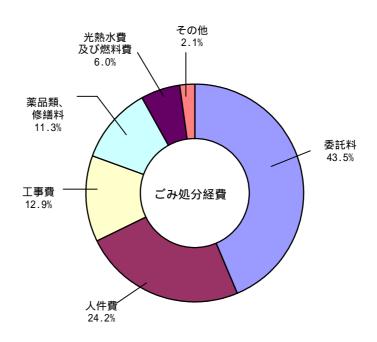
明石クリーンセンターでのダイオキシン類の分析結果(3 炉平均)は、次表のとおりです。

年度	施設	場所	計(ダイオキシン類)
8	旧工場	焼却炉煙突	4.4ng-TEQ/m³N
9	"	"	1.8ng-TEQ/m³N
10	新施設	<i>II</i>	0.027ng-TEQ/m³N
11	"	<i>II</i>	0.01ng-TEQ∕m³N
12	"	"	0.033ng-TEQ/m³N
13	"	"	0.007ng-TEQ/m ³ N
14	"	"	0.0009ng-TEQ/m³N
15	"	"	0.0002ng-TEQ / m³N
16	"	11	0.0031ng-TEQ/m³N

(12) ごみ処分経費

(平成 16 年度)

項		目	金額(千円)	摘要
人	件	費	443,048	職員 48 名分(社会保険等の事業主負担を含む。)
消耗品等	薬	剤 費	139,694	
/月秋如守	修	繕 料	67,143	設備等修繕
	電	気	62,876	センター受電電力量 1,746,255kWh
光熱水費	水	道	35,928	プラント水は主に井戸水使用、下水使用料 を含む。
及び燃料	灯	油	6,558	灯油 154 kℓ
	軽油及び	バガソリン	3,508	軽油 35.1 ㎏、ガソリン 2,861.2 外
委	託	料	795,795	破砕選別運転業務委託外
I	事	費	2 3 5 , 3 6 9	
そ の 他		他	38,254	総務費外
	計		1,828,173	



(13) 年間処分経費の推移

年 度	金額 (千円)	搬入されたごみ 1 t あたりの 金 額(円)
1 2	1,075,488	7,403
1 3	1,828,268	12,433
1 4	2,137,170	16,046
1 5	1,915,439	14,453
1 6	1,828,173	13,983

(14) 廃棄物処理手数料

(10kg あたり単価)

X	分	可燃ごみ	不燃ごみ		
	73	-) //// C 0/	破 砕	埋 立	
一般廃棄物	家庭系	5 0 円	60円	60円	
	事業系	70円	80円	100円	
産業廃棄物		100円	120円	150円	

(注)平成12年4月1日改正

資 料

1	明石市地球温暖化対策実行計画の概要 ・・・・・ 97
2	明石市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の概要・・100
3	環境行政関係条例・・・・・・・・・・103
	明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例
	明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則
	明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例・施行規則
	明石市再生資源集団回収団体助成要綱
	明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱
	カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金交付要綱
	明石市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱
4	保有車両一覧表 ・・・・・・・・・・・137
5	委託・許可業者一覧表 ・・・・・・・・・139
6	年 表 ・・・・・・・・・・・・・143

資 料

1.明石市地球温暖化対策実行計画の概要

1 計画の目的

市役所は明石市内において職員数や事務・事業量などからみて、きわめて規模の大きい事業所であると考えられます。このため、明石市自らの事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与すること、さらに明石市自らが地球温暖化対策の推進を図ることによって市民、事業者に自主的な取り組みの促進に資することを目的とします。

2 計画の期間

実行計画は平成 13(2001)年度を初年度とし、平成 17(2005)年度を目標年度とする 5 年間を第 1 次の計画期間とし、この間の実績や技術的進歩、国及び国際的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の範囲

実行計画では、明石市のすべての事務及び事業を対象とするため、市立病院、市立小・中学校 等を含めたすべての組織や施設を対象としています。

4 明石市の状況

明石市は、平成 11(1999)年度において、市内で使用される電力の約 4.9%、都市ガスの約 2.7%、L Pガスの約 0.7%を消費しており、市内でも有数のエネルギー消費量の多い事業所と言えます (表 1)。

	市	市内全体	割合(%)
電力使用量	84,171,840 kWh	1,710,191,000 kWh	4.9
都市ガス使用量	1,935,887 m³	73,045,000 m ³	2.7
LPガス使用量	117 t	16,771 t	0.7

表 1 平成 11 年度 市の主なエネルギー使用量

平成 11(1999)年 1~12月の使用量

注)市内全体の電力・都市ガス・LPガス使用量については、兵庫県統計書及び明石市統計書より算出。

平成 11(1999)年度において市のエネルギー使用量等から算出される温室効果ガスの排出量は、約 9 万 t CO $_2$ でした。

温室効果ガスの活動別排出量は、表2のとおりであり、電気の使用に伴うものが36%、市内から発生する一般廃棄物の焼却(大半が廃プラスチック類の焼却によるもの)に伴うものが約35%を占めており、以下廃棄物の埋め立てに伴うもの、汚泥(下水汚泥を含む)の焼却に伴うものなどとなっています。

また、温室効果ガスの内訳は、二酸化炭素が約81%、メタンが約9%、一酸化二窒素が約10%、

ハイドロフルオロカーボン(HFC)が0.1%未満であり、二酸化炭素が大半を占めています。 なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとしてこの4種類のガス以外に、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)が含まれていますが排出量の把握が困難であることから、算定対象外としています。

	活動の種類	排出量 (kg CO ₂)	寄与率(%)
1	電 気 の 使 用	32,321,987	36.2
2	一 般 廃 棄 物 の 焼 却	31,330,367	35.1
3	廃 棄 物 の 埋 立	7,905,093	8.9
4	汚泥(下水汚泥を含む)の焼却	7,202,875	8.1
5	公 用 車 の 走 行	3,981,558	4.5
6	都市ガスの使用	3,855,125	4.3
7	灯 油 の 使 用	1,337,837	1.5
8	A 重 油 の 使 用	435,282	0.5
9	下 水 の 処 理	360,648	0.4
10	L P ガ ス の 使 用	351,075	0.4
11	笑 気 ガ ス の 使 用	167,400	0.2
12	ディーゼル機関(定置式)の使用	46,395	0.1
13	カーエアコンの使用	24,206	<0.1
	合 計	89,319,848	100

表 2 平成 11 年度 活動別排出量

(端数処理の関係で総計100%に合いません)

5 削減目標の設定にあたって

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には平成 4(1992)年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、同年の国連環境開発会議(地球サミット)では、世界中の多くの国が署名を行い、平成 6(1994)年には同条約が発効しました。そして、平成 9(1997)年には第 3 回締約国会議(COP3)が京都で開催され、京都議定書が採択されました。

京都議定書で決められた日本の目標は「温室効果ガスの総排出量を平成 20(2008)年から平成 24(2012)年の第 1 約束期間に、平成 2(1990)年レベルから 6%削減する」こととなっています。一方、日本における平成 10(1998)年度の温室効果ガス総排出量は、13 億 3600 万 t CO_2 であり、基準年である平成 2 (1990)年度 (12 億 7200 万 t CO_2)と比べ、約 5%増加しています。そこで、京都議定書を遵守するためには平成 10(1998)年度よりも約 11% (6% + 5%)削減する必要があります。

しかし、地球温暖化対策推進大綱(平成 10(1998)年 6 月 19 日決定)によると 6%削減目標の 達成に向けた方針として、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量については、省エネルギ ーや新エネルギーの導入、国民各界各層の更なる努力により 2.5%削減を考えており、残りの削減量については、森林吸収(3.7%)や京都メカニズムの活用等で削減目標達成を見込んでいます。これらのことから、国内対策としては平成 10(1998)年度より約 7.5%(2.5% + 5%)の削減が必要であると考えられます。

このような状況を考えると、市の温室効果ガス総排出量を平成24(2012)年までに平成10(1998)年度比で7.5%削減することが、エネルギー消費量の多い事業所である明石市として、最低限達成すべき目標値ではないかと考えています。

6 温室効果ガス総排出量に関する目標

前述のとおり平成 13(2001)年度から平成 24(2012)年度までの 12 年間で 7.5%削減する必要があると考えており、一定の割合で削減していくものと仮定し、第 1 次計画期間の温室効果ガス総排出量に関する削減目標を次のとおりとします。

平成 17(2005)年度における市の事務及び事業に関する温室効果ガス総排出量を、平成 11(1999)年度と比較して3%削減に努める。

注) 7.5% ÷ 12年 × 5年 3%

明石市の状況は、廃棄物や上下水の処理(当該事業に伴う電気等の使用を含む)に伴う温室効果ガス排出量が全体の約8割を占めており、市民や市内事業者の活動に大きく依存しています。 また、笑気ガス(麻酔剤)や街路灯の使用などのように市民の健康や安全確保のため活動量を削減することが非常に困難なものも多数存在しています。

さらに、明石市の施策や市民の様々なニーズにより、明石市の事務及び事業の拡大に伴うエネルギー使用量の増加が見込まれるものもあり、例えば、下水道の普及による処理量増加や水道の 高度処理の導入に伴う電気使用量の増加などが考えられます。

実行計画の活動・点検・評価は、ISO14001に基づく明石市環境マネジメントシステムによって行うこととしていますが、このような状況の中ではエネルギー使用等の抑制は相当厳しいといえます。しかし、一方で、平成15(2003)年2月には「明石市一般廃棄物処理基本計画」が策定され、今後リサイクルの推進や廃棄物量の削減を目指した具体的な推進計画を策定することで一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの削減を図っていく予定です。

温室効果ガスの削減目標値は、国内の状況を根拠に算出した努力目標ともいえます。実行計画の目的は、市職員全員参加で地球温暖化対策の取り組みを行い、温室効果ガスの排出量の削減に努めていくことと考えることもできます。

2. 明石市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の概要

1 計画策定の背景

本市では平成 5(1993)年に、一般廃棄物処理基本計画を策定し、さまざまな取り組みを行ってきました。しかし、ごみ処理の基本は、これまでの「焼却・埋立」中心の適正処理から、その後の法整備や廃棄物を取り巻く社会情勢の大きな変化により、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を中心とする「減量・資源化」の推進に向けた「循環型社会」の実現に転換していくことが求められています。このような新たな視点のもと、地球規模の環境問題も視野に入れた本市の長期的・総合的なごみ処理の基本方針として、平成 15(2003)年 2 月に新たな「明石市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

2 計画の目標年度

計画の最終目標年度は、平成27(2015)年度とし、第1次中間目標年度を平成17(2005)年度に、第2次中間目標年度を平成22(2010)年度と設定して、施策を推進していくこととしています。各目標年度には、具体的数値である「ごみの減量化目標(ごみ発生量・リサイクル率・焼却量・最終処分量)」の達成状況を検証します。

なお、見直しは概ね5年ごととしますが、国における廃棄物行政や社会経済情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。次期見直しは、平成18(2006)年度です。

3 ごみ処理基本方針

(1) 基本理念

「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」

(2) 基本原則

発生抑制優先の原則

第 1 にリデュース(発生抑制)第 2 にリユース(再利用)第 3 にリサイクル(再生利用) 第 4 にサーマルリサイクル(熱回収)をし、やむを得ず排出されるごみについては適正処理 を優先順位とします。

総合的かつ強力なごみ処理マネジメントの原則

ごみとして出てきたものをただ焼却・処理する事業として捕らえる従来の廃棄物対策から、 環境政策として認識し総合的かつ強力なごみ処理経営(マネジメント)に移行していきます。 環境負荷低減の原則

リサイクルやごみ処理を進めていく上で、環境に与える影響を低減するため適切、適正で 効率的な施設運営と処理を行います。

参加と共生のパートナーシップの原則

循環型社会の構築に向けて、市民・事業者は、従来の協力から主体的に参加することが求められます。また、行政は、適正な処理者という従来の役割にとどまらず、3Rの推進者、コーディネーターの機能を発揮していきます。

(3) ごみの減量化目標

目標の設定については、活動の検証や見直しが可能なように、数値を採用しています。目標は平成 12(2000)年度を基準年とし、第 2 次中間目標年度の平成 22(2010)年度の減量化目

標は次表のとおりです。

ごみ発生量	平成 22 年度のごみ発生量を平成 12 年度実績よりも 5%削減する。
リサイクル率	平成 22 年度のリサイクル率を 24%にする。(12 年度 8%)
焼 却 量	平成 22 年度焼却量を平成 12 年度実績よりも 15%削減する。
最終処分量	平成 22 年度の最終処分量を平成 12 年度実績よりも 50%削減する。

(注) 平成 27 (2015) 年度の減量化目標値については、「ごみ発生量」は 1%程度の削減の上積み (平成 12 年度比 6%削減) としますが、他の指標は、平成 22 (2010) 年度と同じ数値です。

4 ごみ処理基本施策

基本方針の実現に向けて、4本の柱、46の施策を推進していくこととしていますが、ここでは 主なものを取り上げています。

(1) ごみ減量を進めるためのシステム整備

家庭系ごみ

ア.家庭系ごみの分別の細分化

紙類の分別収集の実施、プラスチック類の分別収集の検討、資源ごみの細分化の検討を 行います。

イ.粗大ごみから始める経済的手法の推進

粗大ごみ戸別有料制をまず実施し、そしてごみ減量施策の成果を検証した後、家庭系ご みの効果的な有料化について、市民合意に向けた議論を活発に行います。

ウ.参加と共生のネットワークづくり

子供から高齢者まですべての市民の環境に対する社会意識を培うため、環境学習の推進、 身近なリサイクル実践の場である集団回収の活動の拡充と活動団体の育成、(仮称)ごみ 減量推進員の配置を推進します。

事業系ごみ

ア. 多量排出事業者への指導

ごみ多量排出事業者に対する減量適正計画書及び廃棄物管理責任者選任届の提出と指導をします。

イ.ごみ減量マニュアルの改訂

上記の新たな事業者への取り組みをすすめるなかで、『事業系ごみ減量マニュアル』を 改訂し、事業者間情報の交換を促進します。

ウ.公共施設での取り組み

庁内古紙の回収量を向上させるとともに、学校での給食残飯の減量化・リサイクルの取り組みを検討します。

(2) 環境負荷を低減した適正処理の推進

不法投棄対策の強化

家電リサイクル法施行により粗大ごみの排出量が減少している一方、不法投棄も発生しています。引き続き、家電4品目やそれ以外の不法投棄に対する取組みを地域と協同して推進

します。

ごみ処理事業の効率化と行政サービスの向上

- ア.(仮称)環境事業指導員の配置
- イ.ごみ収集車両の低公害車の計画的導入
- ウ.ごみ処理経費の抑制
- エ.ごみ収集における行政サービスの向上

(3) 施設整備の計画的推進

現最終処分場(第2次)の延命化

次期最終処分場への移行をスムーズに行うため、搬入品目のチェックや不適物の持ち帰り、 一般廃棄物搬入手数料の計画的改定など、延命化施策を最大限講じていきます。

新最終処分場(第3次)の安定的確保

新最終処分場については、環境負荷の少ない管理をあらゆる観点から追求します。規模としては、15 年間の埋立期間として 350,000㎡の容量を確保することとしており、平成 18 年度末の竣工を予定しています。

小動物専用焼却炉の設置

小動物死体については、現在埋立処理をしていますが、専用焼却炉での処理を検討します。 なお、コスト比較と早期対応の必要から、平成16年1月より委託による小動物死体の焼却を実施しました。

(4) 計画のフォローアップ

この計画の進行管理として、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルによる環境マネジメントシステムを適用していきます。減量化施策の活動結果については公表し、明石市環境審議会へ進捗状況の報告をおこない、活動の評価を聴取し、意見を求めるものとします。



3. 環境行政関係条例等

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

[平成11(1999)年6月30日制定]

本市の地域性を十分考慮しつつ、今日的課題である「地球環境問題」を視野にいれた共通の基本理念や基本方針等を定めるとともに、それにもとづく諸施策を効果的に推進するために制定しました。

これには、上記の内容のほかに、昭和 48(1973)年制定の「環境保全条例」から一部「生活環境の保全」を取り込むとともに全国的にも珍しい「夜間花火の規制」の条文を罰則付きで新たに加えました。

基本条例の施行に伴い、前身である環境保全条例は廃止されました。



明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則

[昭和46(1971)年12月24日・平成5(1993)年7月15日制定]

法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。市、事業者、市民等の責務をはじめ、一般廃棄物の処理手数料等について定めています。

明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

[平成 11(1999)年6月30日制定]

平成 11(1999)年 10月1日から施行しました。

公共の場所での、飲食料缶、瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、花火のもえかす等のポイ捨て、飼い犬のふん放置について防止するために、市、市民、事業者、所有者等が果たすべき責務並びに市民等の「ポイ捨て」や、飼い主の「犬のふん放置」行為を禁止することを定めています。

また、散乱防止重点区域として指定した区域内で(飲食料用)自動販売機により販売を行う 事業者の設置届出、回収容器の設置等を義務付けています。

上記については、勧告、命令のほか、罰則規定を設けています。

この条例の制定の背景には、コンビニエンスストアや自動販売機の著しい普及等に見られる「便利さ」「使い捨て」の社会感覚の進展に伴って、駅前周辺・海岸などの公共の場所において「ポイ捨て」が後を絶たない実情や近年のペットブームにより、「飼い犬のふんの放置」の問題が地域で多発している現状があります。

これらは、基本的には個人のマナーやモラルに帰する問題であることは明らかですが、「罪悪感なく無意識のうちに」行われる現代社会の実情に対処すべく、規制的手段を用いることにより、抑制を図るものです。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例(環境基本条例)に関しましては、環境政策課のホームページ「ECOIST」URL

http://www.city.akashi.hyogo.jp/kankyou/kankyou_s_ka/ecoist/index.html より、ダウンロードできます。

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和46年12月24日 条 例 第 5 7 号

改正 昭和48年 3月31日 条例第10号 昭和50年 3月27日 条例第10号 昭和51年 3月30日 条例第9号 昭和51年12月27日 条例第40号 昭和57年 3月31日 条例第9号 昭和60年 3月28日 条例第12号

平成4年3月26日 条例第22号 平成5年7月15日 条例第21号 平成9年3月31日 条例第8号 平成11年12月24日 条例第40号 平成14年3月27日 条例第14号 平成16年3月24日 条例第11号

明石市清掃条例(昭和30年条例第24号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この条例は、法令の定めのあるもののほか、市内から発生する廃棄物の排出 の抑制及び再生利用の促進並びにその適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、 処分等をいう。以下同じ。)及び清掃について定め、清潔な生活環境の保全及び公 衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の例による。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (3) 処理施設 市が一般廃棄物を処理するための施設をいう。

(市長の責務)

第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動を促進し、かつ、意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第3条 事業者は、その製造、加工、販売等の事業活動によって生じた廃棄物の再生 利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業活動により生じた廃棄 物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないような措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物について、自ら処理しがたい場合に おいても、共同による処理又は必要な技術開発等に努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理 の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

- 第4条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には管理者とする。以下この条に おいて「占有者等」という。)は、当該地に面する歩道及び側溝の清掃を行うなど、 その清潔の保持に努めなければならない。
- 2 占有者等は、境界に囲を設ける等廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めな ければならない。
- 3 動物を飼育する者は、飼育場所等の清潔を保持し、害虫の駆除及び悪臭の防止に 努めなければならない。
- 4 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに市長に通報しなければならない。

5 市長は、占有者等及び動物を飼育する者が第1項から第3項までの規定に違反し、 生活環境の保全上支障があると認めるときは、当該占有者等及び動物を飼育する者に 対し、その改善その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全上支障のない方法で再生利用又は自ら処分すること等により一般廃棄物の減量に努めるとともに、再生利用又は自ら処分しない一般廃棄物については、その種別ごとに容器等に分別し、所定の場所に集めるなど、市長の指示する方法に従い、排出しなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、一般廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

- 第6条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。
- 2 前項の計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画 及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画とする。
- 3 市長は、第1項の計画を定めたとき及びその計画に大きな変更を生じたときは、 これを告示するものとする。

(事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者の義務)

第6条の2 事業用の建築物で規則で定めるもの(以下「事業用建築物」という。) の所有者若しくは占有者(以下「所有者等」という。)又は事業用建築物の所有者等以外の者で市長が事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるもの(以下「廃棄物多量排出事業者」という。)は、別に定めるところにより、それぞれ当該事業用建築物又は廃棄物多量排出事業者が所有し、若しくは占有する建築物等(以下「事業用建築物等」という。)から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

- 2 市長は、前項の計画書に関し、事業系一般廃棄物の減量の推進及び適正処理のため必要があると認めるときは、事業用建築物の所有者等又は廃棄物多量排出事業者に対し、期限を定めて、当該計画書の変更を指示することができる。
- 3 事業用建築物の所有者等及び廃棄物多量排出事業者は、事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(勧告等)

- **第6条の3** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、その 改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (1) 前条第1項又は第3項の規定に違反した者
- (2) 前条第2項の規定による指示に従わない者
- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該事業用建築物 等から排出される事業系一般廃棄物の処理施設への受入れを拒否することができる。 (家庭系一般廃棄物の処理)
- 第7条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い行われる家庭系一般廃棄物の収集に際し、 次に掲げるものを排出してはならない。
- (1) 特別管理一般廃棄物
- (2) 毒性を有するもの
- (3) 危険性を有するもの
- (4) 引火性を有するもの
- (5) 火気のあるもの
- (6) 著しい悪臭を発するもの
- (7) 多量の汚水を排出するもの

- (8) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成 10年政令第 378号)第1条に規定する 機械器具
- (9) 前各号に定めるもののほか、市の処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を 損なうおそれがあるものとして規則で定めるもの
- 2 市民は、前項各号に掲げるものを家庭系一般廃棄物として処分しようとするとき は、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

- 第8条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合は、法第 6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準、同条第3項に規定する特別管理一 般廃棄物処理基準等により、その種類ごとに、生活環境の保全上支障が生じない方 法で処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第 7条に規定する一般廃棄物を収集し、運搬し、若しくは処分することのできる者に運 搬させ、又は処分させなければならない。
- 3 事業者は、その事業系一般廃棄物を法第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者 (以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)に収集させるに際し、一般廃棄物処 理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなけれ ばならない。

(処理施設への一般廃棄物の搬入等)

- 第8条の2 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、 規則で定めるところにより、申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市民又は事業者(一般廃棄物収集運搬業者を含む。以下この条において同じ。) は、第7条第1項各号に掲げる一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。
- 3 市民又は事業者は、一般廃棄物を処理施設に搬入しようとするときは、搬入できる一般廃棄物の種類、性状等について、市長の定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。

4 市長は、市民若しくは事業者の搬入した一般廃棄物が前項の受入基準に適合しないことが判明したとき、又は市民若しくは事業者が同項の指示に従わないときは、当該一般廃棄物を処理施設に受け入れることを拒否し、当該一般廃棄物を持ち帰らせることができる。

(適正処理困難物の指定等)

- 第8条の3 市長は、製品、容器等で廃棄物となった場合に市の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となるもの(以下「適正処理困難物」という。)を指定することができる。
- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等 の措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の 回収等の措置を講じなければならない。
- 4 市民は、事業者の行う適正処理困難物の回収等に協力しなければならない。 (一般廃棄物処理手数料)
- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の 処理について別表第1に定める手数料を徴収するものとする。
- 2 一般廃棄物の処理について特別の取扱い又は困難を伴う事情があるときは、市長 の認定により前項の手数料の金額に5割を加算することができる。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第10条 市長は、天災その他特に事情があると認めたときは、前条の手数料を減免することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

- 第11条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で規則で定める。
- 2 第8条の2(第2項を除く。)の規定は、前項の規定に基づき市が産業廃棄物を 処分する場合について準用する。

(産業廃棄物の処分費用)

- 第12条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処分費用は、別表第2のとおりとする。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の費用について準用する。

(一般廃棄物処理業等の許可申請等)

- 第13条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項並びに第7条の2第1項に規 定する許可又は浄化槽法第35条第1項に規定する許可を受けようとする者は、規則 で定めるところにより市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の許可の申請又は許可証の再交付の際に地方自治法第227条の規定により、別表第3の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同表の右欄に定める額とする。
- 3 既納の手数料は、還付しない。

(報告の徴収)

第14条 市長は、法第18条第1項及び浄化槽法第53条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他の関係者に対し、一般廃棄物の減量化及び適正な処理のために必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第15条 市長は、法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市の職員に、廃棄物の減量及び適正な処理を目的として、必要と認める土地又は建物に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の明石市清掃条例第6条の規定によりなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物の処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可又は許可の申請とみなす。

附 則(昭和48年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月27日条例第10号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第9号)

この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第2号で、同52 年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第11条の規定によりなされた廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可は、改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定によりなされた一般廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業の許可とみなす。

附 則(昭和57年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月28日条例第12号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成4年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中動 物の死体の処理に係る手数料の額の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後 の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条 例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた一般廃棄物の処理又は産業 廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用について適用し、施行日前に行われた一般廃 棄物の処理又は産業廃棄物の処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の 例による。

附 則(平成5年7月15日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例(以下「改正前の条例」という。)第13条第1項の許可で、次の表の左 欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲 げるこの条例による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改 正後の条例」という。)第13条第1項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物(改正前の条例第2条第3 | 改正後の条例第13条第1項に規定す 号に定める一般廃棄物をいう。以下 | る廃棄物の処理及び清掃に関する法 同じ。)の収集及び運搬のみの業に係 | 律(昭和45年法律第137号。以下「法」

る改正前の条例第13条第1項の許可	という。) 第7条第1項の許可
一般廃棄物の収集、運搬及び処分の	改正後の条例第 13 条第 1 項に規定す
業に係る改正前の条例第13条第1項の許可	る法第7条第1項及び第4項の許可

附 則(平成9年3月31日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中し 尿の処理に係る手数料の額の改正規定は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)による改正後 の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の 日以後に行われた一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に行われ た一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成11年12月24日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。)による改正後 の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施 行の日以後に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料について適用

し、同日前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料については、な お従前の例による。

附 則(平成14年3月27日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

0

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後 の明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成 16 年 3 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分				種		単位	手数料		
		定 普 通 便 槽 の 家 庭			1回につき	400 円			
		額	加水	構造式便	1回につき	800 円			
	し		事業所等	1回の収集	長量が 2	200 以	下のもの	1回につき	800 円
- 1 MI - 1	尿	従	所 等	1回の収算	長量が 2	200 を	超えるもの	20	100 円
市が収集、運		量	仮 設	1回の収算	長量が 3	300 以	下のもの	1回につき	3,000円
搬及び処分			便所	1回の収算	長量が:	300 を	超えるもの	1回につき	5,000円
するとき	動	物	o 3	死 体				1体	2,000円
	一点 もの		庭から!	排出される	品目ごと	4,800円以 内で品目 ごとに規 則で定め る額			
	浄	化	槽	汚 泥				100	60 円
市長の指示	可	燃	ごる	} }			家庭系	10 kg	50 円
する場所へ	.,	Pini		,,			事業系	10 kg	70 円
伽りすると					破	砕	10 kg	60 円	
搬入すると	不	燃	ごる	7+	WX.	10 kg	80 円		
き	'	7711		• •	埋	立	家庭系	10 kg	60 円
							事 業 系	10 kg	100 円

備考

- 1 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- 2 事業所等及び仮設便所の範囲は、規則で定める。
- 3 不燃ごみとは、可燃ごみ以外で、処理に当たって破砕選別処理が必要なもの 及び埋立処理が可能なものをいう。
- 4 家庭系とは、第2条第2項第1号に規定する家庭系一般廃棄物をいう。
- 5 事業系とは、第2条第2項第2号に規定する事業系一般廃棄物をいう。

別表第2(第12条関係)

産業廃棄物処分費用

	種				別	単	位	費	用
可	燃ご		.» -	み	10 kg		100 円		
			破	砕	10 kg		120 円		
不	燃	ご	み	埋	立	10	kg	150) 円

備考

- 1 1単位未満の端数のあるときは、1単位に切り上げる。
- 2 不燃ごみとは、ガラスくず及び陶磁器くずその他市長が定めるもの

別表第3(第13条関係)

許可申請等手数料

手数料を徴収する事務	名称	金額
(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収	一般廃棄物収集運搬業	2 EM
集又は運搬の業の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	2 万円
(2) 法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物の収	一般廃棄物収集運搬業	2 万円
集又は運搬の業の許可の更新の申請に対する審査	許可更新申請手数料	2/1/13
(3) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処	一般廃棄物処分業許可	2 万円
分の業の許可の申請に対する審査	申請手数料	2 / 1 1
(4) 法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物の処	一般廃棄物処分業許可	2 万円
分の業の許可の更新の申請に対する審査	更新申請手数料	2711
(5) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	
の収集又は運搬の業の事業の範囲の変更の許可の申	事業範囲変更許可申請	2 万円
請に対する審査	手数料	

(6) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物	一般廃棄物処分業事業	
の処分の業の事業の範囲の変更の許可の申請に対す	範囲変更許可申請手数	2 万円
る審査	料	
(7) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物の収	一般廃棄物収集運搬業	1万円
集又は運搬の業の許可証の再交付	許可証再交付手数料	1/1/17
(8) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物の処	一般廃棄物処分業許可	1 EM
分の業の許可証の再交付	証再交付手数料	1万円
(9) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清	浄化槽清掃業許可申請	2万円
掃業の許可の申請に対する審査	手数料	2/1/
(10) 浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清	浄化槽清掃業許可証再	150
掃業の許可証の再交付	交付手数料	1万円

○明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年7月15日 規 則 第 40 号

改正 平成7年6月26日 規則第21号 |

平成 7 年 12 月 14 日 規則第 32 号

平成9年6月5日 規則第25号

平成 10 年 3 月 30 日 規則第 7 号

平成 11 年 12 月 24 日 規則第 57 号

平成 14 年 5 月 31 日 規則第 37 号

平成 16 年 3 月 25 日 規則第 5 号

平成 16 年 4 月 1 日 規則第 29 号

平成 16 年 10 月 25 日 規則第 46 号

明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和52年規則第3号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年条例第57号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例における用語の例による。

(ごみ減量推進員)

- 第2条の2 市長は、一般廃棄物の減量、再生利用の促進及び適正な処理その他環境 美化衛生について、地域との連携を保ちつつ推進するとともに、市民のごみ問題に 対する意識の高揚を図るため、そのことについて理解と熱意のある者のうちから、 ごみ減量推進員を委嘱することができる。
- 2 ごみ減量推進員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

- 第2条の3 ごみ減量推進員は、市民と行政をつなぐ地域の指導者として、次の活動を行う。
- (1) 一般廃棄物の減量、再生利用の指導及び推進
- (2) 資源物(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することを目的として市 長が分別して収集する物をいう。以下同じ。)の再生利用の推進
- (3) 不法投棄の防止、発見及び市への通報
- (4) 地域の清潔の保持
- (5) その他一般廃棄物の減量及び資源物の再生利用のための市の施策への協力 (解任)
- **第2条の4** 市長は、ごみ減量推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、任を解くことができる。
- (1) 居住地区から転出したとき。
- (2) ごみ減量推進員が辞退を申し出たとき。
- (3) 心身の故障のため、任務の遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 生活環境の保全及び公衆衛生の向上に反する行為をしたとき又はごみ減量推進 員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が任を解く必要があると認めるとき。

(一般廃棄物の処理の申し込み)

- 第3条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分をしようとする者は、次に掲げる区分及び 方法により、あらかじめ市長にその旨を申し込まなければならない。
- (1) 口頭等により行うもの
 - ア 粗大ごみ
 - イ 犬猫等の小動物の死体
 - ウ 臨時にくみ取りを必要とするし尿
- (2) 自治会等を通じて行うもの

屋外一斉清掃に伴う土砂等

(事業用建築物)

- 第4条 条例第6条の2第1項に規定する規則で定める事業用建築物は、次の各号の いずれかに該当する建築物とする。
- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2 条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗 模小売店舗

(事業用建築物所有者等及び多量排出事業者の計画書)

- 第4条の2 条例第6条の2第1項に規定する事業用建築物の所有者等及び廃棄物 多量排出事業者は、毎年5月31日までに、その年の4月1日から翌年の3月31 日までの間における事業用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処 理に関し、次に掲げる事項を記載した計画書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 事業用建築物等の名称及び所在地
- (3) 事業系一般廃棄物の発生量の見込み及び処理の方法
- (4) 事業系一般廃棄物の減量の方策及び目標
- (5) 事業系一般廃棄物及び再生利用が可能なものの保管場所
- (6) 前各号に掲げるものほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、市長が 必要と認める事項
- 2 前項の計画書を変更したときは、変更の日から10日以内に、変更に係る計画書を市長に提出しなければならない。

(事業系一般廃棄物管理責任者)

第4条の3 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者は、事業 用建築物等から生ずる事業系一般廃棄物の管理について責任を有するものでなけれ ばならない。

- 2 条例第6条の2第3項に規定する事業系一般廃棄物管理責任者の届出は、その選任の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 事業用建築物等の名称及び所在地
- (3) 事業系一般廃棄物管理責任者の氏名、役職名及び選任年月日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(排出禁止物)

- 第5条 条例第7条第1項第9号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものをいう。
- (1) 引っ越し、庭木の剪定等により臨時的又は一時的に多量に排出するものとして収集を困難にするもの
- (2) 処理施設で処理できないもの
- (3) その他市長が不適当と認めるもの

(廃棄物搬入の承認申請)

- 第5条の2 条例第8条の2第1項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認の申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2)搬入者の氏名及び車両番号
- (3)搬入する廃棄物の種類及び発生場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付すことができる。 (粗大ごみ処理手数料及び排出方法)
- 第6条 条例別表第1に掲げる粗大ごみ処理手数料の額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 市長は、あらかじめ粗大ごみの手数料を納付したものに粗大ごみ処理券(様式第1号)を交付する。
- 3 粗大ごみの収集、運搬及び処分を申し込んだ者は、排出する粗大ごみごとに当該粗

大ごみの処理手数料に応じた枚数の粗大ごみ処理券を添付し、市長の指定する日時 及び場所に当該粗大ごみを持ち出すものとする。

(一般廃棄物処理手数料の徴収の方法)

- 第7条 し尿に係る処理手数料は、定額のし尿処理券(様式第1号の2)により徴収する。
- 2 動物の死体の処理並びに従量によるし尿の処理及び浄化槽汚泥の搬入に係る一般 廃棄物処理手数料は、納入通知書により徴収する。
- 3 粗大ごみに係る処理手数料は、定額の粗大ごみ処理券により徴収する。
- 4 前3項以外の一般廃棄物処理手数料は、処理の都度徴収する。ただし、これにより難いと市長が認めるものについては、この限りでない。
- 5 第2項に規定する一般廃棄物処理手数料は、納入通知書を発行した日から起算して20日以内に納入しなければならない。

(従量の対象とする事業所等及び仮設便所の範囲)

- 第8条 条例別表第1備考第2項に規定する事業所等の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 官公署、学校、会社、工場、病院、診療所、映画館、旅館、遊技場その他これらに準ずるもの
- (2) その他市長において定額で徴収することが適当でないと認めるもの又は次項の 規定に該当しないもの
- 2 条例別表第1備考第2項に規定する仮設便所の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 建設工事等の事業活動に伴い一時的に設置する便所で、便器と便槽が一体で移設が容易なもの
- (2) その他市長において従量の対象となる仮設便所とすることが適当であると認めるもの

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第9条 条例第10条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免する事ができる場合は、 次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 処理を受けようとする者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定により生活扶助を受けているとき。
- (2) 処理の対象となる一般廃棄物が天災等の原因により生じたものであるとき。
- (3) その他市長が認めたとき。
- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、市長に一般 廃棄物処理手数料減免申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して提出し、そ の承認を受けなければならない。
- (1) 前項第1号に該当するとき 生活保護受給証明書
- (2) 前項第2号に該当するとき 公的機関が発行するり災証明書等
- 3 市長は、一般廃棄物処理手数料の減免を承認した場合は、申請者に対し減免承認書を交付するものとする。ただし、し尿に係るものについては、この限りでない。 (市が処分する産業廃棄物)
- 第10条 条例第11条第1項に規定する市が処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。
- (1) 紙くず
- (2) 繊維くず
- (3) 植物性残さ
- (4)動物性残さ(魚腸骨に限る。)
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず
- (6) 汚泥(上下水道汚泥に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準を満たさないものは、市が処分する産業廃棄物としない。
- (1) 前項第1号から第5号までのものについては、処分申請者当たりの合計量が1月 20トン以下のもの
- (2) 質にあっては、含水率が80パーセント以下のものかつ腐敗、悪臭等のおそれのないもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以

下「法」という。)第12条に規定する産業廃棄物処理基準を満たすもの

- (3) 排出者にあっては、従業員数が100人以下の事業所で、市内にその主たる事務 所を有するもの又は市長が認めた公共団体等
- (4) 前項第6号にあっては、明石クリーンセンターの焼却可能な範囲内のもので、環境部長が定める量以下のもの

(産業廃棄物の処分の申込み)

- 第11条 条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の規定に基づき承認を受けようとする産業廃棄物が製品の製造工程において生じたものであるときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 製造工程図
- (2) 使用原材料の成分一覧表又はその分析結果表
- (3) 有害物質等が製造工程において混入しないことを明らかにする書類
- (4) 有害物質の含有量試験結果表
- (5) 有害物質の溶出試験結果表
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前条第2項第3号に規定する排出者が条例第11条第2項において準用する同条例第8条の2第1項の承認を受けて処分しようとする産業廃棄物を自ら搬入できないため、法第12条第3項の規定に基づき産業廃棄物収集運搬業者(市内に事務所を有する者に限る。)に委託して搬入しようとするときは、承認の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 処分しようとする産業廃棄物の処理に関する委託契約書の写し
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(産業廃棄物の処分費用)

第12条 条例第12 条に規定する産業廃棄物の処分費用は、処理の都度徴収する。ただし、公共団体の施設から排出される産業廃棄物の処分費用については、市長が指

定する期日までに納入通知書により徴収する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の申請)

- 第13条 条例第13条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物 処分業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新及び一般廃棄物処分業の許可の 更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して行わなければな らない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び取扱廃棄物の種類
- (4) 一般廃棄物の積換場、処理場、洗車場(浄化槽汚泥の収集運搬業を除く。)、車 庫等の構造、所在地及び付近の見取図
- (5) 自動車その他作業用具の種類及び数量
- (6) 従業員の数並びに1 日の作業能力及び作業計画
- (7) 処理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びに役員、法第7条第5項第4号リに規定する政令で定める使用人及び発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては株主若しくは出資者の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者(申請者が一般廃棄物処理業の営業に関し 成年者と同一の能力を有しない未成年である場合には、その法定代理人を含む。)及 法第7条第5項第4号ヌに規定する政令で定める使用人の住民票の写し又は外国人登 録済証明書
- (3) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまで(トを除く。)のいずれにも該当しな

い旨を記載した書類

- (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項各号に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更があったときは、 変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可の申請)
- 第13条の2 条例第13条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2) 許可の年月日及び許可番号
- (3)変更の内容及び理由
- → (4)変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
 - (5)変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
 - (一般廃棄物処理業に係る変更の届出)
 - 第13条の3 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)は、第13条第1項各号(第3号を除く。)に 規定する事項及び同条第2項の添付書類の記載事項に変更があったときは、変更の 日から10日以内に、市長に変更届を提出しなければならない。
 - 2 前項の変更届には、変更の内容を明らかにする書類及び図面を添付しなければならない。
 - (一般廃棄物処理業の許可証の交付)
 - 第13条の4 市長は、一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可をしたときは、許可証(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による変更の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付等)

- 第13条の5 一般廃棄物処理業者が許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに市長に再交付の申請書を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。 この場合において、破損又は汚損により許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を申請書に添付しなければならない。
- 2 紛失により許可証の再交付を受けた者が、その紛失した許可証を発見したときは、 速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業に係る廃止の届出等)

- 第13条の6 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、 廃止の日から10日以内に、その旨を文書により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、一般廃棄物処理業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に 係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

- 第13条の7 一般廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに 許可証を市長に返還しなければならない。
- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。
- (5) 第13条の4第2項の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。
- 2 一般廃棄物処理業者は、その事業の全部の停止を命じられたときは、許可証を一時 市長に返還しなければならない。
- (浄化槽清掃業の許可の申請)
- 第14条 条例第13条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、

市長に次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の所在地
- (3) 事業の用に供する施設の概要
 - ア 事務所、車庫等の構造、所在地及び付近の見取図
 - イ 自動車及び作業器具の種類及び数量
 - ウ 従業員の数並びに1日の作業能力及び作業計画
 - エ 処理の方法
 - オ その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本並びにその業務を行う役員の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、申請者(申請者が浄化槽清掃業の営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人を含む。次号において同じ。)の住民票の写し又は外国人登録済証明書
- (3) 申請者が浄化槽法第36条第2号イからヌまで(ホを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 申請者が浄化槽に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した旨を記載 した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項に規定する事項又は前項の添付書類の記載事項に変更のあったときは、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(浄化槽清掃業の許可の期限)

- 第15条 浄化槽法第35条第2項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の期限は、2年とする。
- (浄化槽清掃業の許可証の交付等)

第16条 第13条の4、第13条の5又は第13条の7の規定は、それぞれ浄化槽 清掃業の許可証の交付、再交付又は返還について準用する。

(浄化槽清掃業の廃止の届出)

- 第17条 浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、 その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、その旨 を文書により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、浄化槽清掃業者による事業の一部の廃止の届出が許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな許可証を交付するものとする。

(報告の徴収)

- 第18条 一般廃棄物処理業者(浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可を受けた者(以下「浄化槽汚泥の収集運搬業者」という。)を除く。)は、毎月末までに、その前月中における一般廃棄物の収集運搬又は処分に関し、一般廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)
- (2)許可番号
- (3) 収集又は運搬の場合
 - ア 受入先及び受入先ごとの受入量
 - イ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
- (4) 処分の場合
 - ア 受け入れた場合には、受入先及び受入先ごとの受入量
 - イ 処分した場合には、処分方法ごとの処分量
 - ウ 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する報告は、電子計算機を使用して、確実に記録した磁気ディスクを市長に提出することにより行うことができる。
- 3 浄化槽管理者(浄化槽法第7条に規定する浄化槽管理者をいう。)又は浄化槽清掃

業者は、浄化槽を新しく管理することになったとき、浄化槽の管理内容を変更したとき、浄化槽を廃止したときその他市長が必要と認めたときは、別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 浄化槽管理者の氏名及び住所
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 4 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業者及び一般廃棄物収集運搬業者(浄化槽汚泥の収集運搬業者に限る。)は、毎月10日までに、その前月中における浄化槽の清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(立入検査員証)

第19条 条例第15条第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号のとおりとする。 (環境事業指導員)

第19条の2 次に掲げる職務を行わせるため、本市に環境事業指導員を置く。

- (1) 廃棄物の減量、廃棄物又は資源物の再生利用及び適正処理に関する意識の普及
- (2) 収集及び運搬並びに作業に係る計画の指導
- (3) 一般廃棄物処理計画に基づき本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者及び一般廃棄物収集運搬業者の行う収集運搬作業の指導
- (4) 廃棄物を排出する際の容器等の適正な取扱い及び廃棄物集積場所の清潔保持の 指導
- (5) 市民からの苦情の処理、廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に必要な事項
- 2 環境事業指導員は、環境部の職員のうちから市長が任命する。
- 3 環境事業指導員は、その職務を行うに当たり常時身分証明書(様式第5号)を携帯し、 かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第20条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、交付の日から施行する。

附 則(平成7年6月26日規則第21号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成7年12月24日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に存する従前の様式によるし尿処理券は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成9年6月5日規則第25号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第7号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月24日規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正 規定並びに第17条を削る改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)の施行前に行われた一般廃棄物処理業等の許可申請等に係る手数料の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年5月31日規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の明石市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定によってした処分、 手続その他の行為は、この規則による改正後の明石市廃棄物の処理及び清掃に関す る条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の相当規定によってしたものと みなす。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の規則の規定により交付されている許可証については、改正後の規則に規定する許可証とみなす。

附 則(平成16年3月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条、第7条、別表、及び様式第1号の改正規定は平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年10月25日規則第46号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

別表(第6条関係)

種目	番号	品目	手数料
1 家庭電気製品	1	衣類乾燥機	600
	2	食器乾燥機	300
	3	食器洗浄機	300
	4	ズボンブレッサー	300

種目	番号	品目	手数料
	5	掃除機	300
	6	電子レンジ	600
2 冷暖房機器	1	こたつ	300
	2	こたつ天板	300
	3	ストーブ	300
	4	扇風機	300
	5	ファンヒーター	600
	6	オイルヒーター	600
	7	冷風機	600
3 OA機器	1	液晶ディスプレー	3,600
	2	ノートパソコン	3,600
	3	パーソナルコンピューター(デスクトップ型)	4,800
	4	パソコン用CRTディスプレー	4,800
4 音響機器·楽器類	1	オーディオコンポ	900
	2	オルガン	1,500
	3	カラオケセット	900
	4	電子ピアノ	1,500
5 家具·敷物類	1	アコーディオンカーテン	600
	2	衣装ケース	300
	3	いす(ソファーを除く)	300
	4	キャビネット	300

	種目	番号	品目	手数料
		5	鏡台	600
		6	げた箱	900
		7	サイドボード	600
		8	座いす	300
		9	じゅうたん	300
		10	収納ボックス	300
		11	食器棚	900
		12	すだれ	300
		13	スチールロッカー	900
- 120		14	姿見	600
- 05		15	整理ダンス	600
		16	ソファー(1人掛けのもの)	600
		17	ソファー(2人掛け以上のもの)	1,200
		18	建具(障子・襖・網戸・アルミサッシ)	300
		19	チャイルドシート	300
		20	つい立て	300
	21	机	600	
	22	テーブル	600	
		23	テレビ台	300
		24	電気カーペット	600
		25	電話台	300

種目	番号	品目	手数料
	26	本棚	900
	27	柳ごうり	300
	28	洋服ダンス	1,800
	29	よしず	300
	30	ラック(収納棚)	300
	31	ワゴン	300
	32	和ダンス	1,800
6 寝具類	1	簡易ベッド	300
	2	敷き布団用マットレス	300
	3	布団(2枚まで)	300
	4	ベッド(シングルサイズのもの)	600
	5	ベッド(セミダブルサイズ又は二段以上のもの)	1,200
	6	ベッドマットレス(シングルサイズのもの)	300
	7	ベッドマットレス(セミダブルサイズ又は二段以上の	900
	,	もの)	
	8	ベビーベッド	600
7 台所用品	1	ガスコンロ(2口以上のもの)	300
	2	米びつ	300
	3	流U台	600
8 乗り物類	1	一輪車	300
	2	車椅子	300

種目	番号	品目	手数料
	3	三輪車	300
	4	自転車	900
	5	ショッピングカート	300
	6	ベビーカー	300
9 趣味用品・その他	1	アイロン台	300
	2	編み機	600
	3	あんま機(いす型のもの)	1,200
	4	脚立	300
	5	健康器具(ウォーカー等)	1,200
	6	ゴルフクラブ(10 本まで)	300
	7	ゴルフバッグ	300
	8	草刈機(エンジン付)	900
	9	スキー用具(板・ストック(一組までのもの))	300
	10	スーツケース	300
	11	すのこ	300
	12	スノーボード	300
	13	すべり台	600
	14	製図板	300
	15	卓球台	1,800
	16	周	600
	17	たらい	300

種目	番号	品目	手数料
	18	パーソナルコンピューター用ラック	600
	19	バーベキューセット	300
	20	ビーチパラソル	300
	21	プランコ	900
	22	風呂のふた	300
	23	ベビーバス	300
	24	便座	300
	25	ペット小屋	600
	26	ポータブル便座	300
	27	ミシン	600
	28	物置	1,500
	29	物干し台	900
	30	物干しさお	300
	31	浴槽	900
	32	その他(最大の辺又は径が 50 cmを超えるもので、	300
	32	その重さが 50 kg 以下及び体積が1 m³以下のもの)	
	33	その他(最大の辺又は径が50cmを超え、かつ重さ	1,800
		が 50 kgを超えるもの)	
	34	その他(体積が1m³を超えるもの)	1,800

備考

1 手数料の欄に掲げる金額は、1品目当たりの単価とする。

様 式 は 省 略

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例

平成11年6月30日 条 例 第 2 3 号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、都市環境の美化を図り、もって市民の快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き缶等 飲食料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、花火のもえかすその他の散乱性の高いごみをいう。
- (2) 市民等 市民並びに本市の区域内に滞在する者(通勤、通学等をする者を含む。) 及び区域内を通過する者をいう。
- (3) 事業者等 容器に収納した飲食料、たばこ又はチューインガムを製造し、輸入し、 又は販売する事業を行う者及びその団体をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (5) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (6) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。)をいう。
- (7) ふん害 飼い犬のふんにより公共の場所を汚すことをいう。(市の責務)
- 第3条 市は、空き缶等の散乱及びふん害の防止のために必要な施策(以下「施策」 という。)を実施する責務を有するものとするものとする。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、空き缶等を散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶 等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納しなければならない。
- 2 市民等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

- 第5条 容器に収納した飲食料を製造する事業者は、当該容器の散乱の防止について 消費者の意識の啓発を図るとともに、その製品の製造に際し、再資源化が可能な容 器を使用するよう努めなければならない。
- 2 容器に収納した飲食料を販売する事業者は、当該容器の散乱の防止及び再資源化 について消費者の意識の啓発を図るとともに、その販売する場所に当該容器を回収 するための容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 3 たばこを製造し、又は販売する事業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止について 消費者の意識の啓発を図らなければならない。
- 4 事業者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。 (所有者等の責務)
- 第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に空き缶等の散乱を防止するために必要な措置をとらなければならない。
- 2 所有者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。 (飼い主の責務)
- 第7条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害を防止する施策に協力しなければならない。 (空き缶等の投げ捨ての禁止)
- 第8条 市民等は、道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の場所において、空 き缶等をみだりに投げ捨て(回収容器以外に空き缶等を捨てることをいう。)では ならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主は、飼い犬が公共の場所においてふんをはいせつした場合には、当該 ふんを放置してはならない。

(散乱防止重点区域の指定等)

- 第10条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、重点区域における空き缶等の散乱状況により、当該重点区域の全部又は 一部の指定を変更又は解除することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定の解除をしたときは、 その旨を告示するものとする。

(自動販売機の届出)

- 第11条 重点区域において、容器に収納した飲食料を自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置の場所
- (3) 回収容器の設置の場所及び管理の方法
- (4) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 重点区域に指定された際、当該区域内において既に容器に収納した飲食料を自動 販売機により販売している者は、重点区域に指定された日から30日以内に、当該 自動販売機について、前項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。 (変更等の届出)
- 第12条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に 係る前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらか

- じめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更 については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき、 又は当該届出に係る自動販売機による容器に収納した飲食料の販売を廃止したと きは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。 (承継)
- 第13条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する 法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日 以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第14条 市長は、第11条、第12条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は前条第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に届出済証をはり付けておかなければならない。
- 3 第1項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、又はき損したと きは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の届出済証について準用する。 (回収容器の設置及び管理)
- 第15条 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、当該自動販売機について、飲食料容器を回収するため適当な場所に、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器を

適正に管理しなければならない。

2 前項の規定は、この条例の施行の日において、既に容器に収納した飲食料を自動 販売機により販売していた者については、この条例の施行の日から起算して30日 間は、適用しない。

(勧告及び命令)

- 第16条 市長(その者から委任された者を含む。)は、第8条に規定する行為(重点 区域における行為に限る。)をした者又は第9条に規定する行為をした者に対し、 投棄した空き缶等又は放置されたふんの処理その他の必要な措置をとるべきこと を勧告し、命ずることができる。
- 2 市長は、前条第1項の規定に違反している自動販売業者に対し、回収容器を設置 し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告し、期限を定めてその勧告に従うこと を命ずることができる。

(立入調査)

- 第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、空き缶等の散乱又は回収容器の設置の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶等の散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈 してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第16条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

- 第20条 第11条又は第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を した者は、3万円以下の罰金に処する。
- 第21条 第12条第2項(廃止の届出に関する部分を除く。)又は第13条第2項の 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は2万円以下の罰金に処する。 (両罰規定)
- 第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第19条、第20条又は前条の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

○明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例施行規則 平成11年10月1日 明石市規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例(平成11 年条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるもの とする。

(市の施策)

- 第2条 条例第3条に規定する空き缶等の散乱及びふん害の防止(以下「散乱等の防止」 という。)のために必要な施策は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 散乱等の防止のための意識の啓発及び高揚に関すること。
- (2) 散乱等の防止に関する活動を行う団体の育成及び活動の支援に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(届出を要しない自動販売機)

- 第3条 条例第11条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 囲障により自由に立ち入ることができない土地に設置される自動販売機で、当該 土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの (自動販売機の届出)
- 第4条 条例第11条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置届(様式 第1号)により行うものとする。

(変更等の届出)

第5条 条例第12条第1項又は第2項の規定による届出は、自動販売機設置変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

(軽微な変更)

- 第6条 条例第12条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所と同敷地内のもの
- (2) 前号に規定する変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの (地位の承継の届出)
- 第7条 条例第13条第2項の規定による届出は、自動販売機承継届(様式第3号)により行うものとする。

(届出済証)

- 第8条 条例第14条第1項に規定する届出済証の様式は、様式第4号のとおりとする。 (届出済証の广失等の届出)
- 第9条 条例第14条第3項の規定による届出は、届出済証亡失等届(様式第5号)により行うものとする。

(回収容器)

- 第10条 条例第15条第1項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を満たしている ものでなければならない。
- (1) 材質は、金属、プラスチックその他の容易に破損しないものであること。
- (2) 飲食料容器の回収に支障のない容積を有すること。
- (3) 飲食料容器の投入が容易で、かつ、安定性があり、市民等の通行の妨げとならないこと。
- 2 条例第15条第1項に規定する規則で定める回収容器の設置場所は、自動販売機の 設置場所から5メートル以内で、当該自動販売機の利用者が容易に飲食料容器を投

入できる場所(当該自動販売機を設置する者が、使用することについて正当な権限を有する場所に限る。)とする。

(勧告及び命令)

- 第11条 条例第16条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第6号) により行うものとする。
- 2 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令は、命令書(条例第16条第1項 の規定による命令にあっては様式第7号、条例第16条第2項の規定による命令に あっては様式第8号)により行うものとする。
- 3 条例第16条第1項の規定による勧告又は命令に限り、緊急やむを得ない場合は、 現場において口頭により行うことができる。

(身分証明書の様式)

- **第12条** 条例第17条第2項に規定する証明書の様式は、様式第9号のとおりとする。 (補則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様 式 は 省 略

明石市再生資源集団回収団体助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金及び活動用具を交付することにより、再生資源の集団回収を推進し、もって資源の有効利用を図り、ごみの減量意識を普及させるとともに地域住民のコミュニティ活動の振興を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
- (1) 再生資源 紙類(新聞、雑誌、段ボール等)、布類(古着、ボロ布等)、金属類 (アルミ缶、スチール缶、鉄くず等)及びびん類(酒、醤油、ビールびん等) のうち、再生資源化の可能なもの
- (2) 活動用具 ポリ袋、軍手その他の再生資源の集団回収活動を行うに当たり必要 な用具

(助成金又は活動用具の交付対象)

- 第3条 助成金又は活動用具の交付の対象は、市内の自治会、町内会、高年クラブ、 子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体で、次に掲げる要件のすべて を備えるものとする。
- (1) 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること。
- (2) 再生資源の集団回収を自ら実施していること。
- (3)年間の再生資源集団回収計画が策定されていること。
- (4) 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること。
- (5) 営利を目的としない団体であること。
- (6) 次条の規定により、市の登録を受けた団体であること。

(団体の登録)

- 第4条 助成金又は活動用具の交付を受けようとする団体は、事前に市長に申請し、 その登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録の申請は、団体の名称、代表者の氏名及び住所、加入世帯数、回収 品目等必要事項を記載した再生資源集団回収団体登録申請書(様式第1号)によ り行なうものとする。
- 3 団体の名称、代表者の氏名その他申請事項に変更があった場合は、直ちに再生 資源集団回収団体登録変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。 (助成金の額等)
- 第5条 助成金の額は、再生資源の回収量1キログラムにつき5円とする。
- 2 活動用具の交付内容は、回収団体の活動の実態を考慮して環境部長が定める。 (交付申請)
- 第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、毎年度第1期(1月から6月までをいう。)分については7月31日までに、第2期(7月から12月までをいう。)分については翌年1月31日までに、集団回収した再生資源を回収する業者から交付された仕切伝票を再生資源集団回収助成金交付申請書(様式第4号)に添付し、市長に提出しなければならない。
- 2 活動用具の交付を受けようとする団体は、毎年7月1日から同月末日までに再生 資源集団回収活動用具交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。 (交付決定)
- 第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの 決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収助成金交付決定書(様 式第5号)により、通知するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の申請を受理したときは、当該申請を承諾するか否かの決定をし、その結果を当該申請団体の長に再生資源集団回収活動用具交付決定通知書

(様式第8号)により、通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第8条 助成金の交付を受ける団体は、再生資源集団回収助成金交付請求書兼口座振 替依頼書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を支払うものとする。 (交付決定の取消し及び返還)
- 第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体(以下「助成金交付団体」という。)が 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、この要綱は、平成3年7月1日から施行する。 既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の全部または一部を返還 させることができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金が、第10条第2項各号に規定する経費以外に使われていると市長が認 めたとき。
- 2 市長は、活動用具の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、 活動用具交付決定の全部又は一部を取消し、活動用具又は活動用具の購入費相当額 の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、活動用具の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が活動用具の交付が不適当になったと認めるとき。

(助成金交付団体の経理)

- 第10条 助成金交付団体は、助成金の使途及び経理を明確にしておかなければなら ない。
- 2 助成金は、次の各号に掲げる経費に充てなければならない。
- (1) 構成世帯又は構成員の福祉の増進を図るための経費
- (2) その他コミュニティ活動の振興を図るための経費 (報告)

- 第11条 市長は、必要と認めるときは、助成金交付団体に対し、助成金の使途及び 経理について報告を求めることができる。
- 2 市長は、活動用具の交付を受けた団体に対し、活動用具の実績報告を求めること ができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則(平成3年4月15日制定)

附 則(平成4年7月31日制定)

1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

(活動用具の交付の申請期間の特例)

2 平成4年における活動用具の交付の申請期間は、改正後の第6条第2項の規定に かかわらず、この要綱の施行の日から平成4年8月末日までとする。

附 則(平成5年11月15日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成 5年11月分回収分に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成8年 12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前の例 による。

附 則(平成10年5月6日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(経過措置)

130 -

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱第5条の規定は、平成 10年1月分回収分以降に係る再生資源集団回収助成金の額について適用し、平成 9年12月分回収分までに係る再生資源集団回収助成金の額については、なお従前 の例による。

附 則(平成10年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源集団回収助成要綱(以下「改正後の要綱」 という。)第5条の規定は、平成10年7月分以後の回収に係る助成について適用 し、同年6月分までの回収に係る助成については、なお従前の例による。

(平成10年度における助成金の交付申請の特例)

3 平成10年度における助成金の交付申請については、改正後の要綱第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月27日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

様式は省略

明石市古紙集団回収業者協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、古紙の市況低迷により回収業者が古紙の回収業務から撤退することを防ぎ、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を維持するため、古紙の回収業者に対し古紙集団回収業者協力金(以下「協力金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者
- (2)回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱(平成3年4月15日制定)第4条 の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体

(対象となる回収業者)

第3条 協力金の交付を受けることのできる回収業者は、次条の規定により明石市に 登録し、回収団体により集団回収された新聞、雑誌及び段ボールを引き取る回収業 者とする。

(回収業者の登録等)

- 第4条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収 業者登録(変更)申請書(様式第1号)を市長に提出し、その登録を受けなければ ならない。
- 2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者 登録抹消届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

(協力金の額等)

- 第5条 協力金の額は、平成10年9月時点における古紙回収問屋買値(大阪)の中間値を基準として、その後の古紙回収問屋買値(大阪)の変動を反映させて算出した額とする。ただし、古紙1キログラムあたり2円を上限とする。
- 2 前項において、協力金の額の算出は、毎年度第1期(1月から6月までをいう。)の回収分については前年12月中に、毎年度第2期(7月から12月までをいう。)の回収分については同年6月中に行い、算出した額は速やかに回収業者に通知するものとする。
- 3 協力金は、回収業者が前条第1項の規定により申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(協力金の交付申請)

- 第6条 協力金の交付を受けようとする回収業者は、毎年度第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、明石市古 紙集団回収業者協力金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、 市長に提出しなければならない。
- (1) 回収団体との仕切伝票(業者提出用)
- (2) 引取の対象となった回収団体及び引取重量を記載した古紙集団回収業者協力金 団体別引取明細書(様式第4号)
- (3) 問屋発行の回収量を証する書類

(協力金の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、申請者に対して明石市古紙集団回収業者協力金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 2 市長は、協力金の交付を決定する場合において、協力金の交付の目的を達成する ため必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により交付を決定したときは、回収業者が指定する金融 機関の口座に、速やかに協力金を振り込むものとする。

(協力金交付決定の取消し及び返還)

- 第8条 市長は、回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力金の交付 決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、協力金の交付申請を行ったとき。
- (2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により協力金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合に おいて、既に協力金が交付されているときは、期限を定めて協力金の全部又は一部 を返還させるものとする。

(登録の抹消)

第9条 市長は、回収業者が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該回収 業者の登録を抹消することができるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

附 則(平成10年9月30日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

(回収業者の登録の特例)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から平成10年11月末日まで の間に第4条第1項の規定により登録を受けた回収業者は、施行日に登録を受けた ものとみなす。

附 則(平成16年12月27日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

様 式 は 省 略

カレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、回収が困難なカレットびん及びスチール缶の回収業務への参加を回収業者に促し、もって市内の家庭から排出されるごみの減量化及び資源の有効利用を目的とする再生資源集団回収活動を実現するため、回収業者に対しカレットびん及びスチール缶に係る明石市集団回収業者助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 回収団体 明石市再生資源集団回収助成要綱(平成3年4月15日制定)第4条 の規定により再生資源集団回収団体として明石市に登録した団体
- (2)回収業者 集団回収活動に協力して再生資源を回収する業者 (対象となる回収業者)
- 第3条 助成金の交付を受けることのできる回収業者は、次条第1項の規定により明石市に登録し、回収団体により集団回収されたカレットびん及びスチール缶を回収する業者とする。
- 2 前項の回収業者は、回収後のカレットびんを無色、茶色、その他の3色に分類し、 栓等の異物を除去した後明石クリーンセンターに搬入し、また、回収後のスチール 缶を再生メーカーに引き渡さなければならない。

(回収業者の登録等)

第4条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ明石市再生資源回収 業者登録(変更)申請書(様式第1号)により市長に登録を申請しなければならない。

- 2 回収業者は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに前項の申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 回収業者は、登録を抹消しようとする場合は、速やかに明石市再生資源回収業者 登録抹消届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。 (助成金の額等)
- 第5条 助成金の額は、問屋及び再生メーカーへの搬入価格等を考慮して、環境部長が決定する。ただし、回収量1キログラムにつき15円を上限とする。
- 2 前項において、助成金の額の決定は、毎年度第1期(1月から6月までをいう。) の回収分については前年12月中に、毎年度第2期(7月から12月までをいう。) の回収分については同年6月中に行い、決定した額は速やかに回収業者に通知する ものとする。
- 3 助成金は、回収業者が前条の規定により登録を申請し、登録を受けた日以後の回収分に対して交付する。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする回収業者は、第1期の回収分については7月31日までに、第2期の回収分については翌年1月31日までに、集団回収業者助成金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 引取の対象となった回収団体名及び引取重量を記載した集団回収業者助成金団体別引取明細書(様式第3号)
- (2) 再生メーカーの発行する受領書で品目及び重量が記載されているもの又は明石 クリーンセンターの発行する検量書

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、申請書に記載された回収量と明石市再生資源集団回収助成要綱第6条第1項の規定により回収団体から

提出された仕切伝票に記載された数量とを突合して交付の可否を決定し、集団回収 業者助成金交付決定通知書(様式第4号)により当該業者に通知するものとする。

2 前項の突合において、重量が一致しないときは、仕切伝票に記載された重量に基づき助成金を算定する。

(助成金の請求)

第8条 前項の規定による交付決定を受けた回収業者は、速やかに集団回収業者助成金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の再生資源回収業者助成金交付請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し及び返還等)

- 第10条 市長は、助成金の交付を受けた回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付された助成金があるときは、その全部又は一部を返還させ、かつ、回収業者の登録を抹消することができるものとする。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付申請を行ったとき。
- (2) 第1条の趣旨に沿っていない回収活動を行ったとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、協力金の交付目的を達成できないと市長が認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

. 134 -

1 この要綱は、平成6年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要綱第5条の規定 は、平成6年1月分回収分に係る再生資源回収業者助成金の額について適用し、平成 5年12月分回収分までに係る再生資源集団回収業者助成金の額については、なお従 前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の明石市再生資源回収業者助成金交付要項第3条の規定 は、平成11年4月分以後の回収に係る助成対象品目について適用し、同年3月 分回収分に係る助成対象品目については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月27日制定)

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

様 式 は 省 略

明石市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機(以下「処理機」という。)又は生ごみ堆肥化容器(以下「容器」という。)を購入する者に対し、助成金を交付することによりその購入を容易にし、もって市民による生ごみの自家処理活動を推進し、家庭から排出される生ごみの資源化及び減量化並びに環境意識の高揚を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

- 第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次条の処理機又は第4条の容器を 購入して家庭内に設置し、継続して使用しようとする個人であって、次に掲げる要 件のすべてを備えるものとする。
- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 自己の責任において処理機又は容器を設置し、これを適切に管理することができること。
- (3) 生ごみから堆肥ができる処理機又は容器を使用する場合にあっては、その堆肥を 適正に処理することができること。

(助成の対象処理機)

- 第3条 助成金の交付の対象となる処理機は、1日当たりの処理量が500グラム以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 手動又は電動により生ごみを攪拌する構造を有し、微生物等による発酵又は温風 乾燥により生ごみを減量、消滅又は堆肥化するもの
- (2) 底部から空気を取り入れる構造を有し、生ごみを攪拌し、微生物等による発酵又は乾燥により生ごみを減量、消滅又は堆肥化するもの
- (3)前2号に掲げる方式以外の処理方式により生ごみを減量、消滅又は堆肥化するも

ので、別に環境部長が定めるもの。ただし、明石市ディスポ・ザ・システム取扱 要綱(平成14年12月26日制定)第2条第2項第1号に規定するディスポー ザ並びに破砕した生ごみ及びその処理水を直接排水管を通して流すものを除く。 (助成の対象容器)

- 第4条 助成金の交付の対象となる容器は、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 底部が開き、土に接する構造を有し、100リットル以上の容量をもつもの
- (2) 微生物を利用した発酵材を使用し、内部を密封状態にできる構造を有し、10リットル以上の容量をもつもの

(助成金の額)

- 第5条 助成金の額は、処理機又は容器の本体購入価格(消費税額を含む。)の2分 の1に相当する額(100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。
- 2 助成の対象となる処理機及び容器の台数は、処理機にあっては1世帯当たり1台、容器にあっては1世帯当たり2台までとする。

(助成金の交付申請)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、処理機又は容器の購入日から起算して6か月以内に、明石市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。
- (1) 領収書(販売店の押印があるものに限る。)、処理機又は容器の購入に係るクレジット契約の申込書の写しその他の書類で、購入者の氏名、販売店の名称、所在地及び代表者氏名、販売年月日、購入価格、機種名が記載されているもの。
- (2) 製品保証書
- 2 申請を行うことができる処理機又は容器の1世帯当たりの台数は、次のとおりと

する。

- (1) 処理機については、申請日から起算して過去5年以内に申請者の世帯が、この要綱の規定による助成金及び明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱(平成12年7月14日制定)の規定による助成金を受けていない場合に限り、1世帯当たり1台とする。
- (2)容器については、2台から、申請日から起算して過去5年以内に申請者の世帯が、 この要綱の規定による助成金及び明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱 (平成4年4月1日制定)の規定による助成金の交付を受けた台数を差し引いた 台数以下とする。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合には、その内容を審査し、 適当と認めるときは、助成金の交付決定をするものとする。
- 2 前項の交付決定は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。(交付決定通知)
- 第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、明石市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、前条の交付決定通知書を受けた日から起算して30日以内に明石 市生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器購入助成金交付請求書兼口座振替依頼書(様 式第3号)により、市長に助成金を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (3) 処理機又は容器を本来の目的以外の用途に使用したとき。
- 2 前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。
- 第12条 市長は、必要と認めるときは、助成金を交付した者に対し、処理機又は容器の使用状況等について報告を求めることができる。

(補則)

(報告)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(平成17年4月1日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

(要綱の廃止)

2 明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱及び明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の規定は、平成16年10月1日以後に処理機又は容器を購入した場合 について適用する。
- 4 この要綱の規定を適用する場合においては、この要綱の施行前に明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱又は明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱の規定

によりなされた手続、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続、決定その他の行為とみなし、明石市生ごみ処理機購入助成金交付要綱又は明石市生ごみ堆肥化容器購入助成金交付要綱の規定に基づいて交付された助成金は、この要綱の規定による助成金の内払とみなす。

様 式 は 省 略

4.保有車両一覧表

(平成17年4月1日現在)

車種課名	トラック	ダンプ	ミニダンプ	散水車	バキューム	ごみ収集車	ワゴン(牽引用)	ライトバン	軽四	マイクロバス	ブルドーザー	ショベルローダー	パワーショベル	フォークリフト	ホイルローダー	ユンボ	計
環境政策課									2								2
環境第1課		2			11		1	1	1								16
ごみ対策課								1									1
環境第2課	1	5	1			41		1	2								51
明石クリーンセンター	1	5	·	1	1	4		1	2	1	(1)	1(1)	(2)	(1)	1	1	19(5)
計	2	12	1	1	12	45	1	4	7	1	(1)	1(1)	(2)	(1)	1	1	89(5)

()内はリース車

環境政策課

種 別	用途	燃料	台 数
軽四バン	苦情処理・環境測定・事務連絡用	ガソリン	2

環境第1課

種別	用途	燃料	台 数
	魚住清掃工場用	ガソリン	1
2 tバキューム	一般家庭収集用	ガソリン	8
	以 外庭以朱用	天然ガス	1
4 t バキューム	事業所関係収集用	軽 油	1
2 t ダンプ	廃棄物運搬用	"	1
4 t ダンプ	脱水汚泥運搬専用	"	1
ワゴン	収集車牽引用	"	1
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1
軽乗用	浄化槽管理用	"	1

ごみ対策課

種別	用 途	燃料	台 数
ライトバン	事務連絡用	天然ガス	1

環境第2課

種 別	用 途	燃料	台 数
2 tパッカー車	ごみ収集用	軽 油	1 7
	この収集所	天然ガス	3
3 . 5 t パッカー車	II .	軽 油	1 3
4 t パッカー車	II .	"	8
2 t パワーゲートダンプ	粗大ごみ収集用	"	3
4 t パワーゲートダンプ	不法投棄・粗大ごみ収集用	"	2
小型ダンプ	苦情処理用	ガソリン	1
キャブオーバー	薬剤散布用	"	1
ライトバン	事務連絡用	"	1
軽四バン	II .	"	2

明石クリーンセンター

種別	用途	燃料	台 数	
トラック	薬剤散布用	軽 油	1	
ダンプ	焼却灰の搬出用	"	3	
	破砕選別業務用	"	2	
散水車	処分場内での散水用	"	1	
4 t パッカー車	場内不適物運搬	"	2	
2 t パッカー車	破砕選別業務用	"	1	
ことにハッカー車	場内清掃用	"	1	
ライトバン	事務連絡用	ガソリン	1	
軽四	II .	"	2	
マイクロバス	職員の送迎用	軽 油	1	
ショベルローダー	処分場内清掃用	ガソリン	1	
) = \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	破砕選別業務用	軽 油	1(リース)	
ブルドーザー	不燃物の覆土	"	1(リース)	
パワーショベル	破砕選別業務用	"	1(リース)	
\(\frac{1}{2} = \frac{1}{2}	不燃物の覆土	"	1(リース)	
フォークリフト	破砕選別業務用	"	1(リース)	
ホイルローダー	資源物の移動	"	1	
ユンボ	破砕選別業務	"	1	
バキューム	焼却施設清掃用	ガソリン	1	

5.委託·許可業者一覧表

(1) し尿収集運搬委託業者

(平成 17年4月1日現在)

業 者 名 事 業 所	電 話 所 在 地	代表者名	委託開始 年月	従業員	(人)	保有車両(台)
阪神連合清掃㈱	928-8454	深山昌明	昭和 41.4	役 員 5 運転手 1		バキューム車	4
明石市和坂 1 丁目	∄ 3 - 41			作業員 1 事務員 1	計 8	2.7t	1
(有)平野興業	935-8431	() +m)/.	-7	役 員 4 運転手 2		 バキューム車	
明石市大久保町村	公陰 305 - 6	谷 哲治	昭和 44.7	作業員2事務員1	計 9	3.0t	1
2	2 業	者	計	役 員9 運転手3 作業員3 事務員2	計 17	バキューム車 2.7t 3.0t 計	1 1 2

(2) ごみ収集・運搬委託業者

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

業 者 名 事 業 所	電 話 所 在 地	代表者名	委託開始 年 月	従業員(人)	保有車両(台)	
阪神連合清掃㈱ 明石市和坂1丁目	928-8454 3-41	深山昌明	昭和 43.4	役 員 5運転手 7作業員 5事務員 1計 18	プレス車	6
(有)每日清掃明石市大久保町大家	935-8040 窒 899-5	梅谷洋詳	昭和 43.4	役員3 運転手6 作業員2 事務員1 計12	プレス車	7
(有)東播清掃明石市魚住町金ケ	937-1237 崎 679-3	松浦 務	昭和 44.4	役 員 3 運転手 9 事務員 2 計 14	プレス車	5
3	業	者計		役 員 11運転手 22作業員 7事務員 4 計 44	プレス車	18

(3) 浄化槽清掃業許可業者

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

業 者 名 営 業 所 所	電話 地	代表者	従業員(人)	保有車両(台) バキューム車
阪神連合清掃㈱ 明石市和坂1丁目3	928-8454	深山昌明	役 員 5 運転手 3 作業員 2 事務員 2 計 12	2.7t 2 3.05t 1 3.7t 1 10.0t 1 言十 5
(有)平野興業 明石市大久保町松陰	935-8431 ≩ 305-6	谷 哲治	役員4 運転手4 作業員2 事務員2 計12	2.7t 1 3.0t 3 3.7t 1 9.1t 1 青十 6
ハリマ清掃(有) 明石市松江 178-1	922-4532	大前哲郎	役 員 3 運転手 2 作業員 1 事務員 1 計 4 (兼務 3 名)	3.6t 1 計 1
(有)関西衛生管理明石市大久保町大窪	934-2776 § 943-2	後藤信久	役 員 3 運転手 1 作業員 2 事務員 1 計 6 (兼務 1 名)	2.8t 1 3.7t 2 計 3
仁志起興業㈱ 明石市太寺1丁目2	911-6627	戸田貴之	役員7 運転手4 作業員2 事務員2 計15	3.5t 2 3.6t 1 3.7t 1 計 4
菊水工業㈱ 明石市樽屋町 11-15	911-7044	福井 泉	役員5 運転手5 作業員3 事務員1 計14	2.7t 1 3.6t 2 7.2t 1 計 4
(株)阪神水道衛生社 明石市樽屋町 11-1	918-8029 5	森 嶋 一 夫	役 員 4 運転手 4 作業員 3 事務員 2 計 13	1.8t 1 3.6t 1 3.7t 1 6.1t 1 言十 4
7 🖠	養 者	計	76人	27 台

(4) 一般廃棄物処理業許可業者

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

業者名電話	(A) = +2	~ * = / l \	但 左 志 王 / /> \
営業所所在地	代表者	従業員(人)	保有車両(台)
木村工業㈱ 936-3425	┃ - 木村久雄	役 員 4 運転手 12	プレス車 15 ロールオン 1
明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 5-17	, , , , , , , , ,	事務員 12 計 28	計 16
魚住産業㈱ 947-5500		役 員 4 運転手 5	プレス車 4 ロールオン 1
明石市魚住町錦が丘4丁目8-2		作業員 2 計 11	計 5
(有)明和興業 969-2405	- 松平 賢	役 員 4 運転手 4	プレス車 5 ダンプ 1
明石市大蔵谷清水 613-6	14 1 54	事務員 1 計 9	ロールオン 1 計 7
(有)明宝商会 922-2731	■ ■ 田中みね子	役 員 3 運転手 2	プレス車 4 ロールオン 2
明石市旭が丘 5-8		作業員 2 事務員 2 計 9	計 6
(有)明石清掃 935-0134	- 久保利彰	役 員 3 運転手 2	プレス車 4 ロールオン 1
明石市大久保町松陰 1127-41	2 () () ()	計 5	計 5
(有)西神清掃 936-5311	- 長田浩之	役 員 4 運転手 5	プレス車 5 ダンプ 1
明石市大久保町大窪 320-6	及田冶之	事務員 2 計 11	ロールオン 3 計 9
(有)明進清掃 936-0778	- 芝地 進	役 員 2 運転手 6	プレス車 4 ロールオン 1
明石市大久保町松陰 62-3		作業員 2 事務員 2 計 12	計 5
田路興産(有) 928-1305	- 紺野麗子	役 員 2 運転手 2	プレス車 3 ロールオン 1
明石市王子 2 丁目 15-4	WH 73 186 3	作業員 1 計 5	計 4
(有)住野商店 938-3377	住野英生	役 員 5 運転手 20	プレス車 3 ロールオン 3
明石市大久保町大窪 1372-1		作業員 7 事務員 9 計 41	計 6
三和美研(有) 923-0500	- 釣 正男	役 員 2 運転手 8	プレス車 7 ダンプ 2
明石市王子 2 丁目 15-4		作業員 1 事務員 1 計 12	ロールオン 3 計 12
金澤産業㈱ 944-4290	金澤秀樹	役 員 4 運転手 12	プレス車 2 ダンプ 1
明石市二見町東二見 246-14	立/辛方侧	作業員 2 事務員 4 計 22	ロールオン 3 計 6

業 者 名	電話	/b + +/	W # P ()			
営 業 所	所 在 地	代表者	従業員(人)	保有車両(台)		
杉野興業	928-2516	杉 野 照 枝	役 員 1 運転手 3	プレス車 3 ダンプ 1		
明石市西新町1	丁目 22-12	17 ±1 ;;; 1X	作業員 1 事務員 1 計 6	ロールオン 1 計 5		
1 2	業 者	計	計 171	プレス車 59 ダンプ 6 ロールオン 21 計 86		

(限定許可業者)

業	者	名		電	話	i	//s == ±	従業員(人)				/n + + /	<i>(</i> ,)
営	業	所	所	₹ <u></u>	Ξ	地	代表者	従業	(貝)	(人)		保有車両(台)
㈱猪	名川動物	勿霊園	072	7-6	9-0	339	清水三造	役 員運転手	4 2			保冷車	2
川辺]郡猪名	引川町清	青水字	字前	谷:	51-2	月 小 一 足	事務員	2	計	8	計	2

感染性のない実験動物の死体及び糞並びにマットに限ります。

6.年 表

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 12 17	〔17.2〕 明石郡林崎村を合 併			〔12.12〕 茶園場町に 40t/8h の固 定焼却炉設置	1923 (昭和 12) 関東大震災 1942 (昭和 17) ミッドウェイ海戦
24 26	7 〔24.1〕 葬祭業務開始 〔26.1〕 明石郡大久保町、 魚住村、加古郡二				1949 (昭和 24) 下山・三鷹・松川事件 1951 (昭和 26) サンフランシスコ条約 調印
30 31	見町を合併		〔31.4〕 し尿汲取車(1.3 kℓ) 1台整備、市営し尿 汲取業務を開始	〔30.4〕 市清掃条例制定	1955(昭和 30) 保守合同 1956(昭和 31) 神武景気、日ソ国交回復
34				〔34.7〕 ごみ収集車(2 t 回転式 パッカー)、2 台配置 〔36.5〕 ごみ収集専用ダンプ4台 配置	1959 (昭和 34) 伊勢湾台風、皇太子結婚 1961 (昭和 36) 初の有人宇宙飛行「地球
37				〔37.12〕 ごみの週 1 回定日収集の モデルケースとして上の	は青かった 』 ケネディ 大統領就任 1962(昭和 37) 北陸トンネル開通
38 39		(39.)	(39.1)	丸町内会で実施 〔38.4〕 全市でごみ週1回定日収	1963(昭和 38) 吉展ちゃん事件、ケネデ ィ暗殺
00		市民からの公害苦 情の受付、紛争のあ	魚住清掃工場第 1 施 設(化学処理方式 145	集を実施 【40.1】	1964(昭和 39) 東京オリンピック、新潟
40		っせん業務を行う	k@/日)完成 〔41.4〕	大久保町松陰字石ヶ谷に 60t/8h(30t×2基)の焼却 炉(田熊汽罐連続式機械 炉)設置	地震 1966(昭和 41) ビートルズ来日
			し尿汲取業務を一部 民間業者へ委託(業 者数1) [41.12]	〔41.5〕 コンクリート製ごみ箱の 買上げ(ごみ箱による収集を廃止)	4007 (1777) 40
42		〔42.7〕 機構改革により市 民安全課の中に公 害係ができる 〔42.8〕	魚住清掃工場第 2 施設(酸化処理方式75 kg/日)完成	〔42.4〕 委託業者によるごみ収集 業務を開始	1967 (昭和 42) 美濃部革新都政、ミニス カート
43	〔42.12〕 野つぼ等危険防止 条例制定(全国初)	公害対策基本法公 布施行される [42.10] 明石瓦のばい煙問 題が発生		〔43.4〕 ・全市ごみ週 2 回定日収 集の実施	1968 (昭和 43) 三億円事件、日本初の心 臓移植
	- 48.10 廃止	〔43.7〕 明石川の汚濁が急 激に進み付近住民 は悪臭に悩まされ る		・ごみ収集運搬業務委託 契約の締結 ・委託業者による夜間収 集、毎日収集の開始 ・ごみ運搬手数料徴収開 始	
44			〔44.7〕 ・し尿くみ取り業務 を2業者に委託 ・魚住清掃工場に魚 腸骨焼却施設(3t/ 日)完成	(44.4) 不燃物ごみ月2回定日分 別収集の実施 (44.5) ごみの量の増大に対処す るため1日8時間を3直 制勤務体制による昼夜兼 行の24時間稼動とした (180t/24h)	1969(昭和 44) アポロ 11 号人類初の月 面着陸、安田講堂攻防戦

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 44 45	〔45.6〕 道路清掃車(スイ ーパーローダー) 配置 〔45.7〕 道路清掃班スター ト(散水車・スイー	〔45.4〕 中小企業公害防止 にかかる融資制度 発足	〔45.3〕 魚住清掃工場第1施 設を酸化処理方式に 切換	【44.10】 粗大ごみの収集開始等に 伴い埋立処分地が必要耗 の防止と効率的な収集・ 運搬・焼却・埋立処分をす るため埋立用地として 33,325㎡を取得 【45.4】 ブルドーザー(D60A)1 台を配置 【45.5〕 全市可燃物ごみ週2回、 不燃物ごみ週1回の計3 回定日収集を実施	1970(昭和 45) 大阪万博、三島由紀夫割 腹、よど号事件
46	パーローダー・ダ リカス 事編成) (45.11〕 中崎 1 丁目 (現在地)に市役所庁舎	〔45.12〕 大気には、 大気には、 大気には、 大気には、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大機器のの定 は、 大大の定 は、 大大のに、 大のに、		〔46.3〕 空き缶等プレス工場の設置(手塚式新6号型) 〔46.4〕 ・ショベルローダー配置 ・不燃物収集特殊大型4t 車(パケットローダー)3 台配置	1971(昭和 46) ドル・ショック、スモン 訴訟
47	〔46.12〕 明石市清清に 理及例制定 〔47.3〕 ・全に 明石定 明田策 日本定 日本定 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で	〔47.3〕 (47.3〕 線鉄道 (47.6〕 (大.6〕 (大.6〕 (大.6〕 (大.7) (大.9) (大.2) (本.10〕 (本.10) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a	〔46.12〕 魚住清掃工場浄化槽 汚泥貯溜槽設置(改増) 〔47.2〕 魚住清掃工場脱臭施 設の設置	〔47.4〕 全市ステーション方式に よるビニール袋収集の完 全実施 〔47.6〕 ブルドーザー(D80A)、 スクレパー(P808)配置	1972(昭和 47) 浅間山荘事件、札幌五輪、沖縄復帰、テルアビ ブ空港乱射事件、中国国 交正常化、横井庄ーグア ムから帰国
		は47.12月 林小へ県設置の自 動車排ガス自動測 定機器の測定開始		全市ごみ集積場所設置 (ステーションの指定)	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 48		〔48.4〕 公害にかかる分析 測定業務を船上下 水処理場において 開始する	〔48.3〕 魚住清掃工場第2施設の前処理施設設置、焼却炉設置		1973 (昭和 48) 石油危機、巨人 V 9、大 洋デパート火災、江崎玲 於奈にノーベル賞、金大 中拉致事件
49	〔48.10〕 ・明石市環境保全 条例制定 11.6.30 廃止 ・産業廃棄物にか の締結 (三菱重工(株)神戸 造船所他1社)	(48.8) 有機物質にかかる 公害防止協定(33事 務所)を締結 (49.6) 市内主要事業所と の間で総合公害防 止協定を締結(25事 業所)	〔49.3〕 魚住清掃工場第1施 設投入槽(60m³)、貯 溜槽(300m³)設置		1974(昭和 49) 田中金脈問題、小野田少 尉帰還、佐藤栄作にノー ベル賞、長嶋引退、ニク ソン辞任
50	〔49.12〕 明石市環境保全条 例施行規則制定 11.6.30 廃止	〔49.12〕 ・総合公害防止協定 に伴う市公害防止 協議会発足 ・神戸地域公害防止 計画承認(事業実施 49~53年度)		〔50.12〕 埋立地浸出汚水圧送用ポ ンプ場を設置する	1975 (昭和 50) ベトナム和平、第 1 回サ ミット、天皇訪米、国際 婦人年、広島カーブ初優 勝、山陽新幹線岡山博多
51			〔51.2〕 魚住清掃工場魚腸骨 焼却施設を廃止		間開通 1976(昭和 51) ロッキード事件
		〔51.11〕 三菱重工業㈱神戸 造船所二見工場と の公害防止協定を	〔51.3〕 魚住清掃工場第3施設(浄化槽汚泥処理施設、処理能力60㎏/円)及び既設工場の増・改造工事主施成 〔51.4〕 環境内に新築、を転	〔51.4〕 環境第2課が茶園場町よ り現在地に事務所等新 築·移転	
52		締結 [52.9] 阪神内燃機工業㈱ 明石工場と公害防 止協定を締結		(52.4) 環境第2課より大久保清 掃工場として独立 大久保町松陰字石ヶ谷に 新焼却炉(150t/24h×3 基・川重 VKW 回転火格子 式)を設置、稼働する	1977(昭和 52) 王 756 号本塁打、日航機 ハイジャック事件、有珠 山爆発
53		〔53.2〕 49.6 締結の総合公 害防止協定を改定 強化する(22 事業		(52.8) D50P ブルドーザー埋立地 に配置する	1978(昭和 53) 日中平和友好条約調印、 成田空港開港
		所) 〔53.10〕 新幹線鉄道騒音にかかるいて国鉄 策について国鉄等 事務委託契約を締 結、住宅防音工事を		藤江地区6自治会2,500世帯をモデル地区に指定、燃やせないごみの分別収集を開始	
54		実施		ごみピット汚水処理設備 増設する	1979(昭和 54) 日本坂トンネル事故
55		(55.3) 神戸地域公害防止 計画(見直し延長) 承認される(事業の 実施54~58年度		〔54.10〕 コンパクター埋立地に配 置する	1980(昭和 55) 富士見産婦人科病院乱 診事件、川治温泉でホテ ル火災、1億円拾得事 件、新宿バス放火事件、 静岡駅前地下街ガス爆 発火災

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 55 56		(55.4) 王子地区に新庁舎 建築移転のうえ業 務を開始(鉄筋コン クリート造2階建・ 延301.8㎡1棟)		(56.1)	1981 (昭和 56)
	〔56.3〕 明石市新長期総合 計画策定	(56.3) 二見臨海工業団地 立地事務所(46事業 所)と公害防止協定 を締結		別所(東藤江の一部を含む) 西松江地区約 1,500世帯をモデル地区に追加し、同様の分別収集を開始	神戸ポートピア、福井謙 ーにノーベル賞、夕張炭 鉱ガス惨事
57		〔56.6~57.1〕 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結	(56.7) 化学的酸素要求量に 係る総量規制実施 水質汚濁負荷量自動 測定器設置、測定を 開始	〔57.1〕 大久保清掃工場(南の谷) 埋立用地買収完了する	1982 (昭和 57) 日前機羽田沖墜落「逆噴射」、ホテル・ニュージャパン火災、三越事件「なぜだ」、フォークラ
		〔57.7.3~58.3.7〕 二見臨海工業団地 立地事務所(11事務 所)と公害防止協定 を締結		[57.5] 二見地区6自治会約 1,400世帯をモデル地区 に追加し同様の分別収集 を開始	ンド紛争
		〔57.11.1〕 大久保小学校大気 汚染測定局を大久 保市民センターに 移転する		最終処分場整備事業着工	
58		〔57.11.4〕 新幹線鉄道騒音に かかる障害防止対 策(76 対策)につい て国鉄と助成事務 協定を締結、住宅防 音工事を実施			1983(昭和 58)
36		〔58.3.16〕 県公害防止条例一 部改正(カラオケ騒 音等)公布される 58.7.1 から施行			大韓航空機墜落、三宅島 大噴火、戸塚ヨットスク ール、山陰地方に集中豪 雨、おしん
		(58.4.10) 環境検査室・二見市 民センター・林小学 校における県設置 大気汚染常時監視 システム(テレメー ター装置)を更新			
	〔58.5.18〕 浄化槽法の公布	,			
	〔58.6.1〕 県立明石公園を環 境美化区域に指定				

料

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 58	77 H 19A	(58.6~59.2) 二見臨海工業団地 立地事務所(17事業 所)と公害防止協定 を締結する	C WINIUM		
59		【58.7.7】 新幹線鉄道騒音に かかる国対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結、同10.24 追加協定を締結す る	(59.1)	〔58.12〕 第2次最終処分場整備事 業竣工	1984(昭和 59) グリコ・森永事件 長野県西部地震
		【59.3.16】 大気汚染防止法第 31 条に基づく知事 の権限委任につい て同施行令13条の 一部改正が閣議決 定される	魚住清掃工場脱臭施 設の設置(更新)	〔59.4〕 第2次処分場供用開始 〔59.5〕 東藤江 1,000 世帯を分別 地域に追加し、東藤江全	新札発行 日本銀行が 15年ぶりに新札を発行。 1万円札(福沢諭吉)、 5千円札(新渡戸稲造)、 千円札(夏目漱石)の3種。ロサンゼルスオリン ピック
		[59.5~60.3] 二見臨海工業団地 立地事務所(15事業 所)と公害防止協定 を締結		域分別収集を開始	
		(59.7.6) 新幹線鉄道騒音に かかる防音対策に ついて国鉄新幹線 総局と助成事務協 定を締結			
60		[59.8.8] 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される [60.3.8]		〔59.9〕 有害ごみ分別収集開始	 1985 (昭和 60) 日航ジャンボ機墜落、
00		神戸地域公害防止 計画(延長)承認される (事業実施 59~63 年度)		〔60.3〕 燃やせないごみの分別収 集 13,700 世帯に拡大	日前のタッチの機等を 豊田商事学件、阪神優勝 27 年ぶりの優勝、シらに 初めての日本シリーズ 制覇で「六甲おろし」の 大トラ・フィーバーに。 阪神の R・バースが三冠
		(60.3.22) 谷八木川における 環境基準の水域類 型指定 (60.3.27) 兵庫県公害防止条	〔60.3.31〕 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の設置(更新)		王。 五カ国蔵相会議がドル 高修正をめざして為替 市場へ協調介入することで一致。以後、円が急 騰する。
		例の市町長に権限 を委任する規則(大 気関係分)の一部が 改正され公布され る		(60.4.1)	口ス疑惑
				大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物処分委託の基本協定を締結する大阪湾広域臨海環境整備センターと廃棄物埋立処分場整備事業費負担に係る覚書を締結する	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和		(60.8.24) 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される			
		【60.10.21】 新幹線騒音につい て環境庁調査結果 が発表され、明石市 は全国ワースト2 となる	[60.10.1] 浄化槽法の全面施行 兵庫県浄化槽指導要 綱施行 改正し尿汲取手数料 制度(チケット制) の実施		
		[60.12.24] 新幹線鉄道の障害 防止対策早期実施 を求め,国鉄総裁に 要望書を提出する			
61		【61.3.11】 水質汚濁防止法施 行令の一部が改正 され、政令市に指定 される			1986 (昭和 61) 三原山大噴火、チェルノ ブイリ原発事故 衆参同時選挙で自民党 が空前の圧勝 新日鉄・神戸製鋼・川崎 製鉄の鉄鋼大手 3 社が
		[61.9.1] 明石市域において 光化学スモッグ予 報が発令される			初の従業員一時帰休に踏み切った。
62		【61.9.4】 新幹線の 新野に 新野に 新野に で の で り り り り り り り り り り り り り り り り り	〔61.10.1〕 トラックスケールに よる計量を開始	〔62.3〕 燃やせないごみの分別	
		(62.5.8) (62.5.8) (62.5.8) (62.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (63.5.8) (64.5.8) (65.		30,000 世帯に拡大	1987 (昭和 62) 初上場のNTT株に買 が設到で初値がつかず。 国鉄民営化、JR スタート 暗黒の月曜日 ニューヨーク株式市場 で史上最大の株価大暴 落。下降率 22.6%は1929 年の大恐慌を越えた 地価の異常、利根川進に ノーベル賞
		(62.8) スター・ウォッチン グ「星空の街」コン テストを実施した			

料

	-0 40			\ - \ \ \ - \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
昭和 63		[63.4] 自動車公害防止対		(63.3) ・燃やせないごみの分別 収集 42,000 世帯に拡大 ・分別収集「かん・びん混 合袋収集」2,200 世帯を対 象に試行した	1988 (昭和 63) リクルート疑惑、青函ト ンネルが開業、瀬戸大橋 が開通、イラン・イラク 戦争、天皇の病状悪化
平成元		□ (63.9.8~マの事 (15) (15) (16) (16) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17) (17		〔元.7〕 分別収集、市内全域に拡大 〔元.8〕 分別収集「かん・びん混合 袋収集」市内全域で実施	1989 (平成元) 消費税スタート、昭和天 皇死去、幼女誘拐殺人、 天安門塼、ベルリリの 壁崩壊、美里遺跡 第 15 回主要国首脳会議 (アルシュサミットでの 対応への必要性で一致。
		「水質のようには、 一、10.1) 一、10.1 一、10.1 一、10.1 一、10.1 一 10.1 一 10.1 — 10.1			1990 (平成 2)
3	〔3.3〕 明石市第3次長期 総合計画策定 〔3.4〕 環境衛と課 環境衛課 係名の変更	(3.2.1) 大気汚染防止法の 改正により、ガス、 ガソリン機関が規 制される		〔3.3〕 焼却炉施設に塩化水素除 去装置を設置する 〔3.4〕 環境事業所の設置	国際花と緑の博覧会、バデ

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成		〔3.8.23〕 土壌汚染の環境基 準告知(10物質)		〔3.7〕 集団回収助成金交付制度 開始	
4				〔4.2〕 「ごみ減量化等推進検討 会」設置 〔4.6〕 生ごみ堆肥化容器購入助成事業開始 〔4.8〕 集団回収活動用具助成事 業開始	地球環境サミット 国連が、ブラジルのリオ デジャネーロで国際会
5				〔5.2〕 「ごみ減量化等推進検討 会」の提言	1993 (平成 5) ビル・クリントンが 42 代大統領に就任。細川連 立内閣発足、北海道南西
		[5.3.8] 水質汚濁に係る環 境基準の一部改正 により、15 項目追加		(5.3) ・一般廃棄物処理基本計 画の策定 ・空き缶回収機設置 10.3撤去 (5.4)	沖地震、天皇沖縄訪問、 皇太子結婚 流行語:インターネット
		(5.6.18) 悪臭防止法の一部 改正により、13 物 質追加		新大久保清掃工場建設準 備室設置	〔5.11〕 環境基本法施行
		(5.12.27) 水質汚濁防止法の 一部改正により、有 害物質 13 物質追加 とともに、2 物質の 排水基準の強化			
6		〔6.4.21〕 悪臭防止法施行規 則等一部改正によ り、排水中における 臭気に対して物質 適用になった			1994 (平成 6) ロサンゼルスを中心と する南カリフォルニア 一帯で大地震。死者 61 人、負傷者 9200 人。松 本サリン事件、村山内閣 誕生、向井さん宇宙へ
7	〔7.1.31〕 倒壊家屋等解体処 理申込受付開始	〔6.9.1〕 明石市大気常時監 視システムが始動			1995 (平成 7) 〔7.1.17〕 兵庫県南部大地震発生、
	〔7.2.13〕 自衛隊による倒壊 家屋等の解体処理 開始 〔7.2.20〕 業者委託による倒 壊家屋等の解体処	〔7.2.28〕 環境庁告示により			地下鉄サリン事件、「もんじゅ」ナトリウェ事件、「もんじゅ」ナトリウム漏東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック。日本銀行が公定歩合を0.5%に引き下げ即日実施。史上最低の金利。
	理開始	環境基準の水域類 型等を定めた			

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 7		(7.4.21) 悪臭防よりの見 の見 の見 の見 の見 の見 の見 に り、導 (7.7.18) 現 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		(7.6) 災害廃棄物破砕・選別業 務開始 (8.3 末終了) (7.7) 第 2 次最終処分場嵩上工 場着工 (8.1) 新焼却施設(160t/24h×3 炉・住友/W+E 型水平スト ーカ炉)着工 (8.5) 第 2 次最終処分場嵩上工 場竣工	1996 (平成8) O-157、住専問題、豊浜 トンネル岩盤崩落事故、 小選挙区で初の総選挙
9	〔9.4〕 ・環境保全条例の 見直し 基本計画 で定に に計画 に計画 を配置	、保証のでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1	〔9.7〕 従量制し尿汲取手数 料改定 (事業所と仮設便所 に区分)	(8.7) ごみ収集車(3.5t プレス パッカー車) 1 台試行導 入 (8.12) フロン回収業務開始 (9.4) 動物死体処理手数料改定 (9.7) 新破砕選別施設(92t/5h) 被砕 60t/5h×1系統 資源化 32t/5h×1系統	1997 (平成 9) ロシア (平のタッンカー 日消税 きいかい 一個 でのの出事 というでは、での出事 というでは、できたでは、できたでは、できたがいまたが、できたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、できまたが、これでは、できまたがでは、できまたができまたが、できまたができまたが、できまたができまたができまたができまたができまたができまたができまたができまたが
10	〔10.2.20〕 環境保全審議境保 (で基本、のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(9.8.29) (9.8.70の廃い類) (東京の原い類) (東京の原い類) (東京の原い類) (東京の原い類) (東京の原のにおり) (東京の原のにおり) (東京の原のにおり) (東京の原のにおり) (東京の原のにおり) (東京の原のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり)))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり)))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり))) (東京のにおり)))) (東京のにおり))) (東京のになり))) (東京のになり))) (東京のになり))) (東京のになり))) (東京のになり))) (東京のになり))) (東京ののになり))) (東京のののになり)) (東京のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		(9.8) ごみ収集車(3.5t プレス パッカー車) 1 台試行導 入 (9.12) 清掃工場新管理棟着工	券・北海道拓殖銀行破 綻、 1998 (平成10) 長野オリンピック、和歌 サッカーW杯日本初 場、金大中・大統領が来 日

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 10		〔10.4.1〕 自動車排ガス局と して、小久保局を新 設した	(10.4.1) 浄化槽設置等の届出 及び保守点検、清掃 についての改善命令 などの事務が県から		〔10.4.5〕 明石海峡大橋開通
		【10.5.20】 水質汚濁防止法施 行令の一部改正に より、PCBの処理 に係る施設を規制 対象であるもっ 設に追い布された (10.6.17施行)	移譲された		
		(10.5.28) 窒素及び燐に係る 削減指導要領が制 定された (10.7.1施行)			
		[10.6.23] 窒素含有量につい ての排水基準に係 る湖沼を定める件 の一部を改正する 件が告知された (10.8.1)			
		[10.8.5] 新幹線鉄道騒音振動の発生源等について、3市1町でJR西日本に要望書を提出する	〔10.8〕 一般廃棄物(生活排 水)処理基本計画策 定		
		〔10.8.13~14〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策に ついて、3市1町で 運輸省、環境庁に要 望書を提出する			
11		【10.9.24】 水排、10.9.24】 小質、10.9.24】 小質、10.9.24】 小質、10.9.24】 小質、10.9.24】 小質、10.9.24 小学、10.9.24		〔10.11.30〕 旧焼却炉休止	1999 (平成 11) 初の脳死判定による心臓・肝臓移植、東海村で臨界事故、ユーロ導入、 横山知事が辞表
		〔11.3.12〕 悪臭防止法施行規 則の一部を改正す る総理府等により、気体排出数規制 はる臭気指数規制 基準の設定方法等 が定められた (11.9.13 施行)		〔11.3.31〕 明石クリーンセンター施 設竣工 大久保清掃工場から明石ク リーンセンターに名称変更	

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 11	[11.4] 環境部機構改革 環境管理課と環境 保全課が統合 環境政策課となる (管理係、計画係、 大気係、水質係、 監視係)	A EL MAINE	Cinnati	[11.4.1] ・明石クリーンセンター本格稼働 ・組織改正 環境管理課推進係の業務を明石クリーンセンターに統合 (庶務係、施設係、推進係の編成となる) 資源再生化担当課長を配置	
	・明石市の環境の 保全及本条例とび 同施行規則を制定 ・明石市空き缶等 の散乱及びふん害 の防止に関する条 例制定			[11.4.1] 環境管理課環境整備係の 一部業務を環境第2課へ 統合 [11.6] ・ペットボトルを資源ご	
	(11.7.15) ・環境の保全と創造に関する条例に基づく規制基準の改正(焼却炉ばいじん規制) ・ダイオキシン類対策特別措置法公布			みとして収集開始 ・分別変更を実施し、プ ラスチック類は可燃ごみ になった	[11.7.15] 特定化学物質の環境へ の排出量の把握等及び 管理の改善の促進に関 する法律(PRTR法) 公布
12	(12.1.15 施行) 〔11.10.1〕 明石市空き缶等の 散乱及びふん害の 防止に関する条例 施行規則制定		〔11.10〕 魚住清掃工場汚泥焼 却施設の廃止		2000 (平成 12)
	(12.2) 明石市環境基本計画策定 (12.4.1) ・市機構改革によ	〔12.4.1〕 騒音規制法の改正	〔12.3.10〕 魚住清掃工場第2施 設最終沈殿槽及び第 3施設処理槽取り壊 し撤去	〔12.4.1〕 市機構改革で環境第2課	南北朝鮮首脳会談、不明 少女9年ぶりに発見、大 手百貨店そごうが倒産、 2000円札発行、日比 谷線脱線、雪印乳業食中 毒事件、高速バス乗っ取 り
	る名称変更 環境 政策課 管理係 総務係 ・組織改正 大気係と水質係が 統合し、保全係と なる	で自動車騒音の要請限度がL5の評価からLEOの評価に変更となる		組織改正 (庶務係、作業第 1 係、作 業第 2 係の編成となる)	
	(総務係、計画係、 保全係、監視、監視、 場成では、 の14001 取得のため計画 当課長を配と が施行される				

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 12	【12.9.7】 ISO14001 ISO14001 ISO14中施 [12.9.] に				
13	〔13.3.14〕 市はISO140 01記証取得成る 適用範囲は民本庁 、消ンタン、 は で で で で の の の の の の の の の の の の の の の	〔13.3.16〕 騒音規制法施行令 が改正公布され、自 動車騒音の常時監 視事務に関する政 令市となる		〔13.4.1〕 家電リサイクル制度開始	[13.2.9] 米ハワイ・オアフ島沖で 愛媛県宇和島水産高校 の実習船「えひめ丸」が 米原子力潜水艦に衝突 され沈没
	〔13.4.1〕 第 4 次長期総合計 画がスタート			が电ググイブル 側及開知	〔13.4.26〕 小泉内閣が誕生
	家電リサイクル法 施行(対象は、エ アコン、テレビ、 冷蔵庫、洗濯機の 4品目)	(40.4.00)			小水(以图/), 咸土
	(13.7.2) 環境政策課分室に 環境学習室を開設 (13.7.21) 明石市民夏まつり	[13.4.20] 環境基本法第 16 条 第 1 項の規定にジ クロロメタンが追 加され、大気環境基 準が定められた			〔13.6.8〕 大阪教育大付属池田小 学校に包丁を持った男 が乱入
	で事故発生 〔13.12.30〕 大蔵海岸で陥没事 故発生	〔13.8.28〕 新幹線鉄道騒音振動の発生源対策について、3市1町で運輸省、環境省に要望書を提出する	〔13.10.1〕 市内全世帯、全事業 所の浄化槽管理者に 啓発パンフレットを 送付する		〔13.9.10〕 国内初の狂牛病 〔13.9.11〕 米中枢同時テロ発生 〔13.12.1〕 皇太子妃雅子さまが女子を出産。名前は「愛子」 称号は「敬宮」と決まる

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 14	〔14.2.4〕 一般廃棄物処理基 本計画の策定に関 して環境審議会に 諮問する				〔14.2.8~〕 ソルトレーク・シティー で第 19 回冬季オリンピ ックを開催
	[14.2.20] ISO14001 サーベイランス (2年目の定期審 査)を受審する	(14.4.1)			
	特例市に移行 〔14.6.1〕 明石市廃棄物の処	特例市移行に伴い公害規制権限が県から委譲される		[14.5.1] 家電リサイクル法啓発下 敷を市内の小学生(4、 5年生)に配布開始 [14.6.1]	〔14.5.31~〕 第 17 回ワールドカップ 日本・韓国共同開催
	理及び清掃に関す る条例・施行規則 を一部改正			明石市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の改正 により、産業廃棄物の一 部(建設廃材、木くず、 燃え殻)のクリーンセン ターへの搬入を禁止する	〔14.9.17〕 日朝首脳会談。翌月拉致
15	〔15.2.1〕 明石市一般廃棄物処 理基本計画(ごみ				被害者5名が帰国 (14.12.20) 小柴氏・田中氏が日本人で同年に2人受賞は初めてのノーベル賞受賞
	編・生活排水編)策 定 [15.3.12] ISO14001 認証取得の範囲を 拡大。拡大範囲は、				〔15.3〕 重症急性呼吸器症候群 (SARS)が中国広東省や 香港、ベトナムで集団発 生
	市立市民会館、環境 境政策 1 課(事 境)、環境第 2 課、 明石クリーンセン ター(事務棟)				(15.3.20) 米軍がイラクに対する 武力攻撃を開始 (15.4.1) 日本郵政公社スタート
				[15.10.1]	(15.8.25) 住民基本台帳ネットワークが本格始動
				家庭用パソコンのリサイクル制度スタート	〔15.12.1〕 地上デジタル放送開始

	明石一般	公害規制	し尿関係	ごみ関係	世界・我が国の動き
平成 16				〔16.1.4〕 小動物死体処理委託を開 始	〔16.1〕 山口県で国内第1例目の 鳥インフルエンザ発生
					〔16.1.16〕 自衛隊の先遣隊をイラ クに派遣。
	〔16.3.24〕 明石市廃棄物の処 理及び清掃に関す る条例を一部改正 〔16.3.25〕 同条例施行規則を			〔16.3.25〕 環境事業指導員制度、ご	
	一部改正			み減量推進員制度施行	
	〔16.4.1〕 機構み対策 で発生 で発生 で で が り で が り で が り で で で で で で で で で で			〔16.4.1〕 家庭用専用冷凍庫が家電 リサイクル法の対象品目 に追加	
	境事業所の名称を 廃止				〔16.6〕 年金制度改革関連法が 成立
	環境政策課保全係 と監視係を廃止 し、水質係、大気 係を新設			[16.6~10] 紙類・布類の分別変更と 粗大ごみ戸別有料化につ いて、自治会を中心に全 市において説明会を実施	〔16.8〕 アテネで第 26 回オリン ピックが開催
				〔16.10〕 ごみハンドブック全面改 訂、全世帯に配布	〔16.10〕 新しい札発行
				ごみ減量推進員・ごみ減 量推進協力員を委嘱・登 録	千円は野口英世 5千円は樋口一葉
				〔16.11〕 全市において紙類・布類 分別収集始まる	
				全市において粗大ごみ戸 別有料収集始まる	
				ごみカレンダー全面改訂	
17				〔17.3.23〕 第3次埋立処分場の建設 を開始	〔17.3〕 愛知万博(愛・地球博) が開催
	〔17.4.1〕 機構改革 明石クリーンセン			〔17.4.1〕 焼却施設運転管理業務委 託を開始	〔17.4〕 JR福知山線脱線事故
	ターに計画係を新 設				



豊かな暮らしを見つめ直し 地球の資源と環境を大切にしよう。



古紙配合率 100% (表紙 80%) 再生紙を使用しています